

鳥取大学の現状と課題(第16号)

第1期中期目標期間に係る業務の 実績に関する評価報告書

【分冊1】

平成23年度



第1期中期目標期間に係る業務の 実績に関する評価報告書

— 《分冊1》 —

平成23年度
国立大学法人
鳥取大学

目 次

○ はじめに

1. 国立大学法人・大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間の業務の実績に関する評価結果について

◇ 国立大学法人・大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間の業務の実績に関する評価について（委員長所見）	1
◇ 国立大学法人・大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間の業務の実績に関する評価の概要	2
◇ 国立大学法人・大学共同利用機関法人の改革推進状況【第1期中期目標期間】	29
◇ 第1期中期目標期間の業務実績に関する評価結果のポイント	56
◇ 国立大学法人評価委員会委員名簿	57

2. 国立大学法人鳥取大学の第1期中期目標期間の業務の実績に関する評価結果について

◇ 第1期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果	59
◇ 学部・研究科等の教育に関する現況分析結果	75
◇ 学部・研究科等の研究に関する現況分析結果	125
◇ 意見の申立て及びその対応	148
◇ 第1期中期目標期間の評価結果にみる鳥取大学の特長	149
◇ 第1期中期目標期間に係る指摘事項に対する取組状況	154

○ おわりに

《参考資料》

- 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領
- 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領
- 鳥取大学評価委員会委員名簿（平成22年4月1日現在）

はじめに

国立大学法人等は、第1期中期目標期間中の業務実績の評価を受審するにあたり、文部科学省の基本方針に従って、『平成20、21年度中期目標の達成状況報告書』、『現況分析における顕著な変化についての説明書（教育）』、『現況分析における顕著な変化についての説明書（研究）』、『平成21事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書』の4種類の報告書を作成し、平成22年6月に提出した。そして、平成20年度に実施した平成16～19年度評価における暫定評価結果を変更する必要性の確認を基本として評価を受けた結果、平成23年5月24日付で国立大学法人評価委員会から「第1期中期目標期間の業務の実績に関する評価の結果について」通知があり、鳥取大学の第1期中期目標期間の業務実績の状況は、すべての項目で中期目標の達成状況が「良好」又は「おおむね良好」であるとの評価を受けた。この評価結果は平成24年度運営費交付金の算定に反映される。

国立大学法人評価委員会が実施した第1期中期目標期間の業務実績の評価においては、教育研究の状況や業務運営・財務内容等の状況について、大学の活動を全体的に整理するとともに、優れた点、特色ある点や改善を要する点などが示されている。評価を受審するために作成した4つの報告書と得られた評価結果は、鳥取大学が社会に対して果たすべき説明責任の具象であるとともに、本学が今後の大学運営のあり方を検討するための貴重な資料やデータでもある。

こうした考えから、本学の第1期中期目標期間の業務実績の評価結果を踏まえ、第2期中期目標期間中における業務の主体的な改善・改革の取組が促進されることを期待し、本報告書を取りまとめた。本報告書を通じて、鳥取大学の活動に対する社会の理解が高まり、また、学内において主体的な改善・改革の取組が促進されることを期待する。

最後に、第1期中期目標期間の業務実績評価、並びに本書の取りまとめに尽力をいただいた評価委員会の委員のみなさんに感謝いたします。

平成23年9月30日

国立大学法人 鳥取大学

学長 能勢 隆之

1. 国立大学法人・大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間の業務の実績に関する評価結果について

- ◇ 国立大学法人・大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間の業務の実績に関する評価について（委員長所見）
- ◇ 国立大学法人・大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間の業務の実績に関する評価の概要
- ◇ 国立大学法人・大学共同利用機関法人の改革推進状況【第1期中期目標期間】
- ◇ 第1期中期目標期間の業務実績に関する評価結果のポイント
- ◇ 国立大学法人評価委員会委員名簿

国立大学法人・大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間の 業務の実績に関する評価について

平成23年5月24日
国立大学法人評価委員会
委員長 村松 岐夫

1. 国立大学法人評価委員会は、この度、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間の評価を行いました。
この評価は、各法人が行う教育研究の特性や運営の自主性・自律性に配慮しつつ、中期目標の達成状況について、法人側の自己点検・評価に基づき、平成20年度に実施した平成16～19年度評価における評価結果を変更する必要性の確認を基本として実施したものです。
なお、本評価制度は、各法人間の相对比较をするものではないことに留意する必要があります。
2. 各法人では、学長・機構長のリーダーシップを発揮するために法人の一体的な運営体制が確立され、経営戦略を策定し、それぞれの個性や特色を活かして教育研究活動等に取り組んでいることを高く評価します。
教育研究では、特色を活かしたカリキュラム改革、競争的経費等を活用した研究推進や研究成果の継承・発展、地域の産業・医療等支援、産学連携の強化、学生に視点を置いた就学支援活動等で優れた点が認められます。業務運営では、人事評価結果を処遇反映する取組の導入が大きく進んでいるほか、戦略的な資源配分の実施、男女共同参画の推進、共同調達の実施、環境へ配慮した取組等で成果が認められます。
3. 今回の評価結果では、9割以上の法人が中期目標の達成状況が「非常に優れている」、「良好」及び「おおむね良好」となっています。また、平成16～19年度評価結果と比較すると、「非常に優れている」法人は20法人から32法人に増加し、「不十分である」法人は11法人から6法人へ減少しています。
このことから、多くの法人では、評価を通じて、運営の改善に結びつけるサイクルが有効に機能しつつあると認められます。
ただし、これまで課題として指摘された事項に対して十分な対応がなされていない事例も一部には見られるほか、特に研究費の不正使用が行われていたことについては、再発防止に向けた取組の徹底が求められます。
今後、各法人では、引き続き、着実な自己点検・評価を実施し、第2期中期目標の達成に向けて、教育研究の質の向上や業務運営の改善を図るとともに、さらなる改革を実現されることが期待されます。
4. これまで、国の財政事情を受け、法人運営の基盤的経費である運営費交付金の削減が続いた結果、各法人を取り巻く環境は一層厳しさを増していました。そのような中で、各法人ではマネジメント改革により経費の削減を図り、経営の効率を高め、外部資金の獲得に努めながら教育研究等に取り組んでいることは評価すべきです。
一方、急速に進む社会や産業界のグローバル化の中で、社会の発展を支える重要な要素の一つである教育研究機能について、法人の個性・特色に配慮しながら、その国際競争力の一層の向上に努める必要があります。
今後の教育研究の質の維持向上のためには、各法人においては一層の努力や積極的な教育情報の公表が求められます。
何より、今後の教育研究の発展のためには、大学改革の推進とともに、公的資金の充実が不可欠であり、この機会に改めて関係各位に強く協力を求めたいと思います。

国立大学法人・大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間の業務の実績に関する評価の概要

I 評価方法、評価の審議経過等

(1) 評価制度

国立大学法人法第35条により準用される独立行政法人通則法第34条に基づき、国立大学法人評価委員会は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「法人」という。）の中期目標期間の業務の実績に係る評価（以下「中期目標期間評価」という。）を行う。

この評価は、大学等の教育研究の特性に配慮しつつ、各法人の自己点検・評価に基づき、教育研究の状況や業務運営・財務内容の状況等について、法人毎に定められた中期目標の達成状況等の調査・分析を行い、法人の業務実績全体について総合的に行うため、各法人間を相対比較するものではないことに留意する必要がある。

このうち、教育研究の状況は、専門的な観点からきめ細かく評価を行うことが必要であることに配慮し、国立大学法人法に基づき、国立大学法人評価委員会が、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）に対し評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して評価を行う。

第1期中期目標期間評価は、平成20年度に実施した、平成16年度から平成19年度までの4年間の業務の実績に関する評価（以下「平成16～19年度の評価」という。）との作業の重複をできるだけ避け、主として、中期目標の達成状況の評価結果を変更する必要性の確認を基本として実施する。

※ 「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領（平成19年4月国立大学法人評価委員会決定、平成22年3月一部改正）」に従い評価を実施。

(2) 評価方法

(a) 法人における自己点検・評価

各法人は、実施要領等に従って、自己点検・評価を行い、平成20年度及び平成21年度の業務の実績に係る報告書を作成する。

なお、平成16年度から平成19年度の業務の実績は、平成16～19年度の評価の実績報告書を参照する。

(b) 機構における教育研究の状況の評価

機構は、教育研究の状況の評価として、「中期目標の達成状況の評価」及び「学部・研究科等の現況分析」を行う。

中期目標の達成状況の評価は、「教育研究等の質の向上」の目標に係る「教育に関する目標」、「研究に関する目標」、「社会との連携、国際交流等に関

する目標」の3項目（※大学共同利用機関法人は「共同利用等に関する目標」を加えた4項目）について、各法人から提出された平成20、21年度の実績を踏まえた達成状況報告書等を調査・分析して評価を行う。

学部・研究科等の現況分析は、

- ① 主要な教育研究組織毎に教育研究の水準や質の向上度を明らかにすることが、中期目標の達成状況を適切に判断するために必要であるとともに、
- ② 各法人の個性を伸ばし質を高める観点から、各法人が自主的に行う組織・業務の見直し等に関する検討に、評価結果を反映させるためにも必要である

との趣旨で評価を行う。

具体的には、「教育の水準及び質の向上度」、「研究の水準及び質の向上度」について、各学部・研究科等における教育、研究の目的に照らし、当該組織が想定する関係者の期待にどの程度応えているかという視点で、各法人から提出された平成20、21年度の実績を踏まえた現況調査表等を調査・分析して評価を行う。

(c) 国立大学法人評価委員会における評価

国立大学法人評価委員会は、「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営に関する重要事項（施設設備の整備・活用、安全管理等）」の4項目について、各法人から提出された実績報告書等を調査・分析するとともに、学長・機構長等からのヒアリング、財務諸表等の分析も踏まえながら評価を行う。

教育研究等の状況は、機構における評価結果を尊重しつつ、国立大学法人評価委員会において附属病院及び附属学校の状況に関する評価を行うとともに、定員超過の状況の確認を行う。

① 全体評価

- ・ 中期目標期間における業務実績の全体について、各法人の特性や項目別評価の状況を踏まえつつ、記述式により総合的な評価を行う。

② 項目別評価

- ・ 「教育に関する目標」、「研究に関する目標」、「社会との連携、国際交流等に関する目標」、「業務運営の改善及び効率化に関する目標」、「財務内容の改善に関する目標」、「自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標」、「その他業務運営に関する重要目標（施設設備の整備・活用、安全管理等）」の7項目（※大学共同利用機関法人は「共同利用等に関する目標」を加えた8項目）は、以下の5種類により達成状況を示す。

なお、これらの水準は、各法人を通じた最小限の共通の観点を踏まえつつも、各法人の設定した中期目標に対応して示されるものであり、各法人

間を相対比較するものではないことに留意する必要がある。

- 「中期目標の達成状況が非常に優れている」
- 「中期目標の達成状況が良好である」
- 「中期目標の達成状況がおおむね良好である」
- 「中期目標の達成状況が不十分である」
- 「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」

(3) 評価体制

国立大学法人評価委員会（委員長：村松岐夫 京都大学名誉教授）における評価は、国立大学法人においては、同委員会の国立大学法人分科会の下に評価チームを設置して、調査・分析を行った。

評価チームは、各法人の規模や特性に応じて割り当てた法人を担当する基本チーム及び附属病院の専門評価チームを設置した。

また、大学共同利用機関法人においては、同委員会の大学共同利用機関法人分科会が調査・分析を行った。

機構が行う教育研究の状況の評価は、機構の国立大学教育研究評価委員会の下に具体的な評価を実施するために、達成状況判定会議及び現況分析部会等を編成し、評価を行った。達成状況判定会議は、各法人の規模・構成に応じた8つのグループを編成し、評価を行った。現況分析部会は、分野別の10の学系部会を設置して評価を行った。研究業績水準判定は、科学研究費補助金の分類を基とした研究分野ごとに複数の専門委員を配置して評価を行った。

(4) 審議経過

【国立大学法人評価委員会における評価】

平成22年

6月30日まで	各国立大学法人、大学共同利用機関法人から実績報告書、財務諸表等の提出
7月27日～8月11日	国立大学法人分科会・評価チーム会議、大学共同利用機関法人分科会において実績報告書等の調査・分析
8月12日～9月2日	各国立大学法人から業務の実績についてヒアリング
8月30日～31日	各大学共同利用機関法人
11月30日	大学共同利用機関法人分科会において評価結果（評定（案））の審議
12月7日～24日	国立大学法人分科会・評価チーム会議において評価結果（骨子案）の検討

平成23年

1月31日～2月9日	国立大学法人分科会・評価チーム会議において評価結果（骨子案）の検討
2月17日	国立大学法人分科会において評価結果（素案）の審議 （意見申立ての機会：2月17日～3月3日）

- 2月18日 大学共同利用機関法人分科会において評価結果(素案)の審議
(意見申立ての機会：2月23日～3月4日)
- 5月24日 国立大学法人評価委員会総会において評価結果(案)の審議・決定

【機構における教育研究の状況の評価】

平成21年

- 11月6日 国立大学法人評価委員会から教育研究の状況の評価の実施の要請

平成22年

- 7月～8月 書面調査
- 9月6日～9月13日 現況分析部会(第1回)において評価結果(素案)の審議
- 9月10日～9月16日 達成状況判定会議(第1回)において評価結果(素案)の審議
- 9月22日～10月7日 法人に確認を要する事項の照会
- 11月11日～11月18日 現況分析部会(第2回)において評価結果(原案)の審議
- 11月22日～11月29日 達成状況判定会議(第2回)において評価結果(原案)の審議
- 12月20日 国立大学教育研究評価委員会において評価報告書(原案)の審議
(意見申立ての機会：12月21日～1月14日)

平成23年

- 1月24日 意見申立審査会において意見申立ての対応審議
- 1月28日 国立大学教育研究評価委員会において評価報告書(案)の審議・決定
機構から国立大学法人評価委員会へ教育研究の状況の評価結果の提出

Ⅱ 評価結果の概要

1 中期目標の達成状況の評価の概況

1. 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育

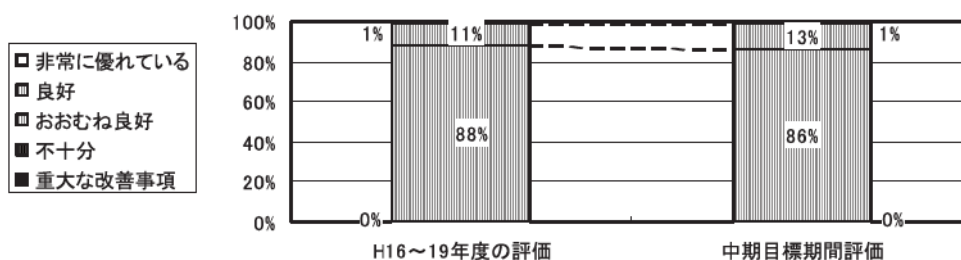
①教育の成果、②教育内容等、③教育の実施体制等、④学生への支援に関する各法人の中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、総合的に評価を実施した。

「非常に優れている」、「良好である」及び「おおむね良好である」法人が 90法人（100%）となっており、基本的には中期目標の達成状況が「良好」又は「おおむね良好」である。

なお、「良好である」法人が、平成16～19年度の評価と比較すると2法人（2%）増となっている。

【評定の結果】

	[平成16～19年度の評価] (全90法人中)	中期目標期間評価 (全90法人中)
「非常に優れている」	[1法人 (1%)]	1法人 (1%)
「良好である」	[10法人 (11%)]	12法人 (13%)
「おおむね良好である」	[79法人 (88%)]	77法人 (86%)
「不十分である」	[0法人 (0%)]	0法人 (0%)
「重大な改善事項がある」	[0法人 (0%)]	0法人 (0%)



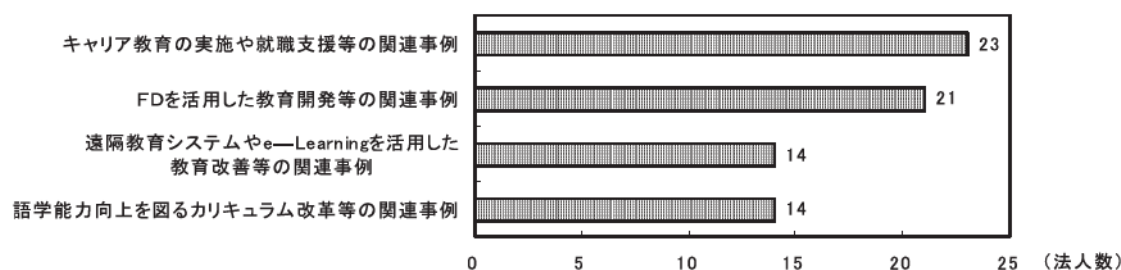
(主な状況)

○ 教育活動の充実では、各法人において、個性・特色の明確化、教育内容の充実を図るため、個性的で多様なプログラムの開設、法人の特色を活かしたカリキュラムの改革、教育実施体制の改編・整備等の取組を行っている。また、法人全体として、教育の質の向上を図るための総合的な教育プラン・教育戦略を策定し、実践的な教育の実施や教育活動の国際化を推進している。

○ 指導方法の改善では、各法人において、ファカルティ・ディベロップメント (FD) の充実、シラバスの工夫、講義や演習等のバランスを考慮した授業、ティーチング・アシスタント (TA) 等の活用、学生による授業評価・アンケート

ートの活用、独自の教材開発、ネットワーク環境の整備等により工夫をこらした取組を実施している。

- 学習支援では、各法人において、法人独自の奨学金・授業料等免除等の導入、学生の相談窓口の整備、学生へのメンタルケアの充実、チューター制度・日本語教育の充実等による留学生支援等の取組を実施している。
- 就職支援、キャリア教育では、各法人において、各種キャリア教育プログラムの実施、就職支援アドバイザーの導入、進路・就職情報ファイルシステムの構築、キャリアカウンセラー等の配置や就職（キャリア）支援室の設置・拡充等、学生のキャリア形成に向けた様々な取組を実施している。
- 教育の達成度評価において「優れた点」として取り上げた主な取組事例（類型別）



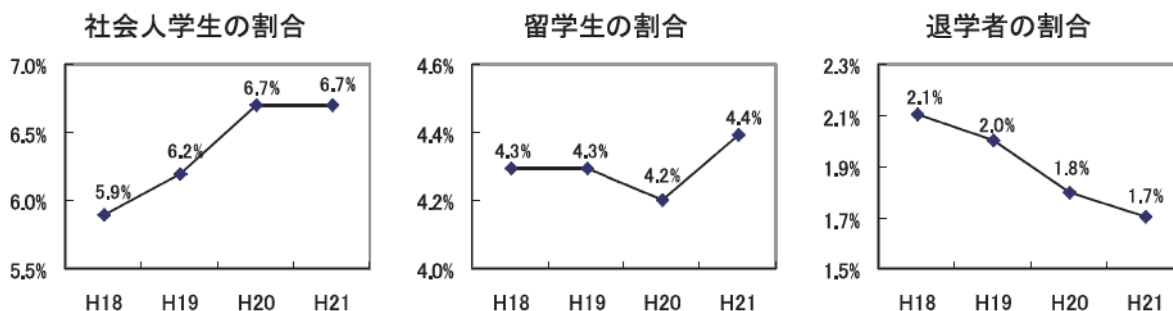
- 一方で、中期計画に掲げる取組が十分に実施されず、改善を指摘された法人があった。

（例）教養教育と専門教育との連携強化、学部・大学院の連携教育の充実、学生の授業評価による質の改善機能の充実、大学間学術交流協定の推進 等

（主な改善等事例）

- 社会人学生及び留学生の割合が増加している。また、退学者の割合が減少している。

- 社会人学生（H21年度：6.7%、H20年度：6.7%、H19年度：6.2%、H18年度：5.9%）
- 留学生（H21年度：4.4%、H20年度：4.2%、H19年度：4.3%、H18年度：4.3%）
- 退学者（H21年度：1.7%、H20年度：1.8%、H19年度：2.0%、H18年度：2.1%）



(2) 研究

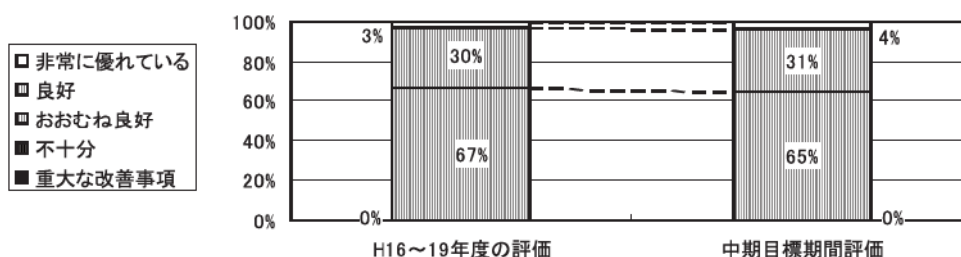
①研究水準及び研究の成果等、②研究実施体制等の整備に関する各法人の中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、総合的に評価を実施した。

「非常に優れている」、「良好である」及び「おおむね良好である」法人が90法人（100%）となっており、基本的には中期目標の達成状況が「良好」又は「おおむね良好」である。

なお、「非常に優れている」及び「良好である」法人が、平成16～19年度の評価と比較するとそれぞれ1法人（1%）増となっている。

【評定の結果】

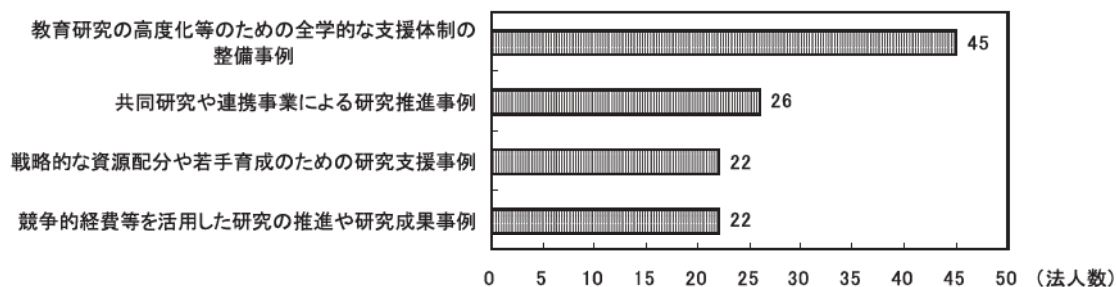
	[平成16～19年度の評価] (全90法人中)	中期目標期間評価 (全90法人中)
「非常に優れている」	[3法人 (3%)]	4法人 (4%)
「良好である」	[27法人 (30%)]	28法人 (31%)
「おおむね良好である」	[60法人 (67%)]	58法人 (65%)
「不十分である」	[0法人 (0%)]	0法人 (0%)
「重大な改善事項がある」	[0法人 (0%)]	0法人 (0%)



(主な状況)

- 研究活動の充実では、各法人において、学長裁量経費等を活用して資源を重点配分し、法人の個性・特性を活かした研究の活性化を図っている。また、法人における中長期的な研究戦略を策定し、法人全体として組織的な研究活動の推進を図っている法人も見られた。
- 研究実施体制では、法人化のメリットを活かし、学内横断的な研究プロジェクト・ユニットを構築し重点分野における研究の活性化を図る法人や、年俸制や特任教員等の制度を導入して、国際公募により国内外から優秀な研究者を採用する法人も見られるなど、柔軟化が進められている。
- 若手研究者や女性研究者の支援では、多くの法人において、学長裁量経費等により若手研究者の独創的・創造的な研究活動を支援するとともに、女性研究者支援のための具体策として短時間勤務制度や法人内保育施設の整備等を実施するなど、様々な支援策が講じられている。

○ 研究の達成度評価において「優れた点」として取り上げた主な取組事例（類型別）



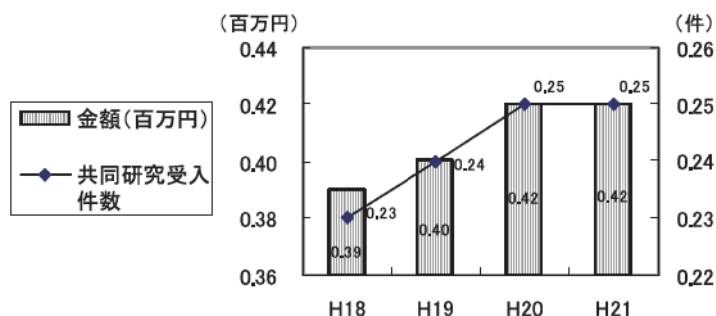
○ 一方で、中期計画に掲げる取組が十分に実施されず、改善を指摘された法人があった。

（例）各部局及び個々の研究者の研究目的・目標の明確化、教員の研究休職制度の充実 等

（主な改善等事例）

○ 教員一人当たりの共同研究の受入件数及び受入金額が増加している。

- ・ 件数（H21年度：0.25件、H20年度：0.25件、H19年度：0.24件、H18年度：0.23件）
- ・ 金額（H21年度：0.42百万円、H20年度：0.42百万円、H19年度：0.40百万円、H18年度：0.39百万円）



(3) 共同利用等

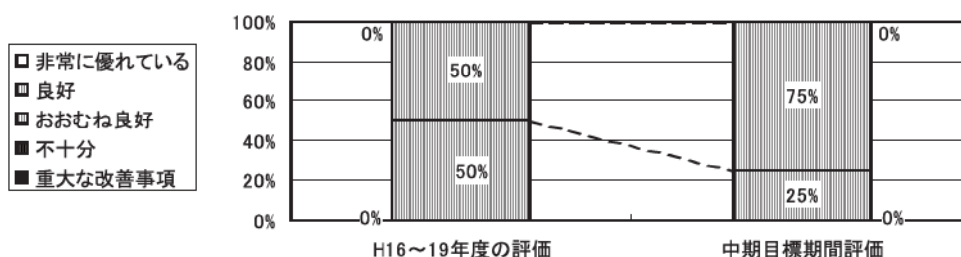
大学共同利用機関法人においては、①共同利用等の内容・水準、②共同利用等の実施体制等、共同利用・共同研究に関する各法人の中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、総合的に評価を実施した。

「良好である」及び「おおむね良好である」法人が4法人（100%）となっており、基本的には中期目標の達成状況が「良好」又は「おおむね良好」である。

なお、「良好である」法人が、平成16～19年度の評価と比較すると1法人（25%）増となっている。

【評定の結果】

	[平成16～19年度の評価] (全4法人中)	中期目標期間評価 (全4法人中)
「非常に優れている」	[0法人(0%)]	0法人(0%)
「良好である」	[2法人(50%)]	3法人(75%)
「おおむね良好である」	[2法人(50%)]	1法人(25%)
「不十分である」	[0法人(0%)]	0法人(0%)
「重大な改善事項がある」	[0法人(0%)]	0法人(0%)



(主な状況)

- 共同利用等の充実では、各法人において、全国の大学研究者の共同利用の研究所として、利用促進のために各種データベースの統合、研究の高度化に必要な研究設備等の開発・性能向上、各種情報基盤の提供等により共同利用・共同研究を積極的に推進している。
- 社会やコミュニティのニーズに応じた機動的な組織改編等を行い、新たな学問領域の創成や分野融合型の研究活動を積極的に推進している。

(4) 社会連携・国際交流等

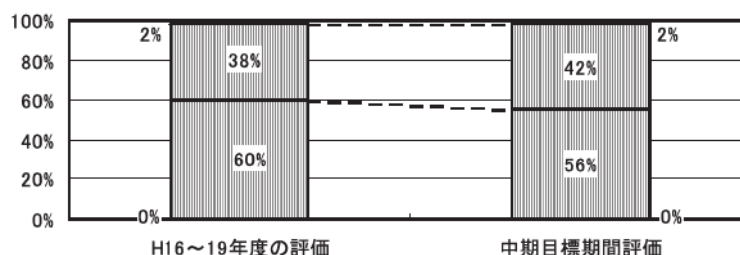
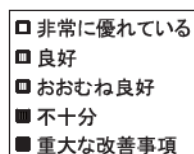
社会との連携といったその他の教育研究等に関する各法人の中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、総合的に評価を実施した。

「非常に優れている」、「良好である」及び「おおむね良好である」法人が90法人（100%）となっており、基本的には中期目標の達成状況が「良好」又は「おおむね良好」である。

なお、「良好である」法人が、平成16～19年度の評価と比較すると4法人（4%）増となっている。

【評定の結果】

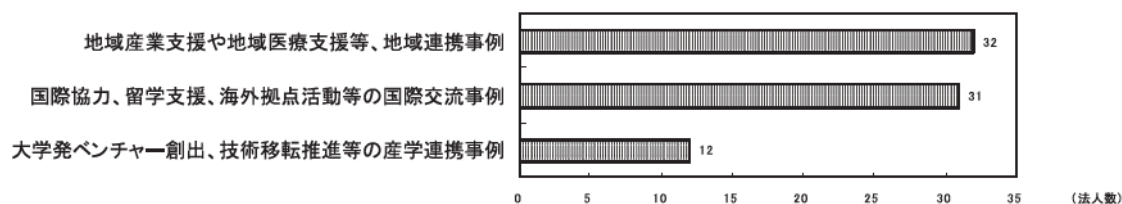
	[平成16～19年度の評価] (全90法人中)	中期目標期間評価 (全90法人中)
「非常に優れている」	[2法人 (2%)]	2法人 (2%)
「良好である」	[34法人 (38%)]	38法人 (42%)
「おおむね良好である」	[54法人 (60%)]	50法人 (56%)
「不十分である」	[0法人 (0%)]	0法人 (0%)
「重大な改善事項がある」	[0法人 (0%)]	0法人 (0%)



(主な状況)

- 社会との連携では、法人化により地域との関係の重要性を再認識し、地方自治体や地域の団体、大学等との連携を深めるため、各法人において、公開講座の充実、各種シンポジウム・フォーラム等の開催、地域の学校への出張授業、自治体との連携事業等、社会に開かれた取組を積極的に行っている。
- 国際交流では、近年の教育研究の国際化や留学生の派遣・受入業務の拡大に伴い、各法人において、諸外国の大学等との連携協定の締結、海外教育研究拠点の整備、国際機関や外国政府と連携した教育研究事業の実施等の取組を行っている。
- 多くの法人において、知的財産本部等の体制整備を行い、法人における研究成果を活用して、特許出願、技術移転や民間企業等との共同研究を積極的に推進している。

○ 社会連携・国際交流等の達成度評価において「優れた点」として取り上げた主な取組事例（類型別）



○ 一方で、中期計画に掲げる取組が十分に実施されず、改善を指摘された法人があった。

（例）教職員の海外における研究・研修の積極的支援、共同研究者の受入れ及び派遣の拡充、国際交流・学術振興基金の財源の確保 等

（5）附属病院

附属病院では、経営改善係数による附属病院運営費交付金の減少、多額の借入金の返済、度重なる診療報酬の減額改定等、財政状況がきわめて厳しい状況の中でも、将来の医療人材養成のための教育研修プログラムの改善・充実、高度先進医療技術の開発と臨床応用に取り組んでいる。また、がん・周産期・救急・地域医療等、社会的に要請の強い分野においても、高度先進医療を提供するとともに、地域の安全・安心な社会の構築に貢献する取組を実践している。

今後、附属病院は、第1期中期目標期間の経験を活かしつつ、病院運営のさらなる活性化を目指して、一般の病院とは異なる大学病院固有の使命や役割を達成するために様々な工夫や特色ある取組を進めていく必要がある。その際、これまでどおり教育・研究機関として、教育・研究活動の充実を図り、診療活動とバランスをとりつつ、高度先進医療及び地域医療機関等と密接に連携して地域医療に貢献することが求められる。

また、安定的な病院運営に向けて、管理会計システム等による経営分析とそれに基づいた経営戦略を実行し、医師と他の医療従事者等との役割分担により、医師等の勤務環境の改善を図り、我が国の医療の基盤となる臨床研究の充実やメディカル・イノベーションを推進することが期待される。

（6）附属学校

附属学校では、大学と附属学校間の組織的な意見交換の場を設置し、学校教育における先導的・実験的な教育課題への取組や大学・学部における研究への協力、附属学校を活用した教育実習の充実に向けた取組が推進されている。また、特に特別支援学校では、地域の特別支援教育のセンターとしての役割も担っている。

今後、附属学校の本来の役割を十分に果たすため、①大学・学部と連携して、先導的・実験的教育研究や地域の課題に即した研究に取り組み、その成果の地

域さらには全国への発信、②附属学校と公立学校での教育実習の有機的な関連づけを明確にした上で、適切な組織体制の確立のもとでの教育実習の実施、③地域の公立学校教員の研修や免許状更新講習への協力等、教育の改善・充実への貢献が求められる。

次期中期目標期間においても、平成21年3月の提言「国立大学附属学校の新たな活用方策について」を踏まえて、今後の附属学校の在り方について、全学的な検討を継続し、附属学校の存在意義を示すべく、教育施策や各地域の学校教育活動の動向を踏まえた特色ある取組をより一層推進することが望まれる。

(7) 定員超過

適正な教育研究環境を保持する観点から、平成21年度の学部・研究科の収容定員の超過率が130%を上回っているか確認した。その結果、定員超過が生じた理由や解消に向けた取組等を勘案し、定員超過の改善が必要と認められるものが、平成16～19年度の評価では16大学24研究科であったが、中期目標期間評価では11大学16研究科となっている。今後も、入学定員の見直しも含め、定員超過の改善に向けた取組が求められる。

2. 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善・効率化

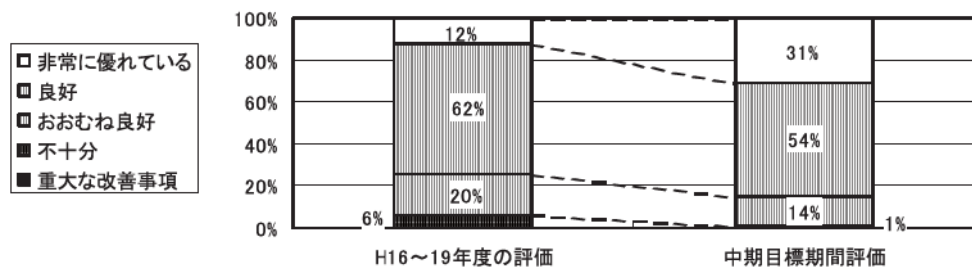
①運営体制の改善、②教育研究組織の見直し、③人事の適正化、④事務等の効率化・合理化等、業務運営の改善・効率化に関する各法人の中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、総合的に評価を実施した。

「非常に優れている」、「良好である」及び「おおむね良好である」法人が 89法人（99%）となっており、基本的には中期目標の達成状況が「良好」である。

これは、平成16～19年度の評価と比較すると4法人（5%）増となっており、また、「おおむね良好である」及び「不十分である」法人は、9法人（9%）減となっている。

【評定の結果】

	[平成16～19年度の評価] (全90法人中)	中期目標期間評価 (全90法人中)
「非常に優れている」	[11法人 (12%)]	28法人 (31%)
「良好である」	[56法人 (62%)]	48法人 (54%)
「おおむね良好である」	[18法人 (20%)]	13法人 (14%)
「不十分である」	[5法人 (6%)]	1法人 (1%)
「重大な改善事項がある」	[0法人 (0%)]	0法人 (0%)



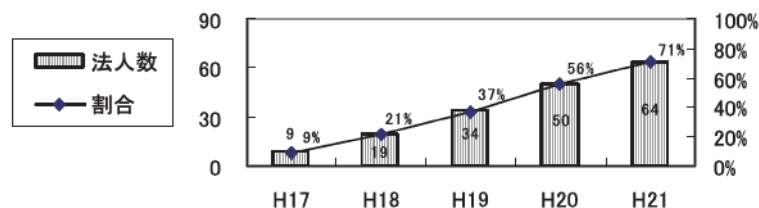
(主な状況)

○ 教職員の人事評価結果を給与等処遇へ反映している法人が年々増加し、64法人（71%）となっており、全体の7割を超えている。

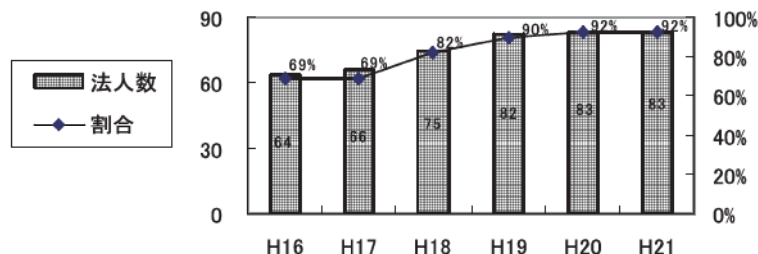
なお、教員及び職員とも実施している法人は41法人（46%）となっている。

(H21年度：64法人（71%）、H20年度：50法人（56%）、H19年度：34法人（37%）、

H18年度：19法人（21%）、H17年度：9法人（9%）)



- 学長・機構長の判断により適宜活用できる人員枠を83法人（92%）が設定し、平成19年度から9割以上で推移しており、取組として定着してきている。
 （H21年度：83法人（92%）、H20年度：83法人（92%）、H19年度：82法人（90%）、
 H18年度：75法人（82%）、H17年度：66法人（69%）、H16年度：64法人（69%））

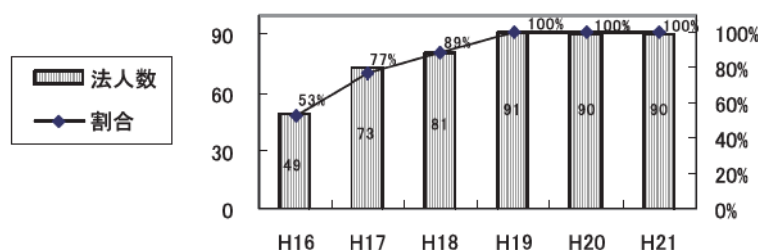


- 経営協議会における学外委員からの法人運営に関する意見を基に、全ての法人で具体的に改善した事項が見られた。このうち、平成21年度に初めて調査した結果では、40法人（44%）が経営協議会における学外委員からの法人運営に関する意見への取組事例を公表している。

一方で、2法人（2%）では、経営協議会において審議すべき事項が、第1期中期目標期間中に複数年度で報告事項として扱われていた事例があった。

- 監事や会計監査人による監査結果を適切に法人運営に反映させる取組が行われており、平成19年度から全ての法人において、事務局から独立した内部監査組織の設置等、監査対象組織から独立性が確保された内部監査の実施体制を整備している。

（H21年度：90法人（100%）、H20年度：90法人（100%）、H19年度：91法人（100%）、
 H18年度：81法人（89%）、H17年度：73法人（77%）、H16年度：49法人（53%））

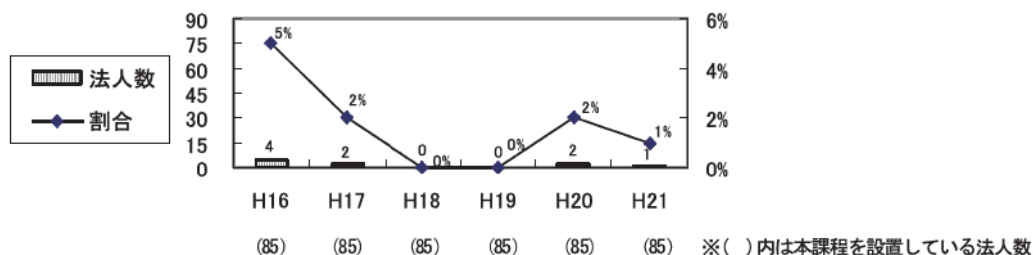


- 男女共同参画は、各法人において推進に向けた取組を進めており、特に2法人（京都大学、九州大学）（2%）では、ハード・ソフト面を通じた複合的な取組や法人の自己負担で事業を充実させているなど、特色ある取組を推進し、その成果が現れている事例が見られた。

- 大学院修士課程及び博士課程において、一定の学生収容定員の充足率を満たしていない法人は、減少傾向にある。

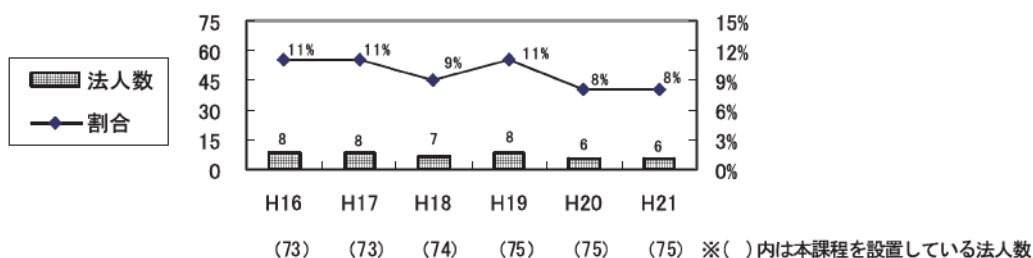
▪ 大学院修士課程

(H21年度：1法人(1%)、H20年度：2法人(2%)、H19年度：0法人(0%)、
H18年度：0法人(0%)、H17年度：2法人(2%)、H16年度：4法人(5%))



▪ 大学院博士課程

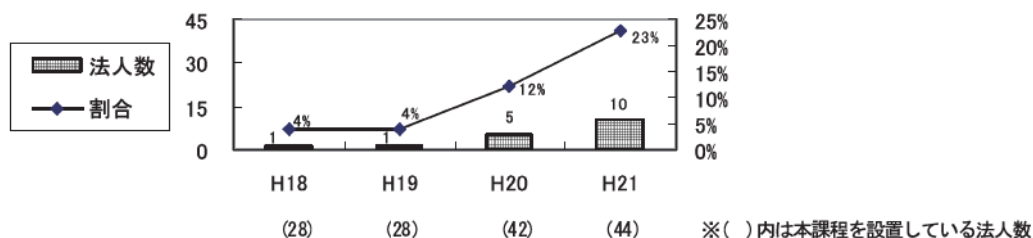
(H21年度：6法人(8%)、H20年度：6法人(8%)、H19年度：8法人(11%)、
H18年度：7法人(9%)、H17年度：8法人(11%)、H16年度：8法人(11%))



※平成18年度までは85%未満、平成19年度からは90%未満の充足率の課程を対象としている。

○ 大学院専門職学位課程において、一定の学生収容定員の充足率を満たしていない法人は、増加傾向にある。

(H21年度：10法人(23%)、H20年度：5法人(12%)、H19年度：1法人(4%)、H18年度：1法人(4%))



※平成18年度までは85%未満、平成19年度からは90%未満の充足率の課程を対象としている。

(2) 財務内容の改善

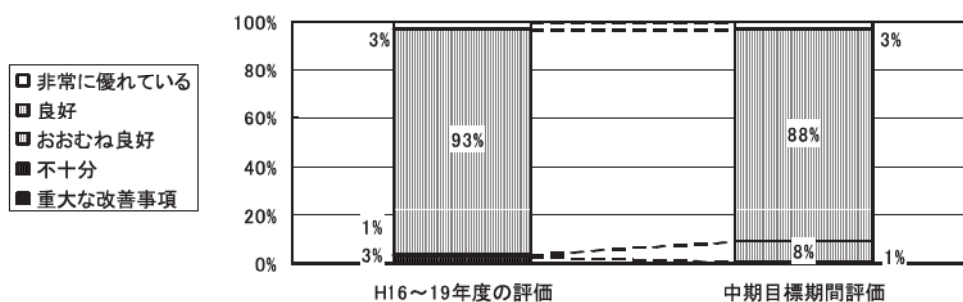
①外部資金の導入その他自己収入の増加、②経費の抑制、③資産の運用管理の改善等、財務内容の改善に関する各法人の中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、総合的に評価を実施した。

「非常に優れている」、「良好である」及び「おおむね良好である」法人が89法人（99%）となっており、基本的には中期目標の達成状況が「良好」である。

これは、平成16～19年度の評価と比較すると2法人（2%）増となっている。

【評定の結果】

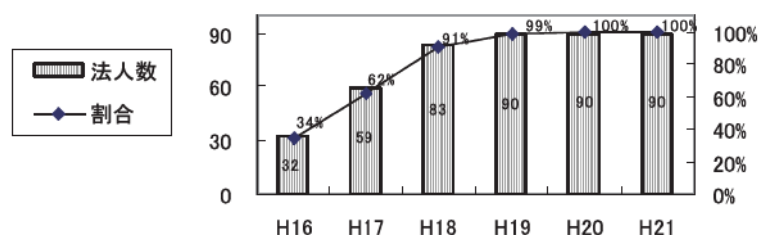
	[平成16～19年度の評価] (全90法人中)	中期目標期間評価 (全90法人中)
「非常に優れている」	[3法人 (3%)]	3法人 (3%)
「良好である」	[83法人 (93%)]	79法人 (88%)
「おおむね良好である」	[1法人 (1%)]	7法人 (8%)
「不十分である」	[3法人 (3%)]	1法人 (1%)
「重大な改善事項がある」	[0法人 (0%)]	0法人 (0%)



(主な状況)

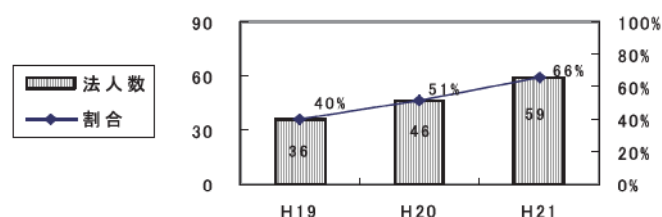
○ 外部資金等の獲得額に応じて研究支援者を雇用できる等、外部資金等の獲得のためにインセンティブを付与する取組が、平成20年度から全ての法人で行われており、取組として定着している。

(H21年度：90法人（100%）、H20年度：90法人（100%）、H19年度：90法人（99%）、H18年度：83法人（91%）、H17年度：59法人（62%）、H16年度：32法人（34%）)



- 財務分析において、他法人との比較を行い、その結果を法人運営の改善に活用している法人が増加している。

(H21年度：59法人（66%）、H20年度：46法人（51%）、H19年度：36法人（40%）)



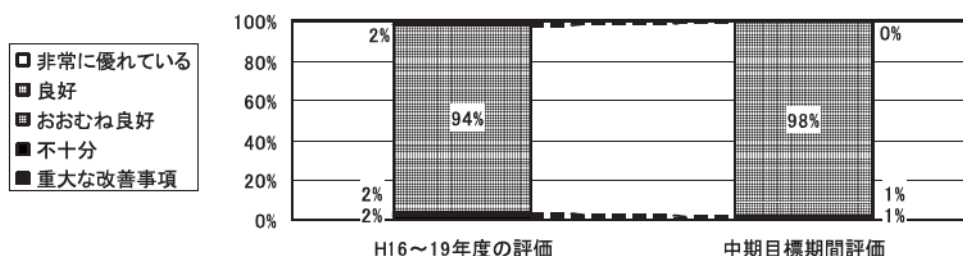
- 近隣の国立大学等との間で、物品の共同調達を実施し、一括購入による経費削減・合理化に向けた取組が広がりつつある。【秋田大学、東北大学・宮城教育大学・山形大学・福島大学、東京農工大学・電気通信大学・一橋大学、鳥取大学・島根大学、人間文化研究機構、情報・システム研究機構 等】
- 学生支援等を目的とした基金を新たに設立し、教職員、地域及び企業等に広く財政支援を依頼し、寄附金収益の増加に向けた取組が広がりつつある。【北海道大学、東北大学、宇都宮大学、千葉大学、東京大学、東京外国語大学、東京学芸大学、一橋大学、名古屋大学、大阪大学、兵庫教育大学、奈良女子大学、香川大学 等】
- 人件費管理は、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年6月2日法律第47号）を踏まえ、全ての法人が中期計画における人件費削減の目標値の達成に向けて、着実に人件費の削減を行っている。

(3) 自己点検・評価及び情報提供

①評価の充実、②情報公開の推進等に関する各法人の中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、総合的に評価を実施した。

「良好である」及び「おおむね良好である」法人が89法人（99%）となっており、基本的には中期目標の達成状況が「良好」である。
これは、平成16～19年度の評価と比較すると、「おおむね良好である」以上の法人は、1法人（1%）増となっている。

【評定の結果】	[平成16～19年度の評価] (全90法人中)	中期目標期間評価 (全90法人中)
「非常に優れている」	[2法人 (2%)]	0法人 (0%)
「良好である」	[84法人 (94%)]	88法人 (98%)
「おおむね良好である」	[2法人 (2%)]	1法人 (1%)
「不十分である」	[2法人 (2%)]	1法人 (1%)
「重大な改善事項がある」	[0法人 (0%)]	0法人 (0%)



(主な状況)

- 自己点検・評価は、ほとんどの法人において、IT等を活用して、中期計画・年度計画の進捗管理及び評価作業の効率化と負担の軽減に向けた工夫改善が図られている。
- 国際的視点からの外部評価として、アジア圏で初めて、欧州大学協会機関別評価プログラムを受審し、この評価による助言を全学で共有するとともに、改善に向けて取り組んでいる。【東北大学】
- 複数の中期目標に対する達成度評価を適切に行うため、国際学術雑誌への論文投稿数の増加等、自主的に学内の数値目標を掲げた取組を実施し、その状況を自己点検・評価しており、成果が現れている。【千葉大学】
- 定期的なウェブサイトのデザイン・構成等の見直しにより閲覧性の向上や情報提供の迅速化を行い、民間調査機関から最も使いやすい大学ウェブサイトとして評価を得ているなど、より良い情報発信ツールになるよう取り組んでいる。【徳島大学 等】

- 多くの法人では、マスコミや地元企業・地域との連携の強化を図り、テレビ・ラジオ番組の放送や新聞広告の掲載等、多様なメディアを活用し、法人の活動状況を広く社会に情報発信する取組が積極的に行われている。

(4) その他業務運営に関する重要事項

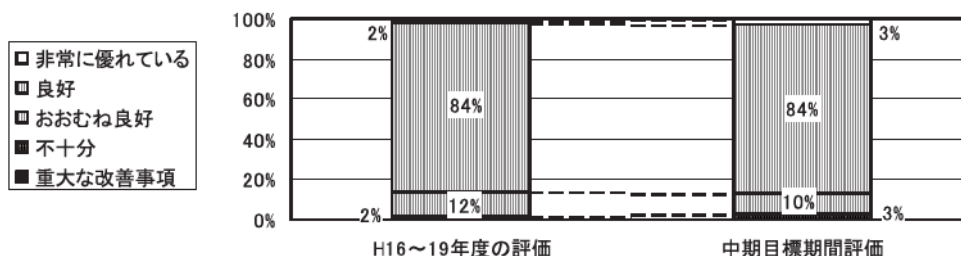
①施設設備の整備・活用、②安全管理等、その他業務運営に関する各法人の中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、総合的に評価を実施した。

「非常に優れている」、「良好である」及び「おおむね良好である」法人が87法人（97%）となっており、基本的には中期目標の達成状況が「良好」である。

これは、平成16～19年度の評価と比較すると1法人（1%）減であるが、「非常に優れている」法人は、1法人（1%）増となっている。

【評定の結果】

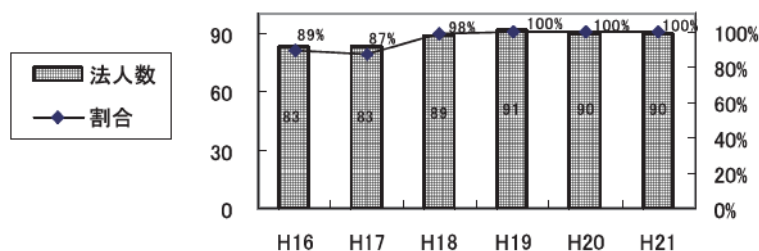
	[平成16～19年度の評価] (全90法人中)	中期目標期間評価 (全90法人中)
「非常に優れている」	[2法人 (2%)]	3法人 (3%)
「良好である」	[75法人 (84%)]	75法人 (84%)
「おおむね良好である」	[11法人 (12%)]	9法人 (10%)
「不十分である」	[2法人 (2%)]	3法人 (3%)
「重大な改善事項がある」	[0法人 (0%)]	0法人 (0%)



(主な状況)

- 共同研究のリエゾンオフィス等のために共同利用スペースを確保するなど、既存施設の有効活用について、平成19年度から全ての法人が取り組んでおり、取組として定着している。

(H21年度：90法人（100%）、H20年度：90法人（100%）、H19年度：91法人（100%）、
H18年度：89法人（98%）、H17年度：83法人（87%）、H16年度：83法人（89%）)



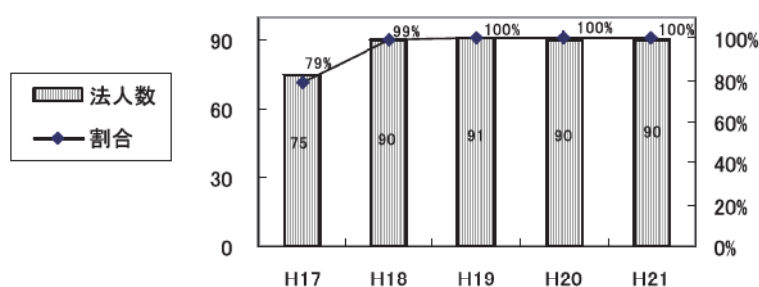
○ 省エネルギーを目的として高効率化機器への更新等を行い、CO₂排出量削減に大きな効果を得ているほか、学内ESCO (Energy Service Company) 事業を実施し、具体的な削減効果が現れ各賞を受賞するなど、省エネルギー対策や環境に配慮した取組を継続的に実施している。【東京大学、名古屋大学、滋賀医科大学、京都大学、高エネルギー加速器研究機構 等】

○ 研究費の不正使用防止のための取組は、全ての法人においてガイドラインや関係規程の制定等、体制・ルールが整備されているものの、7法人(8%)では、適切な運用がされていなかった。【帯広畜産大学、富山大学、金沢大学、大阪大学、広島大学、山口大学、福岡教育大学】

○ 毒・劇物等の有害物質の管理において、2法人(2%)では、厳正な保守・管理が実施されていなかった。

○ 危機管理において、平成19年度から全ての法人において、災害、事件・事故等に対する危機管理マニュアルの制定、対応部署の設置、予防訓練の実施等、全学的・総合的な危機管理体制が整備されている。

(H21年度：90法人(100%)、H20年度：90法人(100%)、H19年度：91法人(100%)、H18年度：90法人(99%)、H17年度：75法人(79%)



2 学部・研究科等の教育研究の現況分析の概況

1. 教育

①教育の実施体制、②教育内容、③教育方法、④学業の成果、⑤進路・就職の状況に関する学部・研究科等の目的に沿った視点から、教育の水準及び質の向上度について評価を実施した。

(1) 教育の水準

各項目とも、ほとんどの学部・研究科等において、「期待される水準を大きく上回る」、「期待される水準を上回る」及び「期待される水準にある」状況であり、各学部・研究科等が想定する関係者の「期待される水準」以上にある。

(主な状況)

- 教育改革推進委員会と学務委員会を基本にした組織編成の取組によって、教育実施体制の活動改善数が19項目（授業等の一元管理、修士論文・博士論文作成のプロセス化とマニュアル化、シラバスの充実、学生便覧・ウェブサイトの改定）になるなど優れた成果を上げている。【広島大学生物圏科学研究科】

- 保健学研究科の大学院博士課程設置に伴い、沖縄の地域特性を反映したアジア太平洋諸国との国際学術交流及びこれら地域の島嶼国際保健に貢献し得る人材の養成を目指す画期的な取組を実施し、また、国際的な遠隔講義システムにも参加するなど社会人学生への学習支援やFDに積極的に取り組んでいる。【琉球大学保健学研究科】

- 医学科の臨床実習について、5年次の見学型から6年次の診療参加型臨床実習へと進む包括的カリキュラムを実施し、また、「医学は長崎から」「原爆医学概論」等のユニークなカリキュラムを開講するとともに、5、6年次を主体として、離島をフィールドとした包括的地域医療教育を行っている。保健学科においては、「統合ケア科目群」では、3専攻共修とし、少人数（6、7名）のグループで実習し、実習の家庭訪問等に関わった事例を用いた演習を行っている。【長崎大学医学部】

- 附属高校等での実習、5つの附属特別支援教育諸学校等の教員による授業、「スクールリーダー実践研究」による各現職教員の設定課題の報告、同僚の現職教員と専攻の指導教員からなる集団による検討、さらに他コースとの合同中間報告会の設定、実践研究報告書の作成と審査というコホート形式の一貫した授業方法を実施し、アンケートでは、8割近くの修了生が研究指導に満足と評価している。【筑波大学教育研究科】

- 各学科において授業科目の体系化・構造化を図り、「豊かな創造力、デザイン力、総合的問題解決力の開発」の観点から、「創造性育成科目」の充実を図り、また、講義・実習・実験を統合した「レクチャー・ラボ統合型授業」の開発・実施等により、平成19年度日本機械学会教育賞を受賞するなどの優れた成果を得ている。【東京工業大学工学部】
- 現場の第一線で活躍している実務家や専門家の授業、ケースメソッド方式の授業、フィールドワーク等、実践的な取組を行う一方、夜間演習等の社会人学生への配慮、他の教育部・学部の授業の履修、学生と教員とのマッチングに基づいた研究指導等、多様な工夫がなされた教育研究指導を行っている。また、担任制をとり、個人の心身の健康から奨学金も含めた経済的問題等の修学にかかわる相談やカウンセリング等のきめ細かい対応を行い、現実の医療問題の解決に貢献する医療経営・管理の専門職業人の養成等の優れた成果を上げている。【九州大学医療経営・管理学専攻】
- 学部卒業後に同大学院に進学する学生が77.1%と高い割合であり、学部での専門教育が学生のさらなる勉学への意欲を高めている。大学院への高い進学率及び授業評価アンケートの結果、「教員の熱意」、「講義に対する興味」、「講義の意義」が高く評価されており、さらに改善による成果が出ている。【東北大学農学部】

【評定の結果】

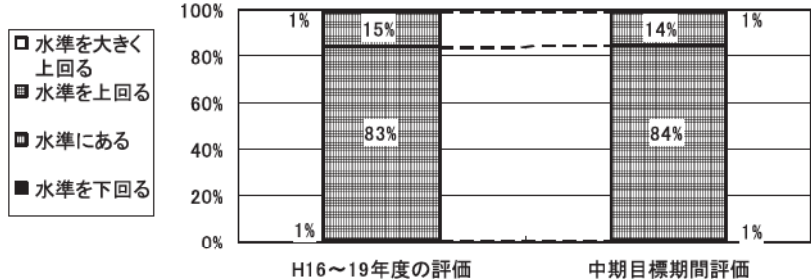
①教育の実施体制

- 「期待される水準を大きく上回る」
- 「期待される水準を上回る」
- 「期待される水準にある」
- 「期待される水準を下回る」

[平成16～19年度の評価]
(全801組織中)

中期目標期間評価
(全817組織中)

「期待される水準を大きく上回る」	[7組織 (1%)]	7組織 (1%)
「期待される水準を上回る」	[121組織 (15%)]	122組織 (14%)
「期待される水準にある」	[668組織 (83%)]	686組織 (84%)
「期待される水準を下回る」	[5組織 (1%)]	2組織 (1%)



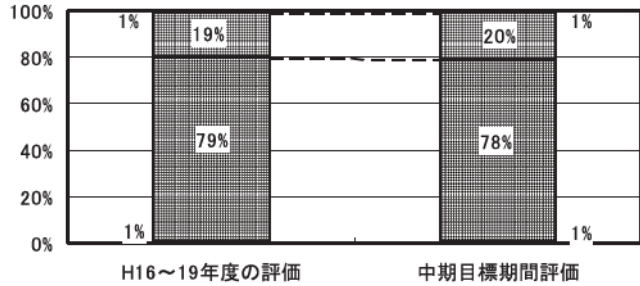
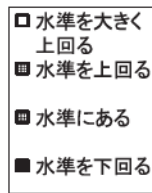
②教育内容

- 「期待される水準を大きく上回る」
- 「期待される水準を上回る」
- 「期待される水準にある」
- 「期待される水準を下回る」

(全801組織中)

(全817組織中)

「期待される水準を大きく上回る」	[6組織 (1%)]	6組織 (1%)
「期待される水準を上回る」	[157組織 (19%)]	169組織 (20%)
「期待される水準にある」	[636組織 (79%)]	641組織 (78%)
「期待される水準を下回る」	[2組織 (1%)]	1組織 (1%)



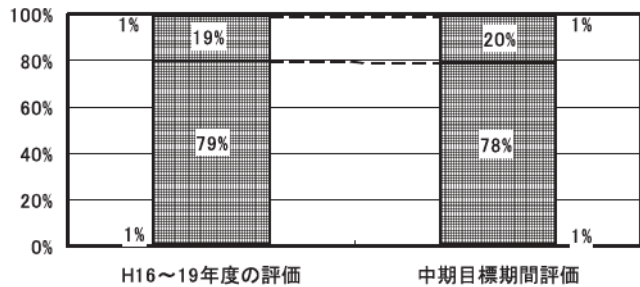
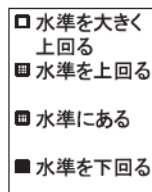
③教育方法

「期待される水準を大きく上回る」
「期待される水準を上回る」
「期待される水準にある」
「期待される水準を下回る」

(全801組織中)

(全817組織中)

[7組織 (1%)]	7組織 (1%)
[154組織 (19%)]	164組織 (20%)
[635組織 (79%)]	645組織 (78%)
[5組織 (1%)]	1組織 (1%)



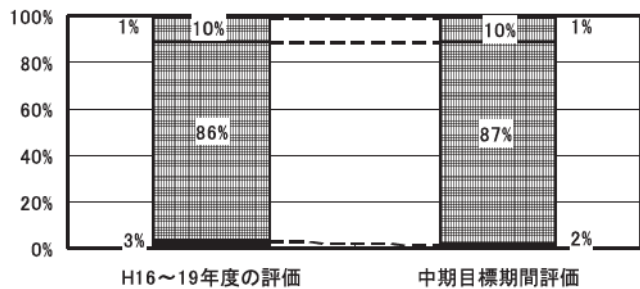
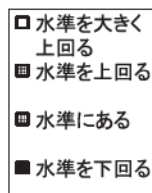
④学業の成果

「期待される水準を大きく上回る」
「期待される水準を上回る」
「期待される水準にある」
「期待される水準を下回る」

(全800組織中)

(全817組織中)

[6組織 (1%)]	6組織 (1%)
[85組織 (10%)]	85組織 (10%)
[687組織 (86%)]	714組織 (87%)
[22組織 (3%)]	12組織 (2%)



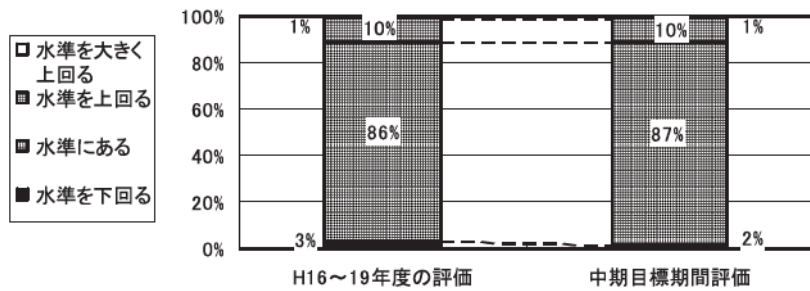
⑤進路・就職の状況

「期待される水準を大きく上回る」
「期待される水準を上回る」
「期待される水準にある」
「期待される水準を下回る」

(全779組織中)

(全777組織中)

[2組織 (1%)]	2組織 (1%)
[79組織 (10%)]	78組織 (10%)
[676組織 (86%)]	683組織 (87%)
[22組織 (3%)]	14組織 (2%)



※ これらの評定は、各学部・研究科等の教育目的に照らして評価を行うものであり、各学部・研究科等を相対的に比較するものではない。

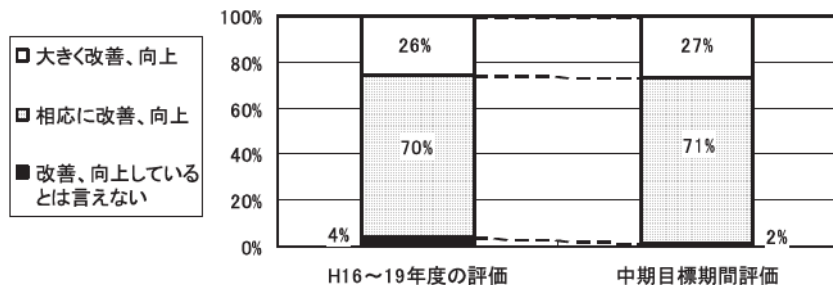
(2) 教育の質の向上度

ほとんどの学部・研究科等において、「大きく改善、向上している又は高い質（水準）を維持している」及び「相応に改善、向上している」状況であり、法人化以降において教育の質が向上又は維持している。

【評定の結果】

[平成16～19年度の評価] 中期目標期間評価
(全799組織中) (全817組織中)

「大きく改善、向上している又は高い質（水準）を維持している」	[207組織 (26%)]	219組織 (27%)
「相応に改善、向上している」	[563組織 (70%)]	585組織 (71%)
「改善、向上しているとは言えない」	[29組織 (4%)]	13組織 (2%)



※ これらの評定は、各学部・研究科等の教育目的に照らして評価を行うものであり、各学部・研究科等を相対的に比較するものではない。

2. 研究

①研究活動の状況、②研究成果の状況に関する学部・研究科等の目的に沿った視点から、研究の水準及び質の向上度について評価を実施した。

(1) 研究の水準

各項目とも、ほとんどの学部・研究科等において、「期待される水準を大きく上回る」、「期待される水準を上回る」及び「期待される水準にある」状況であり、各学部・研究科等が想定する関係者の「期待される水準」以上にある。

(主な状況)

- インパクトファクターの高い雑誌への投稿が増加するとともに人獣共通感染症に関連する英文原著論文が、平成20、21年度と60件を超えており、平成16～19年度までの年平均37.8件と比較すると大幅に増加している。平成21年度にはアジア・アフリカ学術基盤形成事業等、さらに研究活動が活発化している。【北海道大学獣医学部・獣医学研究科】

- 国内及び海外との多くの共同研究を実施し、共同研究実施機関と大学の研究者の相互派遣及びシンポジウム、ワークショップ、セミナー等(20回)を開催している。さらに国内では3研究機関、海外では12研究機関と交流協定等を締結し、若手研究者の人材の育成及び共同研究の実施基盤を構築し、非常に高いレベルの共同研究を実施している。【鳥取大学農学部・農学研究科】

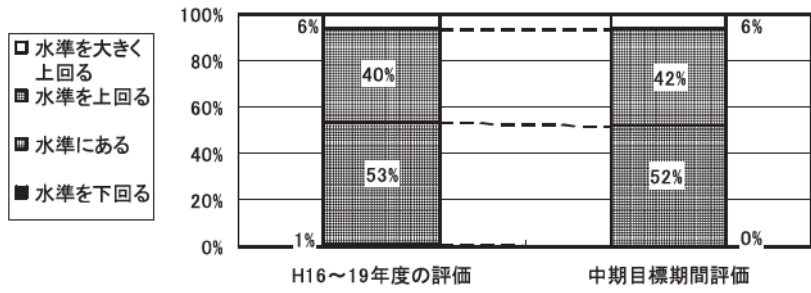
- 土木学会論文賞受賞、米国情報表示学会の最高賞の受賞、若手教員のゴットフリード・ワグネル賞の受賞、文部科学大臣表彰科学技術賞の受賞等の研究成果を上げている。また、上海交通大学の2009年大学ランキング「工学分野」で、世界で20位、日本で1位との評価結果等を得ている。【東北大学工学部・工学研究科】

- 平成20年に発表した鉄基化合物の新規超伝導体の発見が、『サイエンス』の選定した10件のbreakthrough of the year 2008に選定され、被引用回数も平成20年に世界第1位となり、Bernd T. Matthias賞等を受賞するなど優れた成果がある。特に、超伝導体に関する研究をはじめ、いくつもの優れた研究成果が非常に高い評価を受けている。【東京工業大学応用セラミックス研究所】

【評定の結果】

①研究活動の状況

	[平成16～19年度の評価] (全614組織中)	中期目標期間評価 (全619組織中)
「期待される水準を大きく上回る」	[34組織 (6%)]	36組織 (6%)
「期待される水準を上回る」	[248組織 (40%)]	261組織 (42%)
「期待される水準にある」	[327組織 (53%)]	322組織 (52%)
「期待される水準を下回る」	[5組織 (1%)]	0組織 (0%)



②研究成果の状況

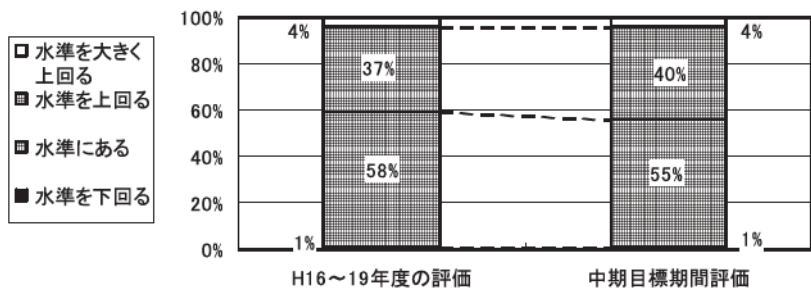
「期待される水準を大きく上回る」
 「期待される水準を上回る」
 「期待される水準にある」
 「期待される水準を下回る」

(全614組織中)

[26組織 (4%)]
 [231組織 (37%)]
 [354組織 (58%)]
 [3組織 (1%)]

(全619組織中)

29組織 (4%)
 247組織 (40%)
 342組織 (55%)
 1組織 (1%)



※ これらの評定は、各学部・研究科等の研究目的に照らして評価を行うものであり、各学部・研究科等を相対的に比較するものではない。

(2) 研究の質の向上度

ほとんどの学部・研究科等において、「大きく改善、向上している又は高い質（水準）を維持している」及び「相応に改善、向上している」状況であり、法人化以降において研究の質が向上又は維持している。

【評定の結果】

[平成16~19年度の評価]
 (全612組織中)

中期目標期間評価
 (全619組織中)

「大きく改善、向上している又は
 高い質（水準）を維持している」

[218組織 (36%)]

235組織 (38%)

「相応に改善、向上している」

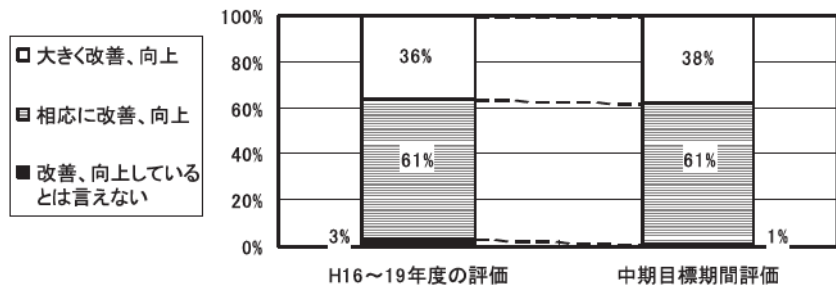
[373組織 (61%)]

378組織 (61%)

「改善、向上しているとは言えない」

[21組織 (3%)]

6組織 (1%)



※ これらの評定は、各学部・研究科等の研究目的に照らして評価を行うものであり、各学部・研究科等を相対的に比較するものではない。

国立大学法人・大学共同利用機関法人の改革推進状況

【第1期中期目標期間】

I. 教育研究の活性化に向けた取組

教育活動の推進

1. 教育の成果

(具体的取組例)

- カリキュラム改訂を行い「自己デザイン領域（基本科目・キャリア創造科目・自己学習プログラム）」を開設し、「キャリア形成論」等の授業科目を設置することにより、学生の主体的な人生設計と職業選択のできる教育を実施することとしたほか、少人数制の授業を多く採用するなど、学生が主体的に学ぶ環境を整備し、学生から高い評価を受けている。【福島大学】
- 教養教育について、教養教育開発機構（KOMED）の設置や、学術俯瞰講義の創設、さらに大学院先端研究との創造的連携を行い、また、企業を対象とした卒業生に関するアンケートから、幅広い教養を持っているなどの肯定的回答を高い割合で得ている。【東京大学】
- 学士課程では日本技術者教育認定機構（JABEE）の基準を一つの判断基準とする再検討、大学院課程では、修士課程学力試験等による国際水準を保証するプログラムの導入や修士・博士一貫国際大学院プログラムの実施、海外大学等との合同プログラムの導入等の多様な取組によって、企業から教育の国際化や卒業生・修了生に対する高い評価を得ている。【東京工業大学】
- ものづくり教育を高める教育を行い、「ロボメカ工房」等の体験教育の場を拡充して特許出願やロボカップ世界大会優勝を含むコンテストの受賞等の成果を上げている。【電気通信大学】
- 教育実践力を身につけた教育者を養成するため、学部改組、公立学校との連携による実地教育科目や教職へのキャリア形成のための授業科目の開設、就職・キャリア支援センターの開設による支援の強化を実施し、大学の教育が目的に合致しているとアンケートに回答した卒業生が約8割を占め、就職率も向上している。【京都教育大学】
- 外国語教育の新たな実施体制を導入し、多くの学生の英語プレゼンテーション能力を向上させている。【神戸大学】
- 大学及び研究科の人材養成目的を達成するために体系的な教育課程を編成し、高水準の学位授与率を維持している。また、大学院博士前期課程修了者の大部分が大学等研究機関や企業において専門性が要求される職種に就職し、就職先企業から専門的知識、論理的思考力等が高く評価されている。【奈良先端科学技術大学院大学】
- 高等教育開発センターの各部門長が大学教育委員会及び関連の専門委員会に参加する体制を整備し、教育改革を推進する中核として機能を発揮するなどの取組により、佐賀で学ぶ学生のアイデンティティーを高め地域社会を理解し豊かな感性を養うためのカリキュラムが整備されており、また学生による授業評価の集計結果から、学生の

課題探求と問題解決力が養われている。【佐賀大学】

- 実践的な少人数クラス「インテンシブ英語」を開講するなど、コミュニケーション能力の向上を図るカリキュラムを整備し、授業評価アンケートで高い満足度を得ている。【鹿児島大学】

2. 教育内容

(具体的取組例)

- 教職大学院ストレートマスターの俯瞰実習を附属旭川中学校、附属釧路小中学校、附属札幌小中学校で前後期2度実施し、個々の実習課題に即応した個別の実習内容や共通実習内容等を明確にし、その深化を図っている。【北海道教育大学】
- 初等教育、中等教育及び特別支援教育の校種別に学部の課程を改組し、校種に応じた教育目標を設定し教育課程を構築しており、「教員養成に責任を負う」という大学の目的に沿い、大学が一体となって教員養成に取り組む体制が図られている。【宮城教育大学】
- 四大学連合を活かした複合領域の単位互換と新教養科目の設定により、彫刻等幅広い人間形成に結びつく授業の組合せや、受験科目としなかった科目の学び直し等を行うことにより、教養教育等の充実を図っている。【東京医科歯科大学】
- 東京都台東区・足立区、茨城県取手市、横浜市においてワークショップやフィールドワークに積極的に取り組み、その取組の多くは実技科目の課題や演習科目の授業内容の一部として取り入れられたことにより、学生が創作者、演奏者、教育者としての実践を積む場となり、社会との連携を進める芸術教育を実施し、実践的な教育を推進している。【東京芸術大学】
- 入学前教育、補習授業や情報処理教育のための教材開発・教育方法の改善において、入学前準備学習の研究を行い教材を改善するなど、新入生の学力に応じた教育プログラムを実施し、学生の成績分布等により効果を検証し改善するというPDCAサイクルが実施されている。【富山大学】
- 短期集中型のクォーター制とオフィスアワーの組み合わせ、大学の国際化を目指しての大学院博士後期課程における全面英語化授業、研究室における組織的教育改善、加えて、大学院博士前後期課程を通しての成績評価の厳格化、授業形態、学習指導法等を工夫することにより、教育の質を高めている。【北陸先端科学技術大学院大学】
- 大学院専門職学位課程（教職大学院）においては、大学院修了時の目指す資質能力育成に向けた授業編成を大学院生が自覚的に学べるよう、資質能力のスタンダードと各授業、実践の関連を「アセスメントガイドブック」に集約し、改訂・運用を行っている。また、学校実践現場での応用を目的として、教育実習における到達度を明確にした独自の評価基準を新たに策定し、大学院生の実践面での資質育成の充実に取り組んでいる。【奈良教育大学】
- 旧来の遠隔教育システムの再検討を行った後、分散型遠隔講義システムソフトの導入や、キャンパス間接続回線の増速等が行われ、各キャンパスに分散した学生に

向け、遠隔教育システムが高学年向け教養科目や各学部専門科目等で活用されている。【香川大学】

- 法曹養成研究科では、双方向・多方向の討議形式の授業やアカデミック・アドバイザーによる個別学習指導を実施するとともに、インストラクター制度、授業のDVD収録による活用等の優れた取組を行っている。【熊本大学】

3. 教育の実施体制

(具体的取組例)

- コミュニケーション手段として開発導入した遠隔地リアルタイム字幕提示システム、障害補償機器の貸出制度、全盲学生のための非接触カードによりパソコンを立ち上げる仕組み、弱視学生のためのデュアルディスプレイシステム等が有効に機能しており、教育の充実を図っている。【筑波技術大学】
- CALLシステム等多様な教育支援システムを導入し、「経営学eラーニングの開発と実践」において、体験学習を実現する教育手法としてゲーミングメソッドを取り入れたことは、経営学の基礎知識を確認する教育方法として国内外から高く評価されている。【横浜国立大学】
- 大学院教育開発センターにおいて大学教育改革の研究やファカルティ・ディベロップメント (FD) プログラムの開発等を通じて、「新潟大学の基本的教育力の基準枠組み」や「教育開発onlineコミュニティ」等の成果が現れている。【新潟大学】
- 安全専門職として要求される安全技術及び安全規格・法規に関する体系的な知識と実践能力並びにこれらの総合的マネジメント能力を明確に保証し、安全安心社会の構築に寄与することを目的として、平成21年度に国内初のシステム安全エンジニア資格認定制度を創設している。【長岡技術科学大学】
- 大学院専門職学位課程（教職大学院）では、学校支援プロジェクト連携協力校会議を開催し、同プロジェクトの円滑な運営に努めるとともに、その成果等を検証するため、新潟県教育委員会並びに上越市及び妙高市の小・中学校関係者等を対象とした発表・意見交換を行っている。【上越教育大学】
- 共通教育において、授業科目ごとの期末アンケートの結果をウェブサイトや冊子で公表するのみならず、各学部においても、学生モニター会議や教育連絡協議会等において授業評価アンケートに関する学生の声を聞く機会を設けており、教員の意識改革を実質的に促している。【愛媛大学】
- 電子的サービスの充実や電子的文献サービス提供数の増加、日韓間の文献サービスの活発な利用等、高い充実度を有する電子図書館機能が効果的に機能し、アジア重視の姿勢を反映したアジアの大学図書館との交流活動が意欲的に行われている。【九州大学】

4. 学生支援等の充実

(具体的取組例)

- 学生総合相談室の開設やチューター制実施要領の制定及びオフィスアワーの設定等

を行い、教員と事務職員との密接な連携を図り、授業以外の相談や学生生活に関するアンケートにより支援の成果を確認及び自己検証している。また、独自の奨学制度を創設し、平成21年度には年間2,941万円を給付している。【室蘭工業大学】

- 「キャリア・デザイン10年支援プログラム」を立ち上げ、学生の大学在学中に加えて、入学前3年間、卒業後3年間についても、高等学校、同窓会、民間事業者の協力を得てキャリア教育を実施するなど、先進的な試みとして、学外の組織と有機的に連携している。【小樽商科大学】
- 世帯給与収入400万円以下の学部学生に対する授業料全学免除の実施、大学院博士課程学生に対する授業料半額免除枠の拡大、私費外国人留学生の外国人留学生特別奨学制度の増員を実施するなど、奨学制度の充実を行っている。【東京大学】
- アドバイザー制度による学習相談等を実施するとともに、新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム「地域『里親』による学生支援プログラム」において、入学初年より卒業生や地域住民が学生の成長を支援する里親バンクを活用し、卒業生と地域が一体となって学生を支援することにより、地域と連携した取組を実施している。【滋賀医科大学】
- 就職支援室を設け、教員就職支援チーフアドバイザー（校長経験者）や事務系専門職員を配置し、また、大学院生就職支援アドバイザー（教育現場経験者）、大学院長期履修学生支援アドバイザー（特任教授）を配置した結果、学部学生の教員就職率が大きく向上し、大学院長期履修学生における教員就職率も高い。【鳴門教育大学】

研究活動の推進

1. 研究水準及び研究の成果等

（具体的取組例）

- 人と機械と情報系を機能的・有機的・社会的に融合する技術の確立を目指した先鋭な研究の推進において、サイボーグ型ロボット（HAL）の開発を基点に、グローバルCOEプログラム「サイバニクス：人・機械・情報の融合複合」の支援を受け、サイバニクスの研究領域を拡大させ、先進的な成果を上げている。また、計算科学の推進において、計算機科学と科学諸分野の融合により、超並列クラスタ計算機（PACS-CS）や融合型並列計算機（FIRST）等の最先端クラスの計算機を開発・制作し、物理学や物質科学分野において先進的な成果を上げている。【筑波大学】
- グローバルCOEプログラム「歯と骨の分子破壊と再構築のフロンティア」における、硬組織疾患のゲノム医科学に基づく先端的研究を推進し、テーラーメイド医療実践を目指した新しい疾患の診断、治療、予防法の開発を目的とする硬組織疾患研究プロジェクト等による硬組織疾患ゲノムセンターの設置や、グローバルCOEプログラム「脳の機能統合とその失調」においても国際シンポジウムや研究者の国際交流が積極的に行われているなど、世界的研究拠点として機能している。【東京医科歯科大学】
- 研究成果の社会への還元に関する具体的方策について、五女子大学コンソーシアム（津田塾大学、東京女子大学、奈良女子大学、日本女子大学、お茶の水女子大学）の支援により毎年アフガニスタンから多くの女性教員が研修のために来日する取組を実

施しているほか、社会人教育・教育職員の再教育活動でのセミナー・研修・講座とその参加者が年々増加しているなど、人材育成、国際交流及び社会還元を高い水準で推進している。【お茶の水女子大学】

- 最先端の情報通信技術に特化して研究を推進する先端ワイヤレスコミュニケーション研究センターを設置し、高度情報通信技術（ICT）領域において、研究拠点形成を目指した多数の優れた研究成果を上げている。【電気通信大学】
- 連携融合事業「水分子の脳科学」において、アルツハイマー病患者の生きた脳の老人斑の可視化に世界で初めて成功している。【新潟大学】
- 国際流域環境研究センターを「研究部附属」に発展改組するとともに、ネパールで国際シンポジウムを開催し、気象観測X-バンド2重偏波ドップラーレーダーの運用の開始等により降雨の観測と予測のための先端的研究を進展させている。【山梨大学】
- 免疫学フロンティア研究センターでは、外国人研究者を拠点全研究者の3割以上に増やし、『Nature』等指導的学術専門誌に350報にも及ぶ業績を発表しており、世界トップレベル研究拠点としての期待に応えている。【大阪大学】
- 学校安全に関する海外の先進事例や研究交流、ICTを活用した登下校管理システムの開発と実用化等、学校安全や学校の危機管理に関するこれまでの研究成果等が評価され、附属学校が日本で初めて世界保健機関（WHO）推進のInternational Safe Schoolの認証を受けている。また、学校安全や学校の危機管理等に関する大学教育を充実し、カリキュラムに反映させている。【大阪教育大学】
- 地域社会との連携・協力を強化し、九州地域の産業・経済・環境・市民生活等に関する研究に取り組むことで、共同研究、技術移転等、産学連携関係の実績が増加している。また、21世紀COEプログラムを活用して、アジア地域に隣接している九州地域という視点からの地域文化に関する多彩な研究やアジアの様々な課題に取り組む研究を展開している。【九州大学】
- 地理的な特性を生かした特色ある研究を推進することにより、「東アジアにおける最適な金融システムの研究」や「熱帯病・感染症研究」が国内のみならずアジアにおいていずれも高い評価を受けている。【長崎大学】

2. 研究実施体制等の整備

（具体的取組例）

- 地域共同研究センターを中心に、他大学との連携を強化したほか、地域の中核的研究機関として、スクラム十勝の結成等、地域における畜産業の課題解決に向けた研究を推進している。【帯広畜産大学】
- 4重点研究分野を設定し、教員を従来の学科所属ではなく各研究分野に所属させる新しい教育研究組織体制を構築したことにより、全学的な視野による適切な比率での教員配置や研究費の重点的な配分を行っている。また、外部資金の間接経費等の活用によりポスドクを多数採用するとともに、技術員を重点研究分野や全学共通的業務等に優先的に配置できる体制としている。【北見工業大学】
- 世界トップレベル研究拠点「原子分子材料科学高等研究機構」において、研究施設

- や研究者配置の整備が進んでいるとともに、支援スタッフとして同機構に18名、グローバルCOEプログラム拠点に70名を配置し研究実施体制を充実させている。【東北大学】
- 共同研究開発センターでは、知的財産部門と共同研究等の受入れ窓口の一元化による体制の強化を図るとともに、近隣研究機関との共同研究を推進した結果、共同研究・受託研究数が著しく増加している。【茨城大学】
 - 千葉県等の地方自治体、かずさDNA研究所、放射線医学総合研究所等との連携が進められ、学際的かつ先端的複合研究を積極的に推進し、着実に成果を上げている。【千葉大学】
 - 世界トップレベル研究拠点「物質－細胞統合システム拠点」において、研究拠点の施設拡充と研究体制の整備を行っており、これまでに139名の研究者を採用するなど、英語のコミュニケーション力の充実により拠点運営を円滑にし、その機能を向上させている。【京都大学】
 - 宇宙科学センターでは、京都大学大学院理学研究科等との共同研究によって、超新星爆発の観測、銀河核周辺の構造解明に顕著な成果を上げている。【広島大学】
 - 学長が重点的に研究資金を支援するシステムである「パイロット事業支援プログラム（研究支援事業）」が創設され、このプログラムの採択課題が21世紀COEプログラムや科学技術振興調整費等の大型外部資金を獲得するなど、戦略的なプロジェクト研究の推進が効果的に行われている。【徳島大学】
 - 大型研究プロジェクトに対する全学的な支援体制として、特定研究支援部を設置し、同部に所属する5つの支援室による一元的、機動的な支援が実施されており、また、世界トップレベルの研究施設として、「水素材料先端科学研究センター実験棟」を設置し、産業技術総合研究所との連携により、水素プロジェクトの進展に寄与している。【九州大学】
 - 機構に研究連携委員会及び研究連携室を設置して、学際的・国際的研究拠点形成に向けた研究プロジェクトの実施や、分野間連携事業を推進するとともに、「新分野創成センター」を設置し、「ブレインサイエンス研究分野」と「イメージングサイエンス研究分野」の2つの新たな研究分野の研究を推進している。【自然科学研究機構】
 - 機構における将来の研究に貢献する先端的な測定器関連の開発研究を行うための「測定器開発室」及びアジア地域における研究連携を推進するための「アジア連携推進室」を設置するとともに、それらと既存の「リニアコライダー計画推進室」及び「ERL計画推進室」を取りまとめる「先端加速器推進部」を設置し、機構のロードマップの実現に向けた開発研究体制を整備している。【高エネルギー加速器研究機構】
 - 4つの大学共同利用機関が結集したメリットを活かして「新領域融合研究センター」を設立し、「地球生命システムプロジェクト」や「生物多様性解析プロジェクト」の研究を開始することにより、新しいパラダイム創成を目指した融合研究を推進し成果を上げている。【情報・システム研究機構】

3. 女性教員・若手教員等に対する支援

(具体的取組例)

- 「女性教員採用促進のための基本方針」を策定しているほか、「男女共同参画フォーラム」の開催等、女性教員の採用に配慮した結果、新規採用女性教員割合が35%を超えるなど、女性教員の採用の促進に向けた積極的な取組を行っている。【北海道教育大学】
- 出産や育児で休業した女性獣医師向けの支援事業の実施、女性教員の拡大を図るため「女性未来育成機構」を設置したほか、平成21年度からは「農工大式ポジティブアクション『1プラス1』（常勤の女性職員を採用した場合、当該専攻等に1名分の特任助教の人件費を支給する制度）」の導入を決定し、また、育児・介護等を行う職員の短時間勤務制度導入等の取組を実施している。【東京農工大学】
- Global Edge Instituteを設置し、世界レベルの活躍が見込まれる優秀な若手教員を国際公募により国内外から採用し、学長直属として研究・教育以外の業務を可能な限り免除するとともに、テニユア・トラック制を導入し、大学の活性化を図っている。また、平成21年度に学内の各種委員等の管理運営業務等を免じ、研究に専念することができる非常勤教員（特定有期雇用教授）のポストへの異動を可能とする制度を整備している。【東京工業大学】
- 「福井大学行動計画」を策定し、男女共同参画に関する各種支援活動を推進した結果、平成19年度から平成21年度の女性職員の育児休業取得率は99%（育児休業取得者数112名／出産者113名）となるとともに、平成19年5月には次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「基準適合一般事業主」（福井県第1号）として認定され、次世代認定マーク（愛称：くるみん）が交付されている。【福井大学】
- 「女性研究者支援モデル育成」事業の実施により、研究環境の整備や意識改革等、女性研究者が研究と出産・育児等を両立し、その能力を十分に発揮しつつ研究活動を行える仕組みの導入を進めており、平成21年度の女性教員数が115名（対平成15年度比25名増）となっており、平成21年度の女性教員割合についても13.8%（対平成15年度比3.3%増）となっている。【静岡大学】
- 学長のリーダーシップによる機能的かつ効率的な法人運営を実現するため、「大阪の教育課題に应运えて一発信する大教大一」とする経営戦略に基づき、地域貢献や広報活動に要する経費を設け、若手研究、新任教員への研究助成や安全管理に取り組む事業等への予算措置を行っている。【大阪教育大学】
- 男女共同参画における基本理念、基本方針等に基づく取組やアンケートの実施、教職員や学生等の育児と仕事又は勉学の両立を支援する「派遣型病後児保育サポートシステム」や女性研究者の研究補助業務を行う「研究支援員制度」の導入に取り組んでおり、平成21年度における女性教員数は95名（対平成15年度比21名増）、女性教員比率は13.6%（対平成15年度比3.0%増）となっており、法人化以降、毎年度増加している。【島根大学】
- 女性研究者支援モデル育成事業の着実な実施にとどまらず、総長裁量経費により「女性研究者リーダー養成」を継続実施し、学内予算配分でインセンティブ付与の指標の1つに女性教員の在籍状況を追加しているほか、「女性研究者養成システム改革加速」事業を着実に実施しており、平成21年度の女性教員数は202名（対平成16年度比21名増）、女性教員比率は9.0%（対平成16年度比1.2%増）となっている。【九州大学】

4. 共同利用・共同研究を通じた学術研究の推進

(具体的取組例)

- サイバーサイエンスセンターでは、大学間の国際無線LANローミング基盤eduroamの運用・開発の国内責任校として、13大学の接続及び商用サービスとの連携を実現し、国際運用を行うとともに、各機関の運用コストを大幅に低減できる代理認証システムと利用申請システムの開発・評価を行い、実用化している。【東北大学】
- 蛋白質研究所では、日本蛋白質構造データバンク (PDBj) の活動を通じて、蛋白質の立体構造情報のデータベース化を推進し、平成21年度の新たなデータ登録数は、2,170件であり、これは世界全体の26%に相当する件数となっている。【大阪大学】
- 乾燥地研究センターでは、グローバルCOEプログラムの中で、国際乾燥地農業研究センター (シリア) との間で共同研究を開始している。さらに、中国科学院水土保持研究所等との連携を強化し、現地研究の質的向上を図るとともに、砂漠研究所 (米国) との間では、共同研究に向けた協議を行うなど、乾燥地科学分野の研究を推進している。【鳥取大学】
- 国立極地研究所では、新たに就航した観測船「しらせ」により効率的な輸送手段を導入するとともに、新たな輸送手段として導入した航空機を観測にも利用するなど、効率的な観測活動を展開している。【情報・システム研究機構】

5. 共同利用・共同研究の実施体制 (体制の整備・充実等)

(具体的取組例)

- 計算科学研究センターでは、他大学にはない学際的な取組として、計算科学と計算機科学の研究者から構成される「学際開拓プログラム実施支援委員会」が支援する体制を構築している。【筑波大学】
- 地球物質科学研究センターでは、研究者コミュニティに開かれた運営体制を整備し、大学の枠を越えた全国共同利用を実施している。平成20年度から博士号取得者で、センターにおける研究内容を理解し、機器の管理、基本的な分析・実験の指導に関し優れた見識を有する者を「スーパーテクニシャン」として採用し、教員、共同研究者、学生等の研究活動や技術的支援を行っている。【岡山大学】
- 分子科学研究所が中心となって各大学が所有する研究設備の相互利用・共同利用を行う「化学系研究設備有効活用ネットワーク」の構築により、研究設備の有効利用とともに研究者交流や研究活動を活性化させている。【自然科学研究機構】
- 海外の学術情報ネットワークとの通信を確保するための「学術情報ネットワーク (SINET3)」が、国際的な先端研究プロジェクトで必要とされる国際間の研究情報流通を円滑に進めているだけでなく、我が国の大学等の研究・教育活動全般にわたり不可欠な情報ライフラインとしても多くの分野で活用されている。【情報・システム研究機構】

社会連携・地域貢献・国際交流等の推進

1. 社会連携・地域貢献の推進

(具体的取組例)

- 高大連携におけるスーパー・サイエンス・ハイスクール（SSH）事業帯広柏葉高等学校連携講座及びサイエンス・パートナーシップ・プロジェクト事業（SPP）等を中心とした様々な事業を展開していることは、地元高等学校からの入学志願者数の大幅な増加等につながるなど成果を上げている。【帯広畜産大学】
- 遠隔医療センターにおいて、遠隔医療システムを用いて道内を中心に国内外の多くの医療機関とネットワークを形成し、手術指導や診断支援を通して、地域間の医療格差の是正、医療過疎の解消に努めるとともに、住民の医療情報や健康情報を住民自身が管理できるウェブシステム「ウェルネットリンク」を開発し運用するなど、遠隔医療の高度化、東南アジア地域へのネットワーク形成等の国際化や、地域医療や地域住民の健康管理への展開も進めている。【旭川医科大学】
- 北見市をはじめとする地域社会との連携・協力として、北見市産学官連携推進協議会に積極的に参画し、地域産業への支援や新事業（企業）の創出等の成果を上げている。【北見工業大学】
- 附属病院、地域の利用機関及び福祉施設との密接な連携協力体制が構築され、医療機関との連携の指標である紹介・逆紹介率が向上している。また、富山県、地域薬業界との連携による共同創薬研究が進み、富山オリジナルブランド医薬品を開発・販売するなど、地域社会に貢献し成果を上げている。【富山大学】
- 大学の特性を活かした地域貢献として、障害児治療教育センターにおける相談、教育実践総合センターにおける電子メールやFAXによるいじめ相談、カウンセリング、箱庭療法、プレイセラピー等の技法を用いた心理療法等を行っている。【愛知教育大学】
- 地域連携室、サテライト・オフィス、工学教育国際協力研究センター、海外事務所の設置等地域連携に関わる活動基盤の整備を行い、それらを拠点とした活動を展開している。また、ミニ大学院アフターファイブコースや豊橋市図書館との利用協定、相互検索等、工夫を凝らした事業展開を実施している。【豊橋技術科学大学】
- 照明設備を備えた多目的グラウンドの整備を行い、授業等に支障がない範囲において民間企業の陸上競技部と共同利用を開始している。さらに、民間企業の陸上競技部と連携の上、地域住民を対象とした陸上教室を開催するなど、地域への貢献活動及び施設開放を推進している。【福岡教育大学】
- 国立民族学博物館では、研究・展示、所蔵資料及び施設などを大学教育に広く活用するためのマニュアル「大学のためのみんなく活用マニュアル」を作成するとともに、ボランティア団体との連携による各種のワークショップの開催や貸し出し用学習教材「みんなく」を教育機関（平成21年度に117機関、延べ208回）への提供により、地域貢献している。【人間文化研究機構】
- 核融合科学研究所では、研究棟1階ホール周辺を活用して子ども向け広報用科学実験展示スペースとしており、子供たちに科学の面白さを知ってもらうため科学実験を常時体験できるようにするとともに、地域の高校生と共同で開発した実験機器等を

展示している。【自然科学研究機構】

2. 産学連携・知的財産戦略のための体制の整備・推進

(具体的取組例)

- 新事業の創出・育成を目指す中小企業基盤整備機構の「北海道大学連携型インキュベータ」、民間企業との共同研究施設「創薬基盤技術研究棟」等、地元企業等との連携を図り産学連携施設の整備を積極的に進めている。【北海道大学】
- 研究推進・知的財産本部を産学官連携推進本部に改組・拡充し、機能の強化を図ったこと、また特許明細書作成セミナー、特許検索セミナー等を毎年開催するなど、教職員に対する技術移転等の支援・啓蒙活動に努める取組を実施したこと等により、発明件数、技術移転件数、ベンチャー企業数等が着実に増加している。【東北大学】
- 社会連携推進共同研究センターが、江東区との連携において地元信用金庫との包括連携を行い、地域の中小企業の技術相談や研究開発連携のニーズに機動的に対応できる窓口を信用金庫の支店に展開している。【東京海洋大学】
- 特許出願等を「教員個人評価」の項目に加え、また、「国立大学法人三重大学知的財産規程」の制定により特許出願や発明者への補償金を付与する制度を構築し、発明届出数等の功績者の表彰を行い、教職員等のインセンティブを高めている。【三重大学】
- 希少糖基準試薬キットの作成・販売、共同研究企業による3種類の希少糖試薬の販売等を支援することにより、高松地域知的クラスター創成事業を推進しており、希少糖生産技術が大学発ベンチャーの設立に寄与している。【香川大学】
- 各種展示会等に出展することにより民間企業等への技術紹介を行うとともに、放射光研究施設の施設利用に関し、先端研究施設共用促進事業に基づく「フォトンファクトリーの産業利用」においてトライアルユースを実施（平成21年度13件）し、利用の促進に努めている。【高エネルギー加速器研究機構】

3. 国際交流、国際貢献の推進

(具体的取組例)

- 極東工科大学（ロシア）等と三者間学術交流協定を結び、省エネルギー技術プロジェクトや地下石炭ガス化技術（UCG）プロジェクト、省エネルギー木造住宅に関する国際共同研究を実施している。【室蘭工業大学】
- 国際協力機構（JICA）との連携融合事業として開発途上国に対する国際教育協力の実施、世界銀行、アフリカ開発銀行及び米州開発銀行からの奨学寄付金による「世界銀行等大学院奨学金プログラム」の実施、ユネスコ等との連携によるアジア地域の農業教育及び農業研究の国際協力を推進するなど、多面的な連携事業を実施している。また、大学内に北アフリカ研究センター、チュニジア共和国に北アフリカ・地中海連携センター、ウズベキスタン共和国に中央アジア国際連携センターを設置するなど、教育研究の対象としている地域について幅広い分野で教育研究協力を実施する体制を整備している。【筑波大学】

- 世界各地でリエゾンオフィス等の海外拠点整備や精華大学（中国）における「東京大学ウィーク」、ケンブリッジ大学（英国）等4大学の協力の下、英国で「Todai Forum」を開催するなど学術研究の成果や研究活動を広く海外へ発信するとともに活発な研究者・学生交流を実施している。【東京大学】
- 女子大学の伝統と畜績を活用した途上国支援を推進するとともに、開発途上国への教育支援・留学生支援においては先駆的取組を多様に実践し、教材の開発や多くの研修者を受け入れることにより、国際的な教育の質の向上に寄与している。【お茶の水女子大学】
- アジアにおける国際人材育成に係る基礎を構築するため、また、東京農工大学の目的に沿った「使命志向型の取組」として、カブール大学（アフガニスタン）に対する復興支援を継続的かつ重点的に実施し、「カブール大学復興支援室」が中心となってアフガニスタン復興支援事業を実施している。【東京農工大学】
- 異分野融合研究をさらに戦略的に進めるため、海外ではハーバード大学（米国）やジョンズ・ホプキンス大学（米国）等との国際連携を推進し、新たな科学技術の創成、教育研究の強化を図っている。【名古屋工業大学】
- 日本の大学で初めて「ユネスコ・スクール」への加盟が承認され、世界の学校と連携しながら、奈良県に位置する3つの世界遺産を通じて、世界遺産の保全・保護の環境教育・異文化理解協力を推進しており、地域特性を活かした国際交流を行っている。【奈良教育大学】

附属学校の機能の充実

（具体的取組例）

- 新潟地区では、文部科学省研究開発学校の指定を受け、「スキル指導を核とした小中9年間の一貫カリキュラムの開発研究」を教育学部及び附属学校教員で組織した「運営指導委員会」と外部評価者を入れた評価委員会を活用して推進し、児童・生徒にとって習得が難しい学習スキルを重点的に指導する「学習スキルの時間」を新設している。また、スキルの定着状況把握のため、評価問題を作成し一般公立校との比較調査により、開発したカリキュラムの効果を検証している。【新潟大学】
- ストレートマスター大学院生をインターンとして受け入れ、指導教員や附属学校のメンター教員の助言の下、授業や行事等の校務分掌に年間を通じて参加させるとともに、特別支援学校では医学部学生の実習も受け入れるなど、学部生・大学院生の実践的力量的向上を図っている。【福井大学】
- 学部の「教育実習指導のあり方研究会」に各附属学校園から2名が参加し、教育実習の改善を図るとともに、演習科目「教育実地研究基礎」を学部教員と連携して実施している。平成19年度には教育実習事前指導の大綱案を決定し、事前指導における学部と附属学校の役割分担の適切化を図っている。また、平成21年度には「学習指導案形式共同開発プロジェクト」を立ち上げ、これまで附属学校の各教科で用いられている学習指導案を教科間の共通理解を図りながら整理するため、附属小学校及び学部の教員が協同して検討を行っている。【三重大学】

- 学部教員の学問知を児童・生徒に伝わる方法で伝授し、附属学校教員の実践知を教師を目指す学生に伝授するために「学部・附属相互乗り入れ授業」を実施しており、附属小学校・中学校の研究推進の一助となるとともに、大学院生の相互乗り入れ授業における教材作成協力や授業参観が学習指導力の育成に効果的であったため、平成20年度より附属学校園をフィールドにしたコースワーク教育実践研究として単位化している。【岡山大学】

附属病院機能の充実・強化

1. 教育・研究面

(具体的取組例)

- 大学病院と地域医療機関間での人材養成と地域医療の向上を目的として「山形大学蔵王協議会」を設置し、卒後臨床研修体制の整備を行っている。【山形大学】
- 茨城県厚生農業協同組合連合会との緊密な連携と協力、地域医療の向上を目的とした水戸地域医療教育センターを設置、県北地域医療の後方支援を行いつつ、医学生教育拠点、臨床医・臨床研究者の人材養成の場として活用して成果を上げている。【筑波大学】
- 培養骨膜、培養赤芽球を用いたトランスレーショナルリサーチ（橋渡し研究）の実施や県立吉田病院・自治医科大学と新潟県工業技術総合研究所並びに新潟県内の民間事業所と連携して、高刺通性次世代型縫合針の研究開発に取り組むなど、トランスレーショナルリサーチの研究成果に基づく医療を積極的に推進している。【新潟大学】
- 看護師の安定的な確保を図る目的で、教育研修センター等が中心となり、看護師復帰支援プログラムを開発して復帰支援講習会を開催するなど魅力あるプログラム提供している。【信州大学】
- 優れた研究者の養成のため、臨床研究従事者全員に講習会の受講を義務づけ、認定された者だけが臨床研究に参加できる「臨床研究認定制度」を導入している。【九州大学】

2. 診療面

(具体的取組例)

- 新型インフルエンザ発生時には、文部科学省・厚生労働省からの要請に応え、空港等において、医師・看護師が検疫業務の支援に従事しており、大学病院としての役割を果たしている。【千葉大学、東京大学、大阪大学】
- 医療事故が発生した場合や患者・家族と医療者間で問題発生が起こった場合、双方の意見を聞き問題解決に導く仲介役を行う「医療メディエーター」を配置するなど、医療の質の向上のための人員配置を推進している。【福井大学】
- 移植医療については、心肺同時移植の一例目を実施するとともに、多くの脳死臓器移植を実施するなど、大学病院として高度な医療提供の役割を担っている。【大阪大学】
- 患者が診療内容を理解しやすいように、臓器・機能別診療科体制に移行するととも

に、その分野の専門医を診療科長とする新たな診療科長制度を導入している【鳥取大学、島根大学】

- 緊急被ばく医療推進センターを中心に、各地域で開催された被ばく関連の協議会・講習会等へ講師を派遣、また、救急被ばく医療セミナーを開催するなど、我が国の緊急被ばく医療体制の確立に大きく貢献している。【広島大学】

3. 運営面

(具体的取組例)

- 国立大学附属病院長会議がとりまとめた「国立大学病院評価指標」に基づき、全54項目の指標と実績評価（平成19年～20年度）をとりまとめ、経営改善の資料に活用するとともに、他大学病院に先駆けて広く一般に公表（病院ウェブサイトに掲載）している。【北海道大学】
- 病院情報の開示を進め、診療科ごとに手術実績を公開、最新治療法の紹介等、患者が求める情報を豊富に掲載し、病院ウェブサイトの充実に努めている。【富山大学】
- 地域連携と地域医療を強化するため、愛知県地域医療推進会議の下の「公的病院再編ネットワーク化有識者会議」を主宰し、県内病院への医師配置計画を取りまとめ、愛知県知事に答申している。【名古屋大学】
- 診療情報管理士による病棟ラウンドの実施、在院日数の在り方や診療報酬請求書の指導・助言、コーディング勉強会の開催等、請求漏れ防止体制を強化している。【山口大学】
- 国立大学病院管理会計システム（HOMAS）を活用した分析により、「DPC検証プログラム」と題して、様々な観点からの分析を診療科とともに実施しており、分析結果を活用して経営改善の推進を図っている。【熊本大学】

II. 管理運営組織の改革と柔軟な資源配分の実施

管理運営組織の改革

1. 戦略的経営体制の効果的運用（全学的な経営戦略の策定、学長・機構長のリーダーシップを高める取組）

（具体的取組例）

- 平成20年度に10年後の山形大学のあるべき姿を念頭に置き、「山形大学の将来構想」を策定して5つの基本理念と第2期中期目標期間の中期計画を含む今後の進むべき方向を定めるとともに、学長行動指針「結城プラン」で策定した課題について、各理事を中心に改革・改善に取り組んでいる。【山形大学】
- 総長が経営戦略上、特に重視したいと考える項目を「東京大学アクション・プラン2005-2008」として平成17年度に提示し、「自律分散協調系」と「知の構造化」をキーワードに、活力ある大学モデルの構築を積極的に推進するとともに、毎年度、達成状況を検証・反映する体制を定着させている。また、平成21年度には、新総長の就任に伴い、大学としての運営の基本姿勢等を総合的に示した、『東京大学の行動シナリオFOREST2015』を策定・公表している。【東京大学】
- 平成16年度に「人事計画のグランドデザイン」を策定して、人員削減計画と活力ある人事政策を全学的に明確化し、「政策定員」を確保している。平成19年度には中期的な教職員の削減数とそれに係る凍結解除・削減等に関する基準を定めた「東京学芸大学の今後の人事計画について」を作成し、人件費の削減と学長のリーダーシップによる戦略的人員配置を可能としている。【東京学芸大学】
- 平成18年度に策定・公表した「神戸大学ビジョン2015」を実際に展開するための具体的施策として、20の政策と50の実施項目を設定し、各年度の重点的行動計画を策定している。平成20年度からはビジョン推進経費を創設するなどビジョンの達成に向けた取組を推進している。【神戸大学】
- 山口大学憲章の理念を踏まえ、中長期の将来像として、「明日の山口大学ビジョン」を策定している。また、「山口大学の学術研究推進戦略の在り方(研究推進プラン2007)」に基づき、重点的に推進する研究の選定、評価及び支援方法等のシステムの企画・立案を行っている。【山口大学】

2. 管理運営組織のスリム化・効率化

（具体的取組例）

- 産学連携の機能を創立60周年記念会館「コラボ弘大」に集約配置することで、産学連携・地域貢献のワンストップサービス実現に向けての体制を整備している。【弘前大学】
- 管理運営コストの削減に向けて、法人化を契機に89の委員会等を16の委員会及び22の専門委員会に統廃合し、国際戦略本部、広報戦略室、CIO室等の委員会制度に代わる機動的・戦略的な運営組織を編成するとともに、全学の情報化推進体制の確立のため、情報化統括本部及び情報基盤センターを設置し、情報化推進体制を整備している。

【一橋大学】

- 学内委員会について、教育研究評議会及び経営協議会に審議機能を集中し、効率的かつ機動的な運営を行っており、関連性のある委員会のさらなる見直し、課長補佐をはじめとする10ポストの削減、重複業務の整理等を行い、業務運営の効率化に努めるとともに、全学的な重要課題については、必要に応じて室等の教職協働体制を組織し、柔軟かつ機動的な運営に取り組んでいる。【北陸先端科学技術大学院大学】
- 56の全学委員会を40に統合整理するとともに、「効率的な会議運営のガイドライン」を定めて会議時間短縮に取り組んだ結果、平成21年度の会議時間は平成16年度比で平均40分短縮されるなどの効果が現れている。【山口大学】
- 効率的で責任ある意思決定体制の構築を図る観点から、学長・理事を補佐する組織として学長室及び理事室を設置するとともに、全学委員会を原則として各理事の下の部門会議に収れんさせ、委員会数及び委員数をそれぞれ約41%削減している。【大分大学】

3. 他大学等との共同実施等の取組

(具体的取組例)

[教育、研究]

- 北関東国立4大学の連携において北関東国立4大学研究室紹介(4U)を発行するなど、研究の活性化と外部資金獲得増につなげている。【茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学】
- 新潟大学及び山梨大学との共同で「国際・大学知財本部コンソーシアム(UCIP)」を設立し、様々な知的財産の国際展開を行い、海外に向かって事業を推進して国際的な産学連携活動を強化しており、学術研究活動推進に対する戦略的な取組を行っている。【新潟大学、山梨大学】
- 北陸地区国立大学連合(富山大学、金沢大学、北陸先端科学技術大学院大学及び福井大学)間で、単位互換に関する包括協定を締結し、双方向遠隔授業システムを用いた授業や共同研究・研究交流会を実施し、教育研究等の活性化につなげるとともに、医薬品の一部を共同購入している。【富山大学、金沢大学、北陸先端科学技術大学院大学、福井大学】
- 金沢大学、浜松医科大学及び大阪大学による連合小児発達学研究科を設置し、教員の増員を最小限とし、各種会議や授業はテレビ会議システムを活用するなど効率的な研究科の運営を行うとともに、異なった専門領域の教員が連携するなど、文理融合型の教育に貢献している。【金沢大学、浜松医科大学、大阪大学】
- 長野県内の7大学とともに「高等教育コンソーシアム信州」を発足させ、遠隔講義システムを利用した単位互換、ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動、リメディアル教育の共同運営等を実施している。【信州大学】
- 公立岐阜薬科大学と連携して、医療・健康・環境分野に関する研究を行う先端創薬研究センターを設置するとともに、創薬科学及び医療情報学に関する教育・研究を行う連合創薬医療情報研究科を設置している。また、「岐阜健康長寿・創薬推進機構」

の設置に関する覚書を締結し、両大学の研究支援組織において業務を共同処理することとしている。【岐阜大学】

- 大学間連携について、静岡県立大学、静岡産業大学と共同で遠隔授業システムを用いた授業を実施し、「共同大学院「地域経営戦略研究科（大学院修士課程）」の設置構想（第1次案）」を策定するなど、教育組織の整備を推進している。【静岡大学】
- 京都にある7私立大学や京都府・市教育委員会と連携し、京都教育大学を基幹大学とする連合教職大学院構想の具体化を推し進め、平成20年度に連合教職大学院を開設し、既存の大学院教育学研究科のカリキュラム改革を実施し、二つの大学院を並立させ、有機的に連携させている。【京都教育大学】
- 京都府立医科大学、京都府立大学との連携による教養教育の共同化を目指した単位互換事業、京都府立医科大学との医工連携による教育、さらに、3大学間での共同研究等の促進を目指し、それぞれの大学の教員、大学院生等による「3大学連携フォーラム」を開催したほか、研究を通じた交流の促進及び外部資金の獲得に向けた共同研究の質の充実、研究成果の地域還元等に資することを目的に「3大学連携研究支援費事業」を創設するなど、3大学による地域連携・地域貢献の展開を図っている。【京都工芸繊維大学】
- 九州歯科大学との歯工学連携教育協定に基づき、歯工学分野の大学院教育を実施するため、平成21年度から新たに歯工学連携6科目を開講するなど、他大学との連携強化に努めている。【九州工業大学】

[共同調達等]

- 道内国立大学の共同事務処理の一環として平成20年度に締結した「北海道地区国立大学法人資金共同運用（Jファンド）」により、資金の効率的な運用を図るとともに、物品等の共同調達に関する協定書を取り交わすなど、今後の物品・サービス等の一括調達において連携を進めている。【北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学】
- 秋田工業高等専門学校と共同して調達を図るなど、事務等の効率化・合理化を推進している。【秋田大学】
- 事務の合理化及び調達価格の低減を図るために、東北大学、宮城教育大学、山形大学及び福島大学との間においてコピー用紙、一般廃棄物収集運搬業務及びトイレトーパー等共同調達の取組を行い、管理的経費の抑制に努めている。【東北大学、宮城教育大学、山形大学、福島大学】
- 東京農工大学、電気通信大学及び一橋大学との間において共同調達の連携に係る協定を結ぶなどの取組により、経費削減に努めている。【東京農工大学、電気通信大学、一橋大学】
- 鳥取大学と島根大学との間において、物品等の共同調達を実施している。【鳥取大学、島根大学】
- 国文学研究資料館、国立極地研究所及び統計数理研究所では、立川市への移転に伴い、共通する役務提供等について、法人の枠を超えた一括契約を締結し、事務の効率化及び経費の節減を図っている。【人間文化研究機構、情報・システム研究機構】

[人事交流等]

- 北海道地区国立大学法人等が合同で初任職員研修を実施するなど各種研修の取組を行っている。【北海道教育大学 等】
- 地方公共団体（名古屋市立大学）との連携・協力に関する基本協定を締結し、今後の人事交流の方策について情報交換を行い、人事交流に向けた取組を行っている。また、民間企業とも人事交流を行い、出向社員として大学に受け入れている。【名古屋工業大学】

大学・機構全体としての戦略に基づく法人内資源配分の実現

（具体的取組例）

- 全学的な見地から教育研究を活性化するために、戦略的な資源配分を行う「重点配分経費」の導入により、学生サービスの向上、キャンパスライフの充実等へ重点的に配分しているほか、大学院博士課程充足率、博士号学位授与率及び外部資金受入状況を評価基準として予算配分に反映させるなど、全学的な視点による戦略的な学内資源配分を行っている。【北海道大学】
- 教員人件費の5%相当（約13億円）を中央枠予算として確保し、世界的に顕著な研究実績を有するユニバーシティプロフェッサーの招へい、戦略スタッフの充実、病院経営への戦略的支援等に活用し、柔軟で機動的な法人運営を実現している。【東北大学】
- 共同研究費、受託研究費及び寄附金の一部を「研究支援経費」として確保する制度について、平成20年度から研究支援経費比率を10%から原則30%に引き上げ、本部管理予算をより効果的に活用できるよう本部管理予算全体を再構成している。【東京大学】
- 大学の管理運営を効果的・効率的に実施するため、教育、研究、社会連携、情報化の4分野にそれぞれ教育実践推進機構、研究連携推進機構、社会連携推進機構、情報化推進機構を設置して一元的に事業を推進し、資金を戦略的に投入した結果、1,000万円以上の外部資金69件、33億3,624万円獲得等の効果が現れている。【徳島大学】
- 5つの基本戦略（「地域に密着した教育と研究が調和した総合大学」、「学生の満足度を高める教育システムの構築」、「高度専門職業人の養成」、「地域の特徴を活かした教育研究の推進」及び「東南アジア・南太平洋に向けた国際戦略」）に基づき、「学長裁量経費」及び「教育研究活性化経費」を設け教育研究費を学長のリーダーシップにより、総合的な観点から戦略的・効果的に資源配分している【鹿児島大学】

Ⅲ. 法人としての経営の活性化

業務運営の効率化及び合理化

(具体的取組例)

- 業務改善を大学全体の重要な柱の一つに位置づけ、「キャリアガイドシリーズ」の作成、「東大ポータル」の開設等、様々な業務改善を実施するとともに、ボトムアップで業務改善を促進するための取組として、平成16年度から業務改善提案の募集、平成18年度から自律改善課題の募集を開始し、平成21年度までに、業務改善提案は590件の応募のうち235件を実施し、自律改善課題は登録課題46件、推薦課題74件の応募・実施が行われ、このうち「ノートパソコンリユース事業」等の優れた取組に対して業務改善「総長賞」を授与しているなど自律改善サイクルが進展している。【東京大学】
- 「業務効率化プロジェクト」において共通業務を可視化し、活動基準原価計算技法による業務量調査と職員の意識調査、「業務量5%削減計画」の実施、各部署のCAP(点検:CHECK、改善:ACT、効率化計画:PLAN)シートに基づく改善を実施し、その検証を行うとともに、第1期中期目標期間における各種の取組成果を第2期の事務改善・業務効率化に役立てている。【名古屋大学】
- 業務改善ポスター発表会の実施や新たに大学を支える人材を育むための宿泊研修を実施し、学長、役員及び教職員が参加し、それぞれの役割を共有し、教職員一丸となり課題に挑戦する土壌を創り出せるよう、講演・グループディスカッション・全体討論等を行うなどにより、学内相互理解と業務改善、効率化へつなげている。【滋賀医科大学】
- 事務業務の効率的運用と継続的改善を可能とするPDCAサイクルを持つ「事務マネジメントシステム」を平成20年度に構築するとともに、事務事業に係る課題・問題点を「事務改善課題登録表」として取りまとめ、平成21年度末において、登録課題126件のうち120件について解決に向けた具体的内容を「事務改善プログラム」とし、そのうち94件について改善実施が完了している。【京都工芸繊維大学】
- 事務局の部課長をそれぞれ部局ごとのサポーターとして位置づけ、教育研究の現場である部局と事務局の橋渡しをして、部局の質問を解決することにより大学運営の改善に結びつける「部局サポーター制度」を創設している。【大分大学】

人事評価システムの構築

(具体的取組例)

- 教員については、平成17年度から教員評価制度の評価結果について5段階に区分して勤勉手当、昇給及び教育研究費の傾斜配分に反映させている。また、平成18年度には事務職員、平成19年度には技術員の評価制度が構築され、教員評価制度と合わせて勤勉手当及び昇給制度に反映している。さらに、教員評価については、評価指標の改善を行っており、事務職員評価と技術員評価についても改善を行っている。【北見工業大学】
- 教員については、平成18年度までにすべての研究科・附置研究所において個人評価

を実施し、評価結果を昇給、勤勉手当、研究費、研究設備等に反映し、また、事務職員についても、平成18年度までに全職員を対象に個人評価を実施し、昇給及び勤勉手当に反映している。【東京工業大学】

- 平成20年度から施行された「研究・産学官連携活動表彰」により、研究の活性化及び産学連携活動における貢献が特に顕著な教員（平成20年度15名、平成21年度7名）を表彰している。【長岡技術科学大学】
- 教員については、評価結果を平成18年度（平成18年12月）から給与等処遇に反映しており、技術職員及び事務職員については、評価結果を平成19年度（平成20年1月）から処遇に反映している。その後も、より客観的な評価を行うため、データベースの情報に基づき、教育業績、研究業績、学外活動の3分野ごとに3段階の相対評価を行う方法に改善するなどの取組を行っている。【北陸先端科学技術大学院大学】
- 教員、技術職員及び事務職員を対象にした人事評価を実施し、教員及び技術職員については平成17年度から、事務職員については平成19年度から、非常勤職員については平成21年度から、処遇への反映を行っている。【高エネルギー加速器研究機構】

財務内容の改善・充実

1. 財務分析結果の活用

（具体的取組例）

- 財務諸表や財務指標等を用いた経年比較の分析データや、同種グループ大学間で比較した分析データ等を踏まえた詳細な財務分析報告書を作成し、分析結果を教育経費の充実や経費の削減に結びつけており、学生当教育経費及び一般管理費について、段階的に改善している。その後も、財務分析評価等を踏まえ、基盤的な教育研究関連経費の安定的な確保等を盛り込んだ、「予算制度改革の基本的方向性について」を取りまとめるなど、財務内容の充実に取り組んでいる。【横浜国立大学】
- 毎月、予算の執行状況、収入確保状況、附属病院の稼働状況、人件費の執行状況等を経営企画室会議に報告し、財務の安全性や補正予算の編成の必要性等について協議している。また、教育経費比率、研究経費比率等の経年比較や他大学との比較を行い、教育・研究設備への投資等、次期事業年度の計画の作成・実施に役立てるなど、財務情報の分析結果を効果的に大学運営の改善に活用している。【浜松医科大学】
- 経営協議会委員からの意見を取り入れ、四半期ごとに教育・研究・診療等についての現状分析及び財務状況についてチェックし、学内の課題に対し、予算の追加配分を行い迅速な対策を講じている。また、中期目標期間における損益予測と資金管理計画により、中長期的視点に立った財務マネジメントを実施している。【滋賀医科大学】
- ステークホルダーごとに「財務報告書(ファイナンシャルレポート)」をわかりやすさに配慮して毎年刊行しているとともに、部局間の比較や執行状況等を全学的に俯瞰できるよう改善・工夫するほか、活用や分析に関するアンケート調査等に取り組んでいる。【京都大学】
- 財務分析結果の活用は、四半期ごとの分析や、配分済み予算額に対する予算執行状況の分析を通じて、「部局間貸借制度」を導入し、教育環境改善整備等へ重点的に投

資して、学生支援の充実を図っている。【広島大学】

2. 外部資金の獲得

(具体的取組例)

- 畜大牛乳の販売拡充のため、アンケートにより消費者の求める新製品の動向調査を行ったほか、学内外において飲食会を企画するなど宣伝普及活動に努め、売上が増加している。また、付加価値を高めるために、製造工程を北海道HACCP方式とし、平成22年度中に認証を得る予定となっている。【帯広畜産大学】
- 平成16～21年度にかけて、組織を横断して対応可能な支援事務室の設置等によりプロジェクト支援機能を強化するなど、外部資金の獲得に向けて意欲的に取り組んでおり、平成21年度の受託研究、受託事業及び寄付金による外部資金額は2億416万円（対平成16年度比1億2,367万円増）、外部資金比率は3.2%（対平成16年度比2.0%増）と毎年度着実に増加しており、取組の効果が現れている。【東京外国語大学】
- 外部資金の獲得を図るため、個人の獲得した外部資金の間接経費額による学長裁量スペースの配分、産学連携コーディネーターによる企業のニーズと大学のシーズのマッチング、大学と企業のトップによる「組織的連携協定」の締結の推進等の取組を行い、東工大基金を通じた寄付金収益の増加等の取組により、平成21年度の外部資金額は85億1,289万円（対平成16年度比38億5,829万円増）、外部資金比率は19.6%（対平成16年度比7.1%増）となっている。【東京工業大学】
- 公募型研究費への応募につながる学内助成制度を実施するとともに、新任・若手教員の応募推奨として採択実績のある教員による研究計画調書作成勉強会の実施や事務局本部と部局の連携による支援体制の強化等により、平成21年度の科学研究費補助金新規採択率が55%と5年連続全国1位となっている。【一橋大学】
- 顧問弁護士や他大学の専門家教員との技術コンサルティングに関する意見交換により得られた、知的財産の取扱等についての指摘、TL0（技術移転機関）等を利用した有料化の方策のアドバイスに基づき、技術指導の有料化について検討を進めている。また、特許収入に加え、ノウハウを提供することにより、ノウハウ料として収入増を図っている。【名古屋工業大学】
- 「研究戦略タスクフォース」や「研究企画支援室」を設置するなど、外部資金獲得の体制整備により、科学研究費補助金においては、平成21年度採択金額は141億2,413万円（対平成15年度比47億5,405万円増）、共同研究、受託研究、寄附金による外部資金受入額は、平成21年度は237億9,233万円（対平成15年度比127億6,568万円増）、外部資金比率は16.9%（対平成16年度比5.5%増）となっており、取組の効果が着実に現れている。【京都大学】
- 国立天文台では、クレジットカードでの寄附も可能な「天文学振興募金」を運営し、広く一般国民から寄附を募るとともに、寄附金の受入れについて、外国の大学と協定を締結するなど、総額3億4,300万円の寄附を受け入れている。【自然科学研究機構】

3. コスト削減

(具体的取組例)

- 「管理的経費抑制プロジェクト」において節減目標・行動計画を策定し、重油、図書、パソコン・プリンタ類、封筒類、什器類等の事務局一括契約及び役務契約の複数年契約等を実施しており、平成16年度から平成21年度までに約1億5,870万円の経費を節減している。【北海道教育大学】
- 医学部附属病院では、コスト削減に積極的に取り組んでおり、例えば民間コンサルタント会社との医用材料等契約支援業務の包括契約を締結により、平成20、21年度の両年度においては、約4億9,000万円の経費削減を達成している。【群馬大学】
- 学内向けの通知等について電子メールの利用やウェブサイトへの掲載等によりペーパーレス化を推進しているほか、会議における審議内容、配付資料等の見直し、事務職員の給与明細及び学生の成績通知表をウェブサイトでの確認を可能とすることにより、経費の削減を図っている。【長岡技術科学大学】
- 「節約 (SETSUYAKU) しまいか」プロジェクトに取り組み、節約項目の洗い出しを行うとともに、光熱水費に係る点検チームを編成して施設を見回ることにより、現状把握並びに節約について教職員への意識づけを行うとともに、印刷物や業務委託費等の経費節減に向けた努力をしている。【金沢大学】
- 大学の経費抑制の取組として、大学経費と病院経費の削減推進会議等において設定した経費削減目標を反映させて当該年度の予算編成を行っている。また、電力契約の見直し、部局単位での光熱水料の節減等に努めているほか、附属病院にESCO事業を導入し、光熱費のさらなる削減を図っている。【鳥取大学】

健全な財務運営のための定員・人件費管理の推進

(具体的取組例)

- 教員人件費の4% (段階的に5%に拡大) を総長の下に留保し、斬新で先端的な特色ある教育研究プロジェクト等に対して優先的に人件費を配分する「全学運用教員制度」や、教員を平均給与でポイント換算し、総ポイント内であれば研究科等は職種及び員数にとらわれない柔軟な教員組織編成を可能とした「ポイント制教員人件費管理システム」を導入するなど、戦略的・効果的な人的資源の活用を図っている。【北海道大学】
- 教員の流動性・活力向上のため、60%以上の教員が任期制に移行するよう推進するとして中期計画を踏まえ、優秀な教員への学内昇任をポスト数を制限せず認めるなどの取組により、法人化への移行時点で約56%であった教員の任期制適用割合は、平成21年度末で約73%となっている。【北見工業大学】
- 総人件費改革に対応するため、各学部における現有定数相当のポイントを一定の計算方式で算定した上で、4年間の人件費削減を見込んだ各年度の目標ポイントを設定し、そのポイントの枠内においては柔軟な人事計画を作成できるようにする人件費のポイント制の運用を平成19年度より開始している。【信州大学】
- 教育職員の職種別 (教授、准教授、講師及び助教) にポイント数を定め、各部局に割り当てたポイント総数の範囲内で部局長が自由に職種別人事を行えるポイント制度

を導入し、弾力的、効率的に教員配置できる人事管理を実施している。また、全学的・戦略的事項に対して職員配置を行うため、学長裁量人件費（ポイント数）の設定や「岐阜大学職員の配置に係る基本方針」を策定し、戦略的な人員配置を行っている。
【岐阜大学】

施設・設備マネジメントの推進

（具体的取組例）

- 大学の自助努力により、産学連携拠点として創立60周年記念会館「コラボ弘大」や青森市に青森キャンパスとして北日本新エネルギー研究センターを整備するとともに、白神山地に関する総合的研究等の拠点として白神自然観察園を設置して教育を展開しており、計画的な施設整備に取り組んでいる。【弘前大学】
- 時限的・弾力的使用のための共同利用スペースを設置し、全建物面積の10.1%を共有化するに至っている。また、学際的研究、プロジェクト研究及び若手研究者のスペース確保のため約3,000㎡の外部研究施設を購入し、「山形大学総合研究所」として運用している。【山形大学】
- 大学院映像研究科の新設に当たり、横浜市と連携して拠点施設の整備を実施している。【東京芸術大学】
- 自然資源を活かしたアメニティの形成のガイドラインとして「緑のフレームワークプラン」等を実行し、周辺環境に配慮し既存の景観を活かした植栽整備等により、財団法人都市緑化基金から第19回「緑のデザイン賞」緑化大賞を授与されている。【大阪大学】
- 全学的視点による有効活用を図るため広島大学版基準面積を作成し、部局間の使用面積のアンバランスを解消するとともに、全学共用スペース（弾力的活用スペース）を確保し、9,974㎡をレンタルラボとして教育研究の推進に活用している。【広島大学】
- 「1年単位の全学的な施設のレンタル制」、「共有スペース以外を有料とするスペースチャージ制度」及び「スペース管理システム」の導入を平成16年度に決定（平成17年度から運用を開始）し、「スペースチャージ制度」により生じた空きスペースを、教育研究の重点プロジェクト用のスペースや施設改修の際の代替施設とするなど、有効利用の手法を確立している。【九州工業大学】

省エネルギー対策・地球温暖化対策の推進

（具体的取組例）

- 環境マネジメント学生委員会と環境マネジメント推進室の協働による省エネルギー、省資源の啓発活動及び環境保全活動の結果、全国青年環境連盟（エコ・リーグ）のCampus Climate Challenge実行委員会による大学の環境対策を点数化した「エコ大学ランキング」で平成21年度に全国国公立大学総合1位を獲得している。【岩手大学】
- 環境マネジメントシステム（ISO14001）にいち早く取り組み、主要4キャンパスで取得している。また、所定のカリキュラムの単位取得後、1年以上環境ISO活動に携わ

った学生を「実務士」として、平成21年度までに140名を認定している。これらの取組の成果の一つとして、各種の環境関連活動表彰の受賞や千葉大学環境ISO学生委員会がNPO法人格を取得するなど、取組の成果が現れている。【千葉大学】

- 「東大サステイナブルキャンパスプロジェクト (TSCP)」による積極的な取組を推進しており、ハード面では、大型熱源改修、空調・照明改修により、平成21年度では制度導入前の平成20年度と比較して2,264tのCO₂を削減（光熱水費換算約1億円/年）している。ソフト面では、国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）において、623tのCO₂クレジットを創出し、その売却益をTSCP対策費用へ再投資している。【東京大学】
- 「平成19年度省エネルギー優秀事例全国大会」（財団法人省エネルギーセンター主催）の経済産業大臣賞、「2008愛知環境賞」の優秀賞をそれぞれ受賞し、その後も附属図書館及び動物実験施設のESCO（Energy Service Company）事業により、空調のエネルギーを附属図書館で10.3%、動物実験施設で28.5%削減しているなど効果が現れている。【名古屋大学】
- 学生の提案を受け、大学と彦根駅間を走行する大学専用バスに、バイオ燃料で走る「BDF（Bio Diesel Fuel）バス」を導入し、学生食堂の廃食油を回収・精製したBDFを燃料として利用するなど、環境対策に取り組んでいる。【滋賀大学】
- 学内ESCO（Energy Service Company）事業を実施し、平成19年度エネルギー優秀事例全国大会（財団法人省エネルギーセンター主催）において、「省エネルギーセンター会長賞」を受賞するなど、省エネルギー対策や環境に配慮した取組を継続的に実施している。その後も継続的に取り組み、温室効果ガスの排出削減を目的として、基礎実習棟屋上の太陽光発電設備の増設等の取組を行い、成果を上げている。【滋賀医科大学】
- エネルギー消費量、温室効果ガス（CO₂）排出量を原単位ベースで毎年1%削減するための具体的な方策として「京都大学環境賦課金制度」を導入し、エネルギー消費効率向上のための計画的な改修に取り組むとともに、ESCO（Energy Service Company）事業により、平成21年度のエネルギー消費量では、当初計画約3%（3,724GJ）の削減目標を上回る約7.6%（9,473GJ）の削減、CO₂排出量では、当初計画約3%（140t）の削減目標を上回る約9.5%（445t）の削減を行っている。【京都大学】

学術情報基盤の整備

（具体的取組例）

- 「高等教育コンソーシアム信州」のプロジェクトの下、各大学にそれぞれ遠隔講義室を1部屋設置し、県内8大学間における相互授業の利便性を確保している。また、長野県教育委員会によるネットワークと信州大学ネットワークとの間を接続し、公立特別支援学校の教諭に対する遠隔講義を可能としている。【信州大学】
- メディア基盤センターでは、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証取得に取り組み、国際規格である「ISO/IEC 27001」の認証を取得している。【山口大学】

- 研究紀要の電子化による刊行を推進し、リポジトリにより情報発信する体制を構築している。【長崎大学】

危機管理への対応

(具体的取組例)

- 教育研究活動中の不慮の災害・事故補償のため、保険料を大学が全学負担し、全学生を「学生教育研究災害傷害保険」に加入させている。【筑波大学】
- 「環境安全管理センター」が中心となり、学内の安全管理及び危機管理に関する取組を定期的・恒常的に実施するほか、学長自ら安全パトロールを実施している。【東京農工大学】
- 事故防止対策として、平成16年度に大型機器等の学生利用状況等を踏まえた「健康安全手帳」を作成するとともに、学生実験等における事故等への対応として、平成19年度に箇条書きのパンフレットを作成して研究室、実験室に配布するとともに、事故防止のため薬品の取扱方法を記載したパンフレットを作成して学生に配布している。【東京海洋大学】
- 独自に開発したサーバソフトウェアの富山大学薬品管理支援システム「TULIP」を学内の基幹システムとして運用するとともに、オープンソースソフトウェアとして全国の教育・研究機関に無償で提供し、他大学等の化学物質管理体制の構築にも協力している。【富山大学】
- 教員と学生が組織する「防災・ボランティアセンター」を設置し、地域住民、市町村防災担当者の参加を得て、防災訓練、地震防災セミナー等を実施し、防災に関する企画・立案能力の育成やボランティアリーダーの育成を行うとともに、学生の協力を得て、大学周辺地域の「防犯パトロール」を開始するなど、防災・防犯活動に取り組んでいる。【静岡大学】
- 教員を目指す学生に、学校安全や学校における危機管理に関する能力を修得させるため、教養基礎科目「学校危機と心のケア」を開講するなど、学校安全に関する取組を行っている。【大阪教育大学】
- 全学の施設パトロールを実施し、施設の利用状況及び老朽箇所等の点検を行い、パトロール結果を教育研究環境の確保や環境改善の整備に反映させている。また、防犯・防災マップのウェブサイトへの掲載、安全管理・危機管理調査として、化学物質管理状況の監査及び「引継状況調査」を実施している。【岡山大学】
- 南海地震等の防災教育研究として、「防災サポーター」や「防災インストラクター」の称号を平成21年度までに合計69名に授与している。また、南海地震発生時の行動マニュアルの作成等により地域の特性に即した取組を行っている。【高知大学】

自己点検・評価及び第三者評価

(具体的取組例)

- 平成16年度に、国立大学で初めて、教学・業務・学生支援等の状況を定量的に把握して中期計画の進捗管理に利用すべく大学経営評価指標を導入している。さらに、教

員の多面的評価システム（ASTA）による評価を本格実施しており、自己申告による教育目標と達成度評価、授業評価、教育貢献評価、総合評価の4つのカテゴリについて3段階の評価を行うなど、評価システムの構築を図っている。【室蘭工業大学】

- 国際的視点からの外部評価として、欧州大学協会機関別評価プログラムを受審し、この評価による助言を全学で共有するとともに、自己評価報告書の作成過程での分析等を通じ大学の問題点を明確化するなど、積極的な取組を実施している。【東北大学】
- 複数の中期目標に対する達成度評価を適切に行うため、国際学術雑誌への論文投稿数の増加等、自主的に学内の数値目標を掲げ、それに向けて取り組み、自己点検・評価を行い、成果が現れている。【千葉大学】
- 中期計画・年度計画の毎月の進捗状況をウェブサイト上で教職員全員が共有して計画推進を図り、評価意識の向上を促すことを目的に、独自に「年度計画進行管理システム」及び「中期目標・中期計画進行状況管理システム」を構築するとともに、利用者アンケートによる改善要求等に基づいたシステム機能及び入力画面等の改善や評価作業の効率化を図っている。【福井大学】
- 評価作業等に係る作業の効率化・合理化のため、平成18年度に大学独自に開発し試行した「目標・計画進捗状況管理システム」（進捗ナビ）を活用して、中期計画、年度計画の進捗状況の定期的な管理及び年度計画、実績報告書の作成等を行うことにより、評価作業の効率化・合理化及びペーパーレス化に寄与するとともに、システムのノウハウを他機関に情報提供したほか、関係教職員の実務負担が軽減されているなど、効率化を図っている。【滋賀医科大学】
- 山口大学自己点検評価システム（YUSE）を独自開発し、入力率100%を維持するとともに、学内外への効果的な情報提供にも資するシステム構築を目的として教員データベースの構築に向けて取り組んでいる。【山口大学】

IV. 社会に開かれた客観的な法人運営

外部有識者の積極的活用

(具体的取組例)

- 教育の現状について、多様な見地からの意見を真摯に受け止め、大学の学生教育をはじめ広く大学運営に役立たせていくため、平成19年度に法人支援アドバイザー制度を創設し、懇談会における提案「大学が持ついろいろなものを活かして地域の要望に応えていくことが、地域との連携の主な舞台になる」、「授業時間外の学習について図書館の利用が大切である」等を基に、具体的な改善を図っている。【宮城教育大学】
- 総長の諮問機関としてノーベル賞受賞者を含む国際諮問委員会（International Advisory Board）を設置し、高等研究院を充実するなど、教育研究活動の活性化を組織的に推進している。【名古屋大学】
- アカデミック・アドバイザー制度等の導入により、学外専門家を客員教授や参与として積極的な登用を図るとともに、民間金融機関担当者を経営担当非常勤理事として登用するなど大学運営の活性化等に取り組んでいる。【愛媛大学】
- 外部有識者の意見や提案を大学経営に積極的に活用する観点から、経営協議会を定例化（毎月開催）するとともに、大学と関係の深いステークホルダー（大学院生、保護者、高等学校教諭、自治体関係者、企業関係者）で構成される「大分大学ステークホルダー・ミーティング」を開催し、寄せられた意見を大学運営に活用している。【大分大学】

監査機能の充実

(具体的取組例)

- 平成19年度より外部の有識者をアドバイザーとしてコンプライアンス委員会を設置し、定期的に会議を開催し監査計画、実施報告及び不正防止計画等について意見交換を行い、今後の改善等を踏まえた助言を受け、内部監査のさらなる充実を図っている。【浜松医科大学】
- 「内部監査マニュアル」や「被監査部局毎の監査重点項目」を作成したほか、全学教職員を対象とした「公的研究費使用等に関する理解度調査」を実施し、集計結果等を内部監査に活用するなど、監査がより有効に機能するよう改善に努めている。【和歌山大学】
- 監事による監査及び監査法人による監査を業務運営に効果的に活用する体制を整備し、業務の改善に効果を上げている。【鳥取大学】
- 法人監査室、会計監査人、監事の監査結果のデータベース化を行っている。【高知大学】

情報公開の促進

(具体的取組例)

- 教育研究活動の支援活動として、大学組織内に弘前大学出版会を設立し、教育研究のアーカイブスの保存、知的財産の蓄積を目的に出版事業を推進し、平成21年度まで

に76冊を刊行するなど、教育研究活動の情報発信を行っている。【弘前大学】

- 「全国大学サイト・ユーザビリティ調査2009/2010」において最も使いやすい大学ウェブサイトとして、3年連続で全国国公立大学中1位となっており、定期的な見直し等による効果が現れている。【徳島大学】
- 地域に広く開かれた大学として、大学情報の総合案内、入学相談等のサービス業務を充実するため、インフォメーションセンター（i愛センター）等を設置している。また、地元のラジオ放送局での広報番組の開始や、多様なメディアを通じた広報活動を展開し、新聞に掲載された大学関連の記事は、平成21年度は1,432件（対平成15年度比1,032件増）となっている。【愛媛大学】
- 事務局各課及び各部局に「スポークスマン」を置き、全学的連携組織である「広報部」を組織し、双方向の情報伝達体制を整備している。また、「東京オフィス」や「大阪オフィス」を開設し、同窓会活動の促進や百周年記念事業に向けた広報活動を展開している。さらに、定期的な北海道大学との合同研究発表会等、全国規模の広報活動を展開している。【九州大学】
- 小林誠特別荣誉教授のノーベル物理学賞受賞を契機に、記念ウェブサイトを作成し、子どもの科学に対する興味を高め社会に貢献する観点から科学連載マンガ「カソクキッズ」をウェブサイトに掲載するとともに見学者への配付を行っている。【高エネルギー加速器研究機構】

第1期中期目標期間の業務実績に関する評価結果のポイント

- 国立大学法人評価は、国立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）が、大学等の教育研究の特性に配慮しつつ、各法人の教育研究や業務運営等の状況について、法人毎に定められた中期目標の達成状況を評価するもの。

今回の評価は、平成16年の国立大学等の法人化後、中期目標期間（平成16～21年度）の業務実績に関する評価結果を、初めて取りまとめたもの。

- 評価結果は、中期目標の達成状況に関して、各項目ともほとんどの法人が「良好」又は「おおむね良好」であった。また、中期目標の個別項目において「非常に優れている」の評定となった法人がある一方、「不十分である」の評定となった法人もあった。

平成20年度に中間的に実施した平成16～19年度の業務実績評価の結果と比べると、中期目標の達成状況に関して、中期目標の個別項目において「非常に優れている」の評定となった法人は、20法人から32法人と増加し、「不十分である」の評定となった法人は、11法人から6法人と減少している。

- 法人の特色や個性を活かした教育研究や業務運営の改革の中で、注目事項として以下のような点がある。

（教育研究）

- ・ キャリア教育の実施や学生支援等の推進
- ・ 教育研究の高度化等のための全学的な支援体制の整備
- ・ 地域の産業、医療等の支援や共同事業の実施等、地域連携の推進 等

（業務運営）

- ・ 教職員の人事評価結果を給与等の処遇へ反映している法人の大幅な増加（H19:34法人→H21:64法人）
- ・ 他法人との財務分析の比較結果を法人運営の改善に活用している法人の増加（H19:36法人→H21:59法人）
- ・ ほとんどの法人で中期計画・年度計画の進捗管理及び評価作業の効率化と負担軽減に向けた改善を実施
- ・ 省エネルギー対策や環境に配慮した事業の推進 等

- また、課題事項として以下のような点がある。

- ・ 経営協議会において審議すべき事項を複数年度で報告事項として扱っていた。
- ・ 研究費の不正使用防止の取組が適切に実施されていなかった。
- ・ 毒・劇物等の有害物質の管理において、厳正な保守・管理が実施されていなかった。
- ・ 大学院修士課程、博士課程及び専門職学位課程において、一定の学生収容定員を満たしていなかった。（平成21年度評価結果で公表済み）

- なお、教育研究の状況は、専門的な観点からの評価が必要であることを考慮し、国立大学法人法に基づき、委員会が、独立行政法人大学評価・学位授与機構に評価の実施を要請し、当該評価結果を尊重して評価を実施した。併せて、教育並びに研究の「水準」及び「質の向上度」の評価も実施した。

（教育並びに研究の「水準」及び「質の向上度」の評価結果）

- ・ 9割以上の組織が、各学部・研究科等の想定する関係者が期待される「水準を上回る」及び「水準にある」状況であり、質が「大きく改善、向上している又は高い質（水準）を維持している」及び「相応に改善、向上している」状況。
- ・ 平成20年度に中間的に実施した平成16～19年度の状況の評価の結果と比べると、「水準を下回る」組織は各項目とも減少し、また、質が「改善、向上しているとは言えない」組織も減少。

※ 国立大学法人評価は、法人が定めた中期目標の達成状況の評価であり、各法人及び各学部・研究科等を相対的に比較するものではない。

国立大学法人評価委員会 委員名簿

第4期国立大学法人評価委員会委員・臨時委員（平成22年4月1日現在）

（委員）20名

い い はるき 伊井 春樹	財団法人阪急文化財団逸翁美術館長
い い の まさこ 飯野 正子	津田塾大学長
い な が し の ぶ 稲永 忍	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター理事長
お お た き よ し ひ ろ 大滝 義博	株式会社バイオフィロンティアパートナーズ代表取締役
か つ か た し ん い ち 勝方 信一	教育ジャーナリスト
か ら き さ ち こ 唐木 幸子	オリンパス株式会社研究開発センター診断技術開発部長
き り の た か あ き 桐野 高明	独立行政法人国立国際医療研究センター理事長
く さ ま と も こ 草間 朋子	大分県立看護科学大学長
さ い と う や え こ 齋藤 八重子	元東京都立九段高等学校長
さ き も と た つ ろ う 崎元 達郎	放送大学熊本学習センター所長
さ の け い こ 佐野 慶子	佐野公認会計士事務所公認会計士
し お み み き こ 塩見 美喜子	慶應義塾大学医学部准教授
た ご む り き ぞ う 田籠 喜三	富士通株式会社ソリューション事業推進部人事部担当部長
つ げ あ や お 柘植 綾夫	芝浦工業大学長
て ら し ま じ つ ろ う 寺島 実郎	財団法人日本総合研究所会長、多摩大学長
な が た よ し こ 永田 淑子	学校法人藤学園理事長
な ぐ も み つ お 南雲 光男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
み や う ち し の ぶ 宮内 忍	宮内公認会計士事務所公認会計士
み や は ら ひ で お ○宮原 秀夫	独立行政法人情報通信研究機構理事長
む ら ま つ み ち お ◎村松 岐夫	京都大学名誉教授

（臨時委員）8名

い た み ひ ろ ゆ き 伊丹 敬之	東京理科大学大学院イノベーション研究科教授・研究科長
か さ い お さ む 笠井 治	弁護士、首都大学東京法科大学院教授
か ね は ら よ し は る 金原 義治	前茨城大学監事
た ち あ き ら 館 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
の う と み ま さ や 納富 雅也	NTT物性科学基礎研究所主幹研究員
は や か わ の ぶ お 早川 信夫	日本放送協会放送総局解説委員室解説主幹
ほんごう まさつぐ 本郷 真紹	学校法人立命館副総長、立命館大学文学部教授
もりやま みきひろ 森山 幹弘	南山大学外国語学部教授・学生部長

※◎は委員長、○は副委員長

2. 国立大学法人鳥取大学の第1期中期目標期間の 業務の実績に関する評価結果について

- ◇ 第1期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果
- ◇ 学部・研究科等の教育に関する現況分析結果
- ◇ 学部・研究科等の研究に関する現況分析結果
- ◇ 意見の申立て及びその対応
- ◇ 第1期中期目標期間の評価結果にみる鳥取大学の特長
- ◇ 第1期中期目標期間に係る指摘事項に対する取組状況

第1期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果 国立大学法人鳥取大学

1 全体評価

鳥取大学は、21世紀を迎えて教育、研究、社会貢献、診療等の面で大学が発揮すべき機能を十全に伸展させるため、「知と実践の融合」を理念として掲げるとともに、1) 社会の中核となりうる教養豊かな人材の養成、2) 地球的・人類的・社会的課題解決への先端的研究、3) 地域社会の産業と文化等への寄与を教育研究の目標として掲げ、人間力の養成を目指している。こうした理念の下、学長のリーダーシップにより、全学的な視点から大学の特色を活かし意欲的に取り組んでいる。

中期目標期間の業務実績の状況は、平成16～19年度までの評価では、すべての項目で中期目標の達成状況が「良好」又は「おおむね良好」であり、さらに平成20、21年度の状況を踏まえた結果、すべての項目で中期目標の達成状況が「良好」又は「おおむね良好」である。業務実績のうち、主な特記事項は以下のとおりである。

教育については、学部学生を3か月間派遣するメキシコ海外実践教育を実施し、高い教育効果を上げている。また、学生就職センターを中心とした就職活動支援、東京・大阪・岡山・福岡でのAO入試の実施、高等学校への進路指導訪問の実施、地域に立脚した技術経営教育の導入、教員の教育功績賞の設定、図書館のオンライン目録化の推進と県内全市等の図書館との相互利用化、中国・四国地域9大学と連携したフィールド教育の実施等の取組を行っている。

研究については、21世紀COEプログラム「乾燥地科学プログラム」に関連した多くの国際交流の実施、電子ディスプレイ関連分野の基礎及び応用研究の推進、教員の研究功績賞等の顕彰制度の整備、山間地における生活インフラの改善を目指したプロジェクト等によるソフトウェアの実用化、とっとりネットワークシステム(TNS)による地域の産学連携活動等の取組を行っている。

国際交流については、独立行政法人国際協力機構(JICA)との協力による乾燥地水資源開発、発展途上国対象のプロジェクト実施、学生の積極的な海外派遣、メキシコ等の教育・研究機関との教育・研究交流事業の推進等の取組を行っている。

業務運営については、教員及び事務職員評価をそれぞれ実施し、その評価結果を教員は平成17年度から、事務職員は平成18年度から処遇に反映しており、評価できる。

財務内容については、産官学連携コーディネーターによる共同研究樹立の支援、サイエンス・アカデミー開催による研究成果の紹介等に取り組んでおり、共同研究や受託研究及び奨学寄附金等による外部資金が増加している。

その他業務運営については、施設整備マスタープランを策定し、有効活用調査の分析等の結果を基に、緊急度・改善効果等の数値化、優先度の判定を行い、計画的な整備や整備状況に関するフォローアップを実施している。

2 項目別評価

I. 教育研究等の質の向上の状況

(I) 教育に関する目標

1. 評価結果及び判断理由

【評価結果】 中期目標の達成状況がおおむね良好である

(判断理由) 「教育に関する目標」に係る中期目標（4項目）のうち、1項目が「良好」、3項目が「おおむね良好」であり、これらの結果を総合的に判断した。

(参考)

平成16～19年度の評価結果は以下のとおりであった。

【評価結果】 中期目標の達成状況がおおむね良好である

(判断理由) 「教育に関する目標」に係る中期目標（4項目）のうち、1項目が「良好」、3項目が「おおむね良好」であり、これらの結果を総合的に判断した。

2. 各中期目標の達成状況

① 教育の成果に関する目標

【評価結果】 中期目標の達成状況がおおむね良好である

(判断理由) 平成16～19年度の評価結果は「教育の成果に関する目標」の下に定められている具体的な目標（2項目）のうち、1項目が「良好」、1項目が「おおむね良好」であったことから、「中期目標の達成状況がおおむね良好である」であった。

平成20、21年度の達成状況を踏まえた結果は、1項目が「良好」、1項目が「おおむね良好」とし、これらの結果に加え、学部・研究科等の現況分析における関連項目「学業の成果」「進路・就職の状況」の結果も勘案して、総合的に判断した。

<特記すべき点>

(優れた点)

- 中期計画「各学部において修得した専門的知識を生かして社会貢献できるよう、適切な就職・進路指導、各種国家試験受験指導等に一層の努力をする」及び「就職相談体制及びガイダンスの充実を図る」について、就職進路指導、各種国家公務員受験指導等の支援を行い、就職率が全国平均を上回る状況にあること、また、学生就職センターが中心となり、学内外の就職に関するイベントへの参加を学生に促すとともに、就職活動の学生に対し、バスを大阪方面に運行させるなど積極的な支援を行っていることは、優れていると判断される。

(特色ある点)

- 中期計画「学部、大学それぞれで成績優秀者、顕著な活動を行った者を顕彰する現行の制度を継承する」について、3年次終了時点で成績優秀者を入学式で表彰し、在学生ばかりでなく入学生にインセンティブを与えていることは、特色ある取組であると判断される。

② 教育内容等に関する目標

【評価結果】 中期目標の達成状況が良好である

(判断理由) 平成16～19年度の評価結果は「教育内容等に関する目標」の下に定められている具体的な目標(3項目)のうち、2項目が「良好」、1項目が「おおむね良好」であったことから、「中期目標の達成状況が良好である」であった。

平成20、21年度の達成状況を踏まえた結果は、2項目が「良好」、1項目が「おおむね良好」とし、これらの結果に加え、学部・研究科等の現況分析における関連項目「教育内容」「教育方法」の結果も勘案して、総合的に判断した。

<特記すべき点>

(優れた点)

- 中期計画「アドミッションセンターは、各学部から提示されたアドミッション・ポリシーに応じた、学生をリクルートすることに努める」について、高等学校への進路指導訪問、岡山、松江、姫路等県外における進学懇談会・相談会の実施、東京、大阪、岡山、福岡でのAO入試の実施等の対策を施し、AO入試の志願倍率4倍以上を確保していることは、優れていると判断される。
- 中期計画「技術系学科では、日本技術者教育認定機構(JABEE)の認定の取得を拡大して、国際的に通用する技術者の養成を図る」について、工学部では、土木工学科が我が国最初のJABEEの認定を受けた後、電気電子工学科等4つの工学系学科が認定を受け、農学部においても生物資源環境学科・環境共生科学コースがJABEE「地域環境工学プログラム」の認定を受けており、教育水準の維持向上と、学生の技術力向上につながっていることは、優れていると判断される。
- 中期計画「技術経営(マネージメント・オブ・テクノロジー＝MOT)教育を導入し、高度技術者の養成を図る」について、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーが中心となり、平成17年度からMOTイノベーション・スクールを開講し、即戦力となる高度な技術者を養成するカリキュラムを充実させ、地域に立脚した技術経営教育を導入したことにより、毎年100名以上の受講生(学部、社会人、大学院)を得ていることは、優れていると判断される。
- 中期計画「モチベーションの醸成を促す教育の取り組みを具体化する」について、大学独自の事業としてメキシコ海外実践教育を継続実施し、平成20年度より学部学生20名を3か月間派遣し、高い教育効果を上げている。また、農学部国際乾燥地科学コースでも、「乾燥地農学実習」によりメキシコ、タイで海外実践教育を実施しているこ

とは、優れていると判断される。(平成 20、21 年度の実施状況を踏まえ判断した点)

(特色ある点)

- 中期計画「倫理教育、安全教育、環境問題に関する教育を充実し、責任意識の高い技術者・研究者の養成を図る」について、農学部において「里山、里海、果樹園芸の里」と題して、中国地方 9 大学と連携してフィールド教育を行ったことは、特色ある取組であると判断される。

③ 教育の実施体制等に関する目標

【評価結果】 中期目標の達成状況がおおむね良好である

(判断理由) 平成 16～19 年度の評価結果は「教育の実施体制等に関する目標」の下に定められている具体的な目標(4 項目)のすべてが「おおむね良好」であったことから、「中期目標の達成状況がおおむね良好である」であった。

平成 20、21 年度の達成状況を踏まえた結果は、4 項目のすべてが「おおむね良好」とし、これらの結果に加え、学部・研究科等の現況分析における関連項目「教育の実施体制」の結果も勘案して、総合的に判断した。

<特記すべき点>

(優れた点)

- 中期計画「教員の教育業績評価システムを確立する。それを受けて処遇の方法を定める」について、教育業績賞を設け、教育方法の向上に取り組んだ教員にインセンティブを与える取組を実施し、当該表彰を業績評価、研究費配分に反映させていることは、優れていると判断される。
- 中期計画「図書資料のオンライン目録の整備充実を図る」について、図書館のオンライン目録化を進め、県内全市、一部町内の図書館と結び相互利用を可能にしたことは、全国に先駆けた試みであり、文部科学省の実態調査においても紹介されている点で、優れていると判断される。

(特色ある点)

- 中期計画「電子ジャーナルの充実を図る」について、電子ジャーナル等の利用促進のために、情報教育の一環として授業等に図書館員が参加しているなど図書館の活動が活発なことは、特色ある取組であると判断される。

④ 学生への支援に関する目標

【評価結果】 中期目標の達成状況がおおむね良好である

(判断理由) 平成 16～19 年度の評価結果は「学生への支援に関する目標」の下に定められている具体的な目標(2 項目)のすべてが「おおむね良好」であったことから、「中期目標の達成状況がおおむね良好である」であった。

平成 20、21 年度の達成状況を踏まえた結果は、2 項目のすべてが「お

「おおむね良好」であることから判断した。

＜特記すべき点＞

（優れた点）

- 中期計画「入学時における大学への適応支援を行う。全学共通科目の大学入門ゼミを通じて入学時における大学教育への適応支援を行う」について、新入生のオリエンテーションとして新入生、在校生、職員との「ふれあい朝食会」を実施し、履修相談等を行い、新入生に対する学生生活の全般的アドバイスを行うなど、早期に大学生活になじませる活動を継続して行い、過去4年間で延べ約17,400名の参加者を得たことは、新入生の大学生活への早期定着を促した点で、優れていると判断される。
- 中期計画「各学部において修得した専門的知識を生かして社会貢献できるよう、適切な就職・進路指導、各種国家試験受験指導等に一層の努力をする」及び「就職相談体制及びガイダンスの充実を図る」について、就職進路指導、各種国家公務員受験指導等の支援を行い、就職率が全国平均を上回る状況にあること、また、学生就職センターが中心となり、学内外の就職に関するイベントへの参加を学生に促すとともに、就職活動の学生に対し、バスを大阪方面に運行させるなど積極的な支援を行っていることは、優れていると判断される。

（平成16～19年度の評価で指摘した「改善を要する点」の改善状況）

- 平成16～19年度の評価において、
中期計画「不登校及び成績（修学）不振者への呼びかけ、相談及び支援の実施を行う」について、留年者、退学者の防止のため、保護者会の開催、学期初めの成績チェックあるいは大学教育総合センターによる教材開発等が講じられているが、休学率、退学率が一部の学部等で多いことから、改善することが望まれると指摘したところである。
平成20、21年度においては、成績不振者に対する保護者面談、三者面談の実施に力を入れており、また、年度ごとの退学者の数には波があるものの、おおよそ減少傾向にあることから、当該中期計画に照らして、改善されていると判断された。

（顕著な変化が認められる点）

- 中期計画「不登校及び成績（修学）不振者への呼びかけ、相談及び支援の実施を行う」について、平成16～19年度の評価においては、教材開発等が講じられているが、休学率、退学率が一部の学部等で多い点で「不十分」であったが、平成20、21年度の実施状況においては改善されており、「おおむね良好」となった。（「平成16～19年度の評価で指摘した「改善を要する点」の改善状況」参照）

（Ⅱ）研究に関する目標

1. 評価結果及び判断理由

【評価結果】 中期目標の達成状況が**おおむね良好**である

（判断理由） 「研究に関する目標」に係る中期目標（2項目）のすべてが「おおむ

ね良好」であることから判断した。

(参考)

平成 16～19 年度の評価結果は以下のとおりであった。

【評価結果】 中期目標の達成状況がおおむね良好である

(判断理由) 「研究に関する目標」に係る中期目標(2項目)のすべてが「おおむね良好」であることから判断した。

2. 各中期目標の達成状況

① 研究水準及び研究の成果等に関する目標

【評価結果】 中期目標の達成状況がおおむね良好である

(判断理由) 平成 16～19 年度の評価結果は「研究水準及び研究の成果等に関する目標」の下に定められている具体的な目標(3項目)のうち、1項目が「良好」、2項目が「おおむね良好」であったことから、「中期目標の達成状況がおおむね良好である」であった。

平成 20、21 年度の達成状況を踏まえた結果は、1項目が「良好」、2項目が「おおむね良好」とし、これらの結果に加え、学部・研究科等の現況分析における関連項目「研究活動の状況」「研究成果の状況」の結果も勘案して、総合的に判断した。

<特記すべき点>

(優れた点)

- 中期計画「21 世紀 COE プログラム該当プロジェクト(乾燥地科学プログラム等)」について、21 世紀 COE プログラム「乾燥地科学プログラム」に採択され、外部評価や中間評価において高い評価が得られていることや、このプロジェクトに関連した多くの国際交流がなされたことは、優れていると判断される。
- 中期計画「次世代マルチメディア基盤技術開発」について、「フルカラー・ディスプレイ、光センサー」の材料・素子開発研究を推進し優れた研究成果を上げたことが評価され、平成 20 年度に寄附研究部門として工学部附属電子ディスプレイ研究センターを設置し、フルカラー・ディスプレイである液晶を中心とした電子ディスプレイ関連分野の基礎及び応用研究を推進していることは、優れていると判断される。(平成 20、21 年度の実施状況を踏まえ判断した点)

(特色ある点)

- 中期計画「持続可能な地域再構築のための政策的研究」について、特別教育研究経費や外部のプロジェクト経費を活用し、地域における農林水産業、山間地における生活インフラの改善等を目指したプロジェクトを組織し、ソフトウェアを開発し実用に供するなどの具体的な成果を上げていることは、特色ある取組であると判断される。
- 中期計画「未利用資源有効利用の基盤技術開発」について、鳥取県、山陰は農林水産資源に恵まれた地域であり、平成 20 年度に制定された農商工等連携促進法にも立脚

しつつ、農林水産業における未利用資源の有効利用を柱にして、①日本海水産資源研究会の「未利用魚種の活用」研究による未利用資源を活用した食品開発、②世界初のカニ殻、エビ殻からのキチンナノファイバー抽出技術に基づく応用研究、③木質・稲わらバイオエタノール発酵菌の開発、④キトサン銅系木材保存剤の開発・製造・販売、⑤イカなど魚介類不可食部を利用したコンドロイチン硫酸の抽出・精製、⑥規格外二十世紀梨の有効利用、⑦ブロッコリー芯部位の食用開発、⑧てんぷら油の精製システムを利用した発電技術の基盤技術開発を推進していることは、特色ある取組であると判断される。(平成 20、21 年度の実施状況を踏まえ判断した点)

(顕著な変化が認められる点)

- 中期計画「次世代マルチメディア基盤技術開発」について、平成 16～19 年度の評価においては、「おおむね良好」であったが、平成 20、21 年度の実施状況においては、「良好」となった。(「優れた点」参照)

② 研究実施体制等の整備に関する目標

【評価結果】 中期目標の達成状況がおおむね良好である

(判断理由) 平成 16～19 年度の評価結果は「研究実施体制等の整備に関する目標」の下に定められている具体的な目標(2 項目)のうち、1 項目が「良好」、1 項目が「おおむね良好」であったことから、「中期目標の達成状況がおおむね良好である」であった。

平成 20、21 年度の達成状況を踏まえた結果は、1 項目が「良好」、1 項目が「おおむね良好」とし、これらの結果を総合的に判断した。

<特記すべき点>

(優れた点)

- 中期計画「研究においては、学内的にも競争的資金の運用を図る」について、学長裁量経費を教育・研究改善推進費、特別事業費、特別設備費に分け、学長のリーダーシップの下「鳥取大学における学術研究推進戦略」に基づき重点的に投入し、共同研究や受託研究等の外部資金に結び付いていることは、優れていると判断される。
- 中期計画「顕彰制度を設ける」について、研究功績賞、科学研究業績賞、業績手当等の顕彰制度を整備し、それを研究費配分、個人業績手当に反映し、研究のプロジェクト化へのインセンティブを醸成したことは、優れていると判断される。
- 中期計画「全国共同研究に関しては、乾燥地科学プログラム(21 世紀 COE プログラム)、中国内陸部の砂漠化防止と開発利用に関する基礎的研究(日本学術振興会拠点大学交流事業)、乾燥地農業の生態系に及ぼす地球温暖化の影響に関する研究(総合地球環境学研究所との共同研究)を中心としたより効率的な研究体制の構築を図り、国際共同研究の推進や海外研究教育基地の設置を通じて、乾燥地科学分野の研究を推進するため乾燥地研究センター(全国共同利用施設)を活用する」について、乾燥地研究センターでは、グローバル COE プログラム「乾燥地科学拠点の世界展開」の採択を受け、乾燥地科学分野における世界最先端の研究機関を目指して人材育成に努めており、また、文部科学省より共同利用・共同研究拠点として認定を受けるなど優れた成

果が出ているという点で、優れていると判断される。(平成 20、21 年度の実施状況を踏まえ判断した点)

(特色ある点)

- 中期計画「学内共同研究に関しては、鳥取大学共同研究推進機構の 15 研究領域で積極的な取組みを行うと共に、共同研究、受託研究、異分野間の共同研究を積極的に推進することを大学として支援する」について、とっとりネットワークシステム (TNS) 等の組織的活動により、地域における産学連携を念頭においた研究のプロジェクト化が図られていることは、特色ある取組であると判断される。

(Ⅲ) その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

1. 評価結果及び判断理由

<p>【評価結果】 中期目標の達成状況が良好である (判断理由) 「社会との連携、国際交流等に関する目標」に係る中期目標 (1 項目) が「良好」であることから判断した。 (参考) 平成 16～19 年度の評価結果は以下のとおりであった。 【評価結果】 中期目標の達成状況がおおむね良好である (判断理由) 「社会との連携、国際交流等に関する目標」に係る中期目標 (1 項目) が「おおむね良好」であることから判断した。</p>
--

2. 各中期目標の達成状況

① 社会との連携、国際交流等に関する目標

<p>【評価結果】 中期目標の達成状況が良好である (判断理由) 平成 16～19 年度の評価結果は「社会との連携、国際交流等に関する目標」の下に定められている具体的な目標 (2 項目) のうち、1 項目が「良好」、1 項目が「おおむね良好」であったことから、「中期目標の達成状況がおおむね良好である」であった。 平成 20、21 年度の達成状況を踏まえた結果は、2 項目のすべてが「良好」とし、これらの結果を総合的に判断した。</p>

<特記すべき点>

(優れた点)

- 中期計画「鳥取大学振興協力会及びとっとり乾地研倶楽部等と協力して、定期的に講演会、交流会を開催する」、「研究領域の教員と関連自治体、企業との関係者と意見

交換を行う」及び、「県の産学官連携推進室と十分な連携を持つ」について、鳥取大学振興協力会やとっとりネットワークシステムへの参画、県幹部との定例的懇談の実施等地域と連携を図るための取組を多く実施していることは、社会貢献として評価でき、優れていると判断される。

- 中期計画「独立行政法人国際協力機構・集団研修コースとして、乾燥地、半乾燥地に属する開発途上国の灌漑用水資源開発に携わる研究者・技術者を対象に基礎知識と応用技術の研修を積極的に行う」について、国際協力機構（JICA）の事業に協力し、乾燥地水資源開発に積極的に取り組み、基礎知識、応用技術の普及に努め、JICA からの表彰を受けたことは、優れていると判断される。
- 中期計画「現在、実施している発展途上国を対象としたプロジェクトを継続的に実施するとともに、新たなプロジェクトの開発を目指す」について、乾燥地研究センターで、平成 20、21 年度に、メキシコ国立農牧林業研究所との協力による農業開発研究、財団法人鳥取県産業振興機構「再資源化資材による節水型野菜栽培に関する研究開発」（モーリタニア）等の発展途上国を対象にプロジェクトを実施していることは、優れていると判断される。（平成 20、21 年度の実施状況を踏まえ判断した点）
- 中期計画「職員や大学院生の海外派遣は、資金の許される範囲で引き続き行う」について、平成 21 年度に海外派遣した教職員は 211 名、学生は 171 名であり、対平成 16 年度比でそれぞれ 2.1 倍、7.4 倍となっており、特に学生の海外派遣数が大きく増加していることは、優れていると判断される。（平成 20、21 年度の実施状況を踏まえ判断した点）

（特色ある点）

- 中期計画「乾燥地研究センターや農学部にあつては、乾燥地域に拠点（海外研究教育基地）を形成し職員の派遣、大学院生の海外研修・実習を必修とする体制を整える」について、大学国際戦略本部強化事業の採択を受け、メキシコや中国、エジプトの研究機関との教育・研究交流事業を推進していることは、特色ある取組であると判断される。
- 中期計画「社会貢献委員会は地域住民のニーズに応えた、公開講座、各種研修会への講師派遣、理科ばなれ、ものづくり対策への協力等幅広い活動を企画、支援する」について、平成 20、21 年度には、科学技術振興機構（JST）の地域科学技術理解増進活動推進事業の採択を受けて「ものづくり道場」を創設し、地方自治体や公設試験研究機関、地域企業、NPO（非営利活動法人）等と協力して、地域に貢献していることは、特色ある取組であると判断される。（平成 20、21 年度の実施状況を踏まえ判断した点）
- 中期計画「コーディネーター機能の充実を図り、共同研究、受託研究の件数の増加を図る」について、産学・地域連携推進機構に平成 21 年度 7 名のコーディネーターを配置し、組織間の連携を支援する制度の活用により、平成 19 年度比で受託研究の件数を 1.34 倍、共同研究の件数を 1.12 倍、地域貢献受託事業の件数を 1.68 倍にするなど外部資金の件数を増加させていることは、特色ある取組であると判断される。（平成 20、21 年度の実施状況を踏まえ判断した点）

（顕著な変化が認められる点）

- 中期計画「社会貢献委員会は地域住民のニーズに応えた、公開講座、各種研修会への講師派遣、理科ばなれ、ものづくり対策への協力等幅広い活動を企画、支援する」について、平成16～19年度の評価においては、「おおむね良好」であったが、平成20、21年度の実施状況においては、「良好」となった。（「特色ある点」参照）
- 中期計画「コーディネーター機能の充実を図り、共同研究、受託研究の件数の増加を図る」について、平成16～19年度の評価においては、「おおむね良好」であったが、平成20、21年度の実施状況においては、「良好」となった。（「特色ある点」参照）
- 中期計画「現在、実施している発展途上国を対象としたプロジェクトを継続的に実施するとともに、新たなプロジェクトの開発を目指す」について、平成16～19年度の評価においては、「おおむね良好」であったが、平成20、21年度の実施状況においては、「良好」となった。（「優れた点」参照）
- 中期計画「職員や大学院生の海外派遣は、資金の許される範囲で引き続き行う」について、平成16～19年度の評価においては、「おおむね良好」であったが、平成20、21年度の実施状況においては、「良好」となった。（「優れた点」参照）

（2）附属病院に関する目標

総合医学教育センターを中心に地域医療教育、人間性向上教育、プロフェッショナルリズム教育を実施し、カリキュラムの改善とクリニカルクラークシップの充実に努めている。また、救命救急センター、総合周産期母子医療センター、都道府県がん診療連携拠点病院の指定等、地域中核病院として高度医療を提供している。

今後、引き続き、地域からの要望が高い、救急・周産期医療の充実に取り組むとともに、病院長の強力なリーダーシップの下で柔軟な病院組織体制の構築や処遇改善の強化等、さらなる取組が期待される。

平成16～21年度の実績のうち、下記の事項が**注目**される。

（教育・研究面）

- 診療科の活動状況を記載した「センター便り」の発行、救命救急研修・症例検討会等の各種セミナーを積極的に開催している。
- 血管再生医療の臨床展開や、医学研究科において筋ジストロフィー患者由来のiPS細胞における遺伝子修復技術の開発等、基礎研究と臨床医学との融合を図りながら、トランスレーショナルリサーチ（橋渡し研究）の推進を図っている。

（診療面）

- 鳥取県からの委託事業「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」を受け、子どもの心の診療拠点病院推進事務室を設置して、様々な子どもの心の問題に関する診療支援を行っている。
- 救命救急センターにおける三次救急患者の受入体制を強化（平成21年度三次救急患者受入数863名、対前年度比233名増）するとともに、地域医療機関等とも連携して「救急の日」イベントを開催するなど、地域医療の核となる役割を果たしている。

- 鳥取県内3病院がITネットワークで連携し、リスクの高い妊婦の周産期データやベッドの空き状況等の情報を共有する「鳥取県周産期医療情報システム」を運用(登録者数112名)しており、地域医療機関と連携して周産期医療提供体制を整備している。

(運営面)

- 診療科別改善ポイントシートの作成、ポイントを基礎としたインセンティブ経費の配分等、病院職員の経営に対する意欲向上に努めている。
- 病院長が個別にヒアリングを実施し、診療内容の見直しを促すなどの指導を行い、平均在院日数の短縮、入院単価の増加等の経営改善に努めている。
- 特定任期付職員の任期満了後の常勤化の制度を進めており、平成21年度は、診療放射線技師等7名を常勤化しており、医療業務従事者の安定的な確保を図っている。

(3) 附属学校に関する目標

附属学校園は、附属学校部長を中心とした附属学校部運営委員会において重要事項の企画・立案を行い学校運営の充実を図るとともに、校園長会・副校園長会を定期的開催して相互の共通理解を深め附属学校部の円滑な運営に取り組んでいる。

大学・学部の教育研究への協力や教育実習の実施においては、大学・学部との連携を図りながら、適切な体制を整備し、組織的に取り組んでおり、各附属学校においても教育実習の実施における積極的取組がみられる。

また、附属小・中学校では、授業研究会、合同研修、教育研究大会の開催及び研究成果公表に取り組み、特別支援学校においては地域からの教育相談を受けるなど、様々な形で地域貢献の方策を図っている。

平成16～21年度の実績のうち、下記の事項が**注目**される。

- 附属小・中学校においては、地域学部教員を共同研究者として小・中一貫の教育課程の研究実践において、5つの研究プロジェクトを設置し、大学教員と附属学校教員がいずれかの研究プロジェクトに属して研究に取り組んでいる。また、各附属学校において大学教員による授業が行われたり、附属学校教員が大学の講義や教員免許更新講習の講義を一部担当するなど、大学・学部との交流が図られている。
- 教育実習の充実を図るため、大学教員を加えた全学的な「教育実習委員会」を発足させ、生涯教育総合センター等と連携し、受入方法、指導の在り方、評価方法、実習生の状況や実施上の問題点について検討しており、各附属学校の状況に応じたきめ細やかな教育実習の改善に取り組んでいる。
- 大学教育支援機構の改組が図られ、教育センターに大学教育と附属学校教育との連携支援を目的として附属学校連携部門を設置するとともに、地域学部教員を併任させ、附属小学校の放課後を活用して、大学教員による課外教室(キッズスポーツアンドスタディサポート、陸上教室等)を実施している。

(IV) 定員超過の状況

- 平成 20、21 年度と一貫して連合農学研究科の定員超過率が 130 %を上回っていることから、今後、速やかに入学定員の見直しを含め定員超過の改善を行うことが求められる。

Ⅱ. 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

- ①運営体制の改善、②教育研究組織の見直し、③人事の適正化、
- ④事務等の効率化・合理化

平成 16～21 年度の実績のうち、下記の事項が**注目**される。

- 教員及び事務職員評価を実施し、教員評価については、その結果を平成 17 年度から学長賞、科学研究業績表彰の選考に使用し、被表彰者について昇給に反映している。また、事務職員評価については、その評価結果を平成 18 年 6 月の業績手当及び平成 19 年 1 月の昇給から活用しており、評価できる。
- 学長の意向を反映させ、教育に重点を置いた予算編成を行っており、学長経費を含めた戦略的経費を平成 21 年度では 8 億 9,476 万円(対平成 16 年度比 4 億 1,467 万円増)確保している。また、各学部から教員定数の拠出による学長管理ポストを確保し、平成 21 年度は 32 名(対平成 16 年度比 11 名増)を学内共同教育研究施設等の充実のために配置している。
- 鳥取大学の研究ランドデザインに沿って、鳥取大学における学術研究推進戦略を作成しており、学内資源の集中や地域性に富む特色ある研究プロジェクトの推進等に努め、乾燥地科学・砂漠化防止分野や菌類きのこ分野等における人材育成や研究活動を推進している。
- 管理運営組織のスリム化・効率化に向けた体制整備として、事務組織の統合や奨学寄附金に係る支払業務の集約化等を図っている。
- 学外有識者の意見や監事による監査及び監査法人による監査を業務運営に効果的に活用する体制を整備し、業務の改善に効果を上げている。
- 女性教員の採用について、教育研究評議会や人事委員会等で積極的登用を促進した結果、平成 21 年度の女性教員数は 100 名(対平成 15 年度比 16 名増)となっている。
- 障害者雇用について、平成 21 年度において法定雇用率(2.1%)が 1.86%と達成されていないことから、法定雇用率達成に向けたより一層の取組が期待される。また、旅費システムの利用率について、チケット手配率が 50%前後しかないことから、チケット手配率向上に向けたより一層の取組が期待される。
- 平成 16～19 年度の評価結果において評価委員会が課題として指摘した、外国人教員の積極的な登用については、「鳥取大学教員選考に関する基本方針」に基づき、教育研究評議会や人事委員会等で積極的な登用を促した結果、平成 15 年度と比べて人数・割合ともに増加しており、指摘に対する取組が行われている。

【評定】 中期目標の達成状況が良好である

(理由) 中期計画の記載 34 事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められるほか、教員及び事務職員の人事評価を本格実施し、処遇に反映させている取組が行われていること、障

害者雇用の法定雇用率が達成されていないこと等を総合的に勘案したことによる。

(参考)

平成 16～19 年度の評価は以下のとおりであった。

【評定】 中期目標の達成状況が良好である

(理由) 中期計画の記載 34 事項中 33 事項が「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められ、1 事項について「中期計画を十分に実施していない」と認められるが、教員及び事務職員の人事評価を本格実施し、処遇に反映させている取組が行われていること等を総合的に勘案したことによる。

(2) 財務内容の改善に関する目標

- ①外部研究資金その他の自己収入の増加、②経費の抑制、
- ③資産の運用管理の改善

平成 16～21 年度の実績のうち、下記の事項が**注目**される。

- 外部資金の増加のため、産官学連携コーディネーターによる共同研究樹立の支援、東京・大阪・名古屋でのビジネス交流会の開催、鳥取でのとっとり産業フェスティバルの開催、鳥取大学振興協力会交流会による県内活動、サイエンス・アカデミー開催による研究成果の紹介等の取組を行っており、平成 21 年度の共同研究や受託研究及び奨学寄附金等による外部資金は 14 億 2,867 万円（対平成 15 年度比 6 億 9,597 万円増）となっており、外部資金比率は 4.5 %（対平成 16 年度比 1.6 %増）となっている。
- 大学の経費抑制の取組として、大学経費と病院経費の削減推進会議等において設定した経費削減目標を反映させて当該年度の予算編成を行っている。また、島根大学との物品等共同調達、電力契約の見直し、部局単位での光熱水料の節減等に努めている。
- 中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減目標の達成に向けて、着実に人件費削減が行われている。今後とも、中期目標・中期計画の達成に向け、教育研究の質の確保に配慮しつつ、人件費削減の取組を行うことが期待される。

平成 16～21 年度の実績のうち、下記の事項に**課題**がある。

(法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項)

- 「科学研究費補助金の申請率を高める」（実績報告書 39 頁・中期計画【35】）については、科学研究費補助金説明会を開催するとともに、産学・地域連携推進機構に設置した外部資金獲得支援室に助言支援者を配置して申請予定者に助言支援等の取組を行っているものの、平成 15 年度から平成 21 年度にかけて科学研究費補助金の申請率及び新規申請件数はともに減少していることから、中期計画を十分には実施していないものと認められる。

【評定】 中期目標の達成状況がおおむね良好である

(理由) 中期計画の記載 11 事項中 10 事項が「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められるが、1 事項について「中期計画を十分には実施していない」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

(参考)

平成 16～19 年度の評価は以下のとおりであった。

【評定】 中期目標の達成状況が良好である

(理由) 中期計画の記載 11 事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

(①評価の充実、②情報公開等の推進)

平成 16～21 年度の実績のうち、下記の事項が**注目**される。

- 評価業務の効率的かつ効果的な推進を図るため、評価に必要となる役員会、常置委員会等の主要会議資料及び学部教授会等資料を「管理運営データベース」として蓄積し、自己点検・評価業務の効率的な推進を図っている。
- 学内情報が広報企画室へ集積するよう周知を図り、学内情報を行事一覧として取りまとめ大学ウェブサイトへ掲載するとともに、鳥取県及び県内 4 市の公共機関等に対して情報提供に努めている。また、広報センターの設置や鳥取・東京・大阪のサテライトオフィスとの連携により、イベント情報や刊行物等の提供に取り組んでいる。

【評定】 中期目標の達成状況が良好である

(理由) 中期計画の記載 5 事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

(参考)

平成 16～19 年度の評価は以下のとおりであった。

【評定】 中期目標の達成状況が良好である

(理由) 中期計画の記載 5 事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

(4) その他業務運営に関する重要目標

(①施設設備の整備・活用等、②安全管理)

平成 16～21 年度の実績のうち、下記の事項が**注目**される。

- 施設整備マスタープランの鳥取キャンパス編、米子キャンパス編を策定して施設維持管理費を確保し、有効活用調査の分析等の結果を基に、緊急度・改善効果等の数値化、優先度の判定を行い、計画的な学生生活支援施設の整備、教育組織の改編に対応した整備や整備状況に関するフォローアップを実施している。
- 鳥取大学環境憲章に基づき、環境マネジメントの強化に向けて取り組んでおり、省エネルギーパトロール等による指導、省エネルギータイプへの機器等の更新等、CO₂削減に努め、平成 21 年度における温室効果ガス排出量は、27,760t-CO₂（対平成 16 年度比 2,249t-CO₂ 減、7.5 %減）となっている。
- リスク管理ガイドラインと各分野・各部局に応じた非常時行動マニュアルや操作マニュアル等様々な危機管理マニュアルを整備するとともに、防犯カメラ及びセキュリティーポールを整備するなど危機管理及び安全対策に取り組んでいる。

【評定】 中期目標の達成状況が良好である

(理由) 中期計画の記載 14 事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

(参考)

平成 16～19 年度の評価は以下のとおりであった。

【評定】 中期目標の達成状況が良好である

(理由) 中期計画の記載 14 事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

1.	地域学部	教育 1-1
2.	地域学研究科	教育 2-1
3.	医学部	教育 3-1
4.	医学系研究科	教育 4-1
5.	工学部	教育 5-1
6.	工学研究科	教育 6-1
7.	農学部	教育 7-1
8.	農学研究科	教育 8-1
9.	連合農学研究科	教育 9-1

地域学部

- I 教育水準 教育 1-2
- II 質の向上度 教育 1-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、平成 17 年度以降、一般入試の受験倍率は前期で 3 倍弱、後期で 10 倍以上を維持しており、AO 入試、推薦入試、特別選抜も一定の人数で推移している。学生定員 760 名に対して、専任教員は平成 19 年度現在 75 名を数え、教員一名当たりの学生数は、10.1 名となっているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、授業ごとに学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックし、低い評価を受けた教員には、ファカルティ・ディベロップメント（FD）研修会への参加を促している。さらに地域学部の必修科目である「地域学入門」「地域学総説」については、担当教員任せにせず、学部内組織である地域学研究会幹事会メンバーを中心とする企画委員会が授業内容を決め、授業の運営にも当たっている。また 4 学科ともに、平成 20 年度からの完成年次以降のカリキュラムの検討を開始しているなどの相応の取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、地域学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、地域学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、卒業に必要な修得単位数 124 単位のうち、全学共通科目（教養教育）36 単位以上、専門科目 88 単位以上に振り分け、専門科目を学科の目的に誘う「入門科目」、学科の教育目的を達成するための学問的基礎に関わる「基礎科目」、各学科の教育目的に直接的に関わる「基幹科目」、「基幹科目」の応用的科目である「展開科目」の四つに分けて、入門から基礎、基幹、展開科目、さらには卒業研究に至るまで系統的、体系的に配置しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、「グルノーブル第三大学想像性研究所」「吉林大学東北アジア研究院」と短期留学制度を設け、韓国釜慶大学とはダブルディグリー取得留学制度を設けており、韓国春川教育大学とは学生の相互訪問、研修制度を設けている。また、鳥取短期大学とは、単位互換制度も設けている。さらにインターンシップ制度を導入し、高い職業意識の育成を目指しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、地域学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、地域学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、専門科目において少人数の対話、討論型授業を実施している。また演習科目にはティーチング・アシスタント（TA）が配置され、教員と連携してサポートに当たっている。さらに、授業科目の教育目的により、数人の教員によるオムニバス制も実施しているなどの相応の取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、入学時のガイダンス、オリエンテーションを通じて、学生の学習目標に合わせて履修モデルや科目間関連を提示するなどの履修指導を

行っている。またシラバスを充実させ、学生の自主学習を促し、いつでも教員が学生の相談にのることができる態勢を整えている。さらには自主学習をサポートする LAN 設備のある自習室の整備等にも努めているなどの相応の取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、地域学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、地域学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、地域学部の卒業率は 8～9 割であり、教育職員免許状（一種）取得者数は平成 19 年度で 167 名を数える。また教育委員会から一定の派遣学生を受け入れており、卒業論文も各種の発表会を開いて質の向上に努めているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、全授業科目に「授業評価アンケート」を実施し、また学部レベルにおいても毎年度「学生調査アンケート」を実施しており、それらの結果は教員にフィードバックされているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、地域学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、地域学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、進学率は 17.6%、就職率は 75.0%であり、就職先は取得した資格・免許を活かした企業や教員が多いなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、県・市教育委員会や公・私立学校との接触、合同企業説明会、企業との交流会等で、不定期的にヒアリングを行い、高い評価を受けているなどの相応の成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、地域学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、地域学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 3 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。なお、判断理由については、以下のとおり変更する。

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が1件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が6件であった。

地域学研究科

- I 教育水準 教育 2-2
- II 質の向上度 教育 2-5

教育 2-1

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、地域学研究科は平成 19 年 4 月 1 日に設置され、地域創造専攻と地域教育専攻からなっている。学生定員 60 名に対して、研究指導教員は 34 名、研究指導補助教員は 3 名であり、授業担当教員が 21 名を数えるなどの相応の取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、研究科の創設を契機にして、シラバスを整備し、また特別研究Ⅰ、Ⅱを新設して、2年間を通じた充実した研究指導体制を整えた。さらに社会人学生のために、夜間開講、休業期間中の開講等の措置を講じたなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、地域学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、地域学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、地域学研究科は、地域創造、地域教育の 2 専攻ともに授業科目を基幹科目、中核科目、展開科目によって構成し、基幹科目は専攻ごとに、また中核科目、展開科目は分野別に開設し、分野間の有機的連携の下に編成しているなどの相

応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、他研究科、他の大学院、外国の大学院の授業を履修出来るようにし、夜間開講、休業期間中の開講等により社会人学生に対して履修の便宜を図っているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、地域学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、地域学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、講義、演習、対話型授業、フィールド型授業等の様々な型の授業を組み合わせるとともに、ティーチング・アシスタント（TA）を活用しながら、複数教員の指導体制を取っているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、きめ細かなガイダンス、教員の個別指導、少人数で多様な形態の授業、厳格な成績評価と審査体制等を組み合わせて主体的な学習を促しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、地域学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、地域学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、大学院の修了率 90%以上、大学院生の学会発表数 9 件、発表論文数 3 件、臨床発達心理士資格の取得 2 名等の実績があるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、研究科のウェブサイト、広報誌、同窓会誌等に大学院の教育を評価する声が寄せられているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、地域学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、地域学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、未就職者は少数であるが、教育学研究科を改組した地域学研究科は教員養成を第一義とするものではないことを踏まえて、新たな就職先の開拓が望まれるが、教育学研究科修了生の現職教員を含め、教員志望者が 10 名以上いるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、専門的知識を身に付けた卒業生達は、教育機関、医療・保健機関、NPO 法人等の関係者によって高い評価を受けているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、地域学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進

路・就職の状況は、地域学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 4 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

医学部

I 教育水準	教育 3-2
II 質の向上度	教育 3-5

Ⅰ 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、学部教育の目的達成のため、3 学科を置き保健学科に 2 専攻を置いている。医学部には附属病院、附属脳幹性疾患研究施設を設けるほか、大学院医学系研究科機能再生医科学専攻の教員も学部兼担とするなどの充実を図っているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、学生による授業評価を実施し、授業改善に反映している。ファカルティ・ディベロップメント（FD）の活発化に取り組んでおり、その成果を公表している。総合医学教育センターを設置し、教育内容の充実、教員組織の適正化、教育活動の支援を行っているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、医学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、医学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「教育課程の編成」については、学部、学科の目指す人材育成を主眼とした教育課程を編成している。学科独自の授業科目の他、3 学科共通科目の設置、教育・福祉・医療施設と提携した教育の実施も図っている。医師、基礎医学研究者、看護師、臨床検査技師の養成

を行うが、専門に係る合同授業の他、医学科では共用試験 CBT、OSCE を導入、平成 20 年度からは、教養教育と専門教育を有機的に結び付けるために 6 年一貫教育を目指した教育課程改革に取り組むこととしたなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、他学部での履修、単位互換制度により学生の多様な学習意欲に対応し、生命科学科においては、企業や他の研究機関での学外研修をも単位認定している。地域医療充実の要請を受けて、地域枠を設けた入学者の受入れや寄附講座による地域医療推進の方策を採っている。学部学生の単位修得状況、進級、卒業の状況は 90～95%であり、医師国家試験合格率は全国的に高い水準にあるなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、医学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、医学部が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、3 学科共に学年の進行により、講義中心から実習中心へと移行するよう工夫され、早期体験により医師、バイオサイエンティスト、看護師、臨床検査技師としてのモチベーションを高める教育を進めている。医学科では低学年においてコミュニケーションに関する教育、高学年では基礎医学チュートリアル等の少人数授業を行うなどの特徴がある。ティーチングアシスタント (TA)、リサーチアシスタント (RA) の活用を図っているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、少人数学習、自主学習を推進し、これを支援するため、図書館の開館時間の延長、課外活動施設棟や国家試験自習室を設置している。また、活用頻度は高いなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、医学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、医学部が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、単位修得状況が高く、未修得者も次年度の再履修でほとんどが修得している。学内に表彰規定があり、学業成績優秀者を表彰し、学習意欲を高めているなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、平成 17 年度の満足度調査では講義に対する満足度は高いが、学科によって、評価は温度差が見られるが、評価結果を公開して教員の授業改善に努めているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、医学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、医学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、いずれの学科においても、学習成果が学生の希望する進路達成を可能にしているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、学生及び卒業生による評価は行われているが、今後学外関係者の卒業生に対する評価を知る方策も検討されることが望まれる。しかし、学生及び卒業生による評価では講義、進路について満足な評価が表明されているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、医学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、医学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 9 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。なお、判断理由については、以下のとおり変更する。

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 12 件であった。

医学系研究科

- I 教育水準 教育 4-2
- II 質の向上度 教育 4-5

教育 4-1

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、大講座制に改組し、医学専攻（大学院博士課程）、生命科学専攻（大学院博士前期課程、後期課程）、機能再生医科学専攻（大学院博士前期課程、後期課程）および保健学専攻（大学院修士課程）の 4 つの専攻から構成され、保健学専攻の平成 20 年度博士前期課程、後期課程の改組への準備等があるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、大学院公開セミナー、共通医学ライブラリーにより研究成果を教育に反映する仕組みを作っている。研究室における研究指導、研究室セミナー、研究コロキウム等を通して自立した研究者の育成を図っている。医学部総合医学教育支援センター内に大学教育支援室を設け、教育、研究の支援を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「教育課程の編成」については、各専攻において、基礎、臨床医学群の科目の横断的な

履修、医学系以外の他分野の授業履修の義務付け、基礎科目に加えて学際領域科目等、領域や専門を超えた幅広い履修形態をとっている。また、医学専攻博士課程、他の専攻の博士後期課程での共通選択科目を開設し、DVDを活用した研究時間に縛られない学習を可能にしているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、幅広い学習を可能にする仕組みを整え、また、各課程における学位取得率も高いなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、各専攻において、研究室セミナー、非常勤講師の特別講義、研究コロキウムその他、学会参加を単位認定するなどの工夫が行われているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、日常的な研究指導が効果を上げていると同時に、DVDにより共通教育コースの授業の自主的学習を促しているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年

度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、教育の成果として、独立した研究者としての能力を身に付け、学位取得者は毎年度高い水準にあるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、学生自身による評価については記載されていないので判断できない。しかし、学生の論文に対する評価は高く、大学院生の研究成果を表彰する制度が整備され、顕彰される学生も多いなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、各専攻の特色に応じた進路を達成しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、国内外の諸機関において、指導的役割を果たしており、修得した能力を社会に還元しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 1 件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 1 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 3 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。なお、判断理由については、以下のとおり変更する。

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 1 件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 1 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 5 件であった。

工学部

I 教育水準	教育 5-2
II 質の向上度	教育 5-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、当工学部は 8 学科で構成され、附属のものづくり教育実践センターを併設しており、設置基準を十分に満たす教員が配置されている。教授会の運営では代議員会を設置して教授会の役割を代行している。教員選考は、第 1、第 2 教員選考委員会で資格・適性、専門性を審査した後に、教授会での承認という過程で行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、教務委員会、教育方法改善委員会、教育支援委員会が役割を分担して、授業評価アンケート、教員個人業績評価、学科の自己点検書の取りまとめと外部評価の実施、さらには意見箱の設置、研究公開講義と学生参加型の反省会、学科・教育改革アンケートを行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、工学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、教育の目的や目標、養成しようとする人材像に従い、全学教育科目をくさび型に配置し、年次進行とともに専門教育のウエイトが高くなる授業

科目の配置を行い、専門的知識・技能の習得をより深める体系的な教育課程の編成を行っている。また、日本技術者教育認定機構（JABEE）認定に基づく教育プログラム、免許あるいは認定に必要な授業科目のほか、倫理観を涵養する講義・実験・実習等を行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、編入学生の受入れに際しての単位読み替えに関する配慮、余裕ある時間割編成、自習スペースの確保を行っている。また、学級教員やチューター教員を配置し、学生の履修指導・相談を含む教育・研究・生活指導を行っている。さらに、オフィスアワーや電子メールによる相談も行っている。学生受入れに関してはアドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入れ方法を採用するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、工学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、教育課程表から講義、演習、実験、実習等の組み合わせ・バランスの適切さが見られる。また、低学年次において、各学科共に将来の職域に対応してモチベーションを高める入門・導入科目が実施され、高学年次においては、専門分野の講義・実習が取り入れられている。多様な資質の学生に対する「入門ゼミ」での少人数教育や、動機付けのための社会人による講演等の工夫を行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、基礎学力不足の学生への配慮が組織的に行われるとともに、それが自主的な学習を促す取組として、学級教員制度、チューター教員制度が導入され、入学から 3 年次前期までの学生の主体的な学習を支援している。また、3 年次後期から 4 年生次の学生は研究室の指導教員が対応を行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、工学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、工学部における入学生に対する卒業生数の割合はほぼ 90%を維持するなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、個別面談による学生の達成度評価、履修計画指導等を実施して学生の学習目標に対する自己評価を実施して確認を行うなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、工学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、卒業生の約半数を占める就職希望者の就職率はほぼ 100%であり、その就職先も各学科の教育内容に関連した分野が中心である。また、進学先はほとんどが当該大学大学院であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、卒業生や就職先の関係者からの意見の聴取の結果、卒業研究に対して満足と回答した割合が 73%であり、卒業生が勤務する民間企業を対象としたアンケート結果は学科の卒業生に満足であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、工学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 5 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

工学研究科

- I 教育水準 教育 6-2
- II 質の向上度 教育 6-5

教育 6-1

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、平成 19 年 5 月現在、前期課程が 8 専攻、後期課程が 3 専攻で構成されており、研究科委員会の役割を代行するものとして、代議員会等を設置し、研究科の運営の効率化を図っている。教員組織は大学院設置基準を十分に満たし、教員の採用や昇任基準等は学部と同様に定められ、運用を行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、学部教育と連動して大学院の教育改革が行われている。平成 19 年度からは学部の授業評価アンケートを用いて大学院講義の授業評価を行い、授業内容や教授方法の改善が行われている。前期課程、後期課程で開講されているすべての科目でシラバスが作成され公開されている。また、技術職員等の教育支援者が適切に配置され、ティーチング・アシスタント（TA）等の教育補助者の活用を図るなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、大学院博士前期課程では、各専攻で専門科目と共通科目を開設している。共通科目では、産業科学特別講義や MOT 関連科目を設けている。後期課程では、各専攻の授業科目に加えて特別研究、特別実験を設け、幅広い分野で高度な知識を習得できるように授業科目を編成している。前期課程、後期課程で開講されているすべての科目でシラバスが作成され公開されている。また、履修規程が定められ、「履修の手引」を作成するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、大学院博士前期課程は学部との一貫教育の意味が強く、後期課程では一般選抜による高度職業人の育成に加えて社会人のリカレント教育等の役割を果たしていることと記述されているのみであるが、学生や社会からの要請等を捉えた教育内容等への配慮がみられるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組み合わせは妥当である。シラバスには、授業の目標や概要、成績評価方法と基準、授業計画等を記載して、学生の計画的な学習に役立てており、前期課程では学生ごとに主指導教員を置き、後期課程では主・副指導教員による複数指導体制を取るなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、学習支援に関するニーズは指導教員制度によって把握され、研究指導に対して適切な取組が行われている。また、前期課程の学生を TA に、後期課程の学生をリサーチ・アシスタント（RA）に多数採用している。これによって

学生が後輩への授業や研究指導に責任を持って参画することにより自身の学習も促すなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、修士及び博士論文について予備及び本審査を行っており、審査は研究科の規程に基づく基準に従って厳密に審査された指導教員によって行われている。単位の認定は、シラバスに記載の成績評価方法と基準により試験、レポート、プレゼンテーション、口頭試問等の各種の方法を用いた評価に基づいて実施されている。これらの審査の結果、修了者数は定員にほぼ見合う人数となるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、学生へのアンケート結果は示されていないが、学生が身に付けた学力や資質・能力について、学会講演発表や論文発表等学習成果の発表が盛んであることから学生の満足度も高いと推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、前期課程修了生の就職率はほぼ 100%であり、専門教育に基づく社会貢献となっているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、学部の各学科が行った就職先の企業アンケートに研究科の結果も含まれており、いずれの専攻においても専門分野の基礎知識、問題発見能力、応用能力、倫理観、意欲などについておおむね良い評価を得ている。また、修了生への満足度も高いなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 4 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。なお、判断理由については、以下の

とおりに変更する。

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が6件であった。

農学部

I	教育水準	教育 7-2
II	質の向上度	教育 7-5

教育 7-1

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、当該学部内に 2 学科を設置し、加えて四つの学部附属教育研究施設を有している。いずれの学科も教育目的と学生のニーズに応じた専門科目の実施が可能な教育研究分野を置き、教員の配置を行っているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、学部教務委員会を定期的開催し、カリキュラムに関する事項のほか、学生に関する全般について検討を行っている。獣医学科では、若手教員を中心にファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を行っているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、農学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、農学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、各学科は全学共通科目及び専門科目をバランス良く配置し、年次進行に伴い専門科目のウエイトを上げ、学部教育の目的が達成可能なカリキュラムを編成しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判

断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、生物資源環境学科では、他大学・他学部・他学科の授業科目に加えて、海外実践科目を卒業要件内単位として認めている。環境共生科学コースを中心にインターンシップも専門科目として取り入れるなど、学生のニーズに対応した教育課程の編成に努めているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、農学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、農学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、授業は、講義、演習、実験、実習が組み込まれており、生物資源環境学科では、フィールド教育、実践教育を重視しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、学習一般の助言について、オフィスアワーの設定や学級教員制度のほか、ダブルチューター制を導入して対処するなど、授業時間外における自主学習の指導、学力不足の学生に対する対処がとられているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、農学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、農学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、成績評価基準や卒業認定基準が策定され、評価とその公表が実施されている。教員資格取得者は 15 名おり、獣医学科では大多数が獣医師資格を取得しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、生物資源環境学科では、卒業予定学生へのアンケート調査を実施しており、満足度も高い。獣医学科では、補習授業、模擬授業を実施しており、学生の評価も高いなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、農学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、農学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、大学院進学は 31%、就職決定率は 93.1% であり、卒業生の就職先は、専門的・技術的職業など学部の育成する人材像に合致した職業が多いなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、採用者側からみた卒業生の能力についてアンケート調査を実施し、職場への定着率は高く、雇用企業からの評価も高いなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、農学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、農学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 5 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。なお、判断理由については、以下のとおり変更する。

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 6 件であった。

農学研究科

- I 教育水準 教育 8-2
- II 質の向上度 教育 8-5

教育 8-1

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、3 専攻を置き、2 附属研究センター教員も教育を担当する体制となっている。研究科委員会に加え、専攻長会議を置き機動的な運営を図っている。学部一貫教育の理念で、実践可能な授業科目を開設し、配置されている専任教員数は 69 名であるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、教育内容、方法の改善は、専攻長会議及び研究科委員会で進められているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、農学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、カリキュラムは、各専攻・講座ごとに、大学院教育の目的・目標に即した編成となっているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、平成 18 年度から長期履修制度を導入している。また、社会人学生に対して、授業の効率的な実施を図っているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、農学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、専攻・講座ごとに編成したカリキュラムには、講義、演習、実験、実習を取り込み、工夫された教育がなされている。シラバス記載率は 100%ではないが、学生が自由に閲覧できる体制となっているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、学習用資料をあらかじめ配付し予習を促す、時間外の課題を与える、外国語講読などのゼミを定期的に行う、ウェブサイトを用いた資料の提供・質疑応答の実施など授業時間内外における学生の自主学習を促しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、農学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を下回る

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、平成 19 年度の修了率は 89.7%である。大多数の学生が、在学中に学会発表あるいは学術論文公表を行っているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、過去 5 年間に他大学院に進学した学部卒業生に対するアンケートが実施されており、他大学の大学院への進学理由については把握されているが、当該研究科に進学した学生の学業の成果に関する学生の評価については、実施されていないため資料がなく、提出された現況調査表の内容では、農学研究科の想定される関係者の期待される水準にあるとはいえないことから、期待される水準を下回ると判断される。

以上の点について、農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、農学研究科が想定している関係者の「期待される水準を下回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、判定を以下のとおり変更し、第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学業の成果に関する学生の評価」については、「修士論文内容の自己評価」、「向上した能力」及び「得られた学業の成果の満足度」に関するアンケート調査が実施されており、その内容から、過半数が満足であると回答しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、農学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、平成 19 年度の進学決定率は 25.5%、就職率は 97.1%であり、多くが専門的・技術的職業に就職しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、平成 17 年度の状況ではあるが、離職率は 2.3%であり、就職先へのアンケートから雇用企業からの評価が高いなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、農学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 4 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。なお、判断理由については、以下のとおり変更する。

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 5 件であった。

連合農学研究科

I	教育水準	教育 9-2
II	質の向上度	教育 9-6

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、中国地方の 3 大学院農学研究科（大学院修士課程）の教員組織、研究設備及び施設を連合して設立された独立研究科で、日本きのこセンター及び国際農林水産センターと連携協力して構成されている。3 専攻で構成され、さらに 3 ないし 2 の連合講座からなっている。教員数は、教授 99 名、准教授 62 名、講師 5 名が配置され、研究科委員会は年 2 回、代議委員会は年 10 回程開催されているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、教育方法等に係る事項の審議は 10 名からなる代議委員会で、年 10 回程程度の会議を開催し、審議を行っているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、連合農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、連合農学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、平成 19 年度までは単位制の授業を行っていないが、平成 20 年度から単位制を導入することを決定している。平成 19 年度までは共通セミナーと

個別研究指導、すなわち農学における広汎な専門的知識を習得する「共通（一般）セミナー」、より専門的知識の習得を目的とし半数は英語で行われている「共通（特別）セミナー」、学生に研究経過報告を課し、発表・表現能力の向上を目的とする合宿形式の「共通（研究）セミナー」を合計で60時間受講することを義務付けているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、主に社会人学生への対応として、平成17年度から長期履修制度を導入している。また、セミナーの半数以上を英語で実施しており、また、留学生のための英語による特別コース「生物資源・環境科学特別コース」や国費留学生の優先配置を行う特別プログラム「生物資源・環境科学留学生特別プログラム」により発展途上国からの留学生を受け入れているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、連合農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、連合農学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、教育は共通セミナーと個別研究指導によって行われている。共通（一般）セミナーでは全国の4連合農学研究科と共同でスペース・コラボレーション・システム（SCS）を用いて開講している。共通（特別）セミナーでは、3構成大学から講師を選定し、各専攻における深い専門的知識を習得できるように配慮がなされている。共通（研究）セミナーでは、研究経過報告を口頭発表・ポスター発表形式で行い、発表・表現能力の向上を目指しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、個別教育研究指導を行っていること、在籍学生の約20%の学生を授業、実習の補助としてティーチング・アシスタント（TA）として採

用し教育する訓練の機会を与えていることなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、連合農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、連合農学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を下回る

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、個別研究指導による教育の結果、学生一名当たり 1 年間に 1 回程度の学会発表を行い、3 年間で約 2 件の論文を公表している。入学者の 83%が学位を取得しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、学業の成果について学生の評価がなされておらず、判断資料がない。提出された現況調査表の内容では、連合農学研究科が想定している関係者の期待される水準にあるとは言えないことから、期待される水準を下回ると判断される。

以上の点について、連合農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、連合農学研究科が想定している関係者の「期待される水準を下回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。なお、判断理由については、以下のとおり変更する。

[判断理由]

「学業の成果に関する学生の評価」については、学生に対するアンケート調査の内容は、学業の成果に関する学生の評価を判断する上で十分なものではなく、顕著な変化があったと認められないことから、期待される水準を下回ると判断される。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を下回る

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、いわゆるポストク就職問題を抱えているが、修了生の就職状況は、大学教員 13%、研究員 49%であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、修了生の就職先からの評価が実施されておらず、判断資料がない。提出された現況調査表の内容では、連合農学研究科が想定している関係者の期待される水準にあるとは言えないことから、期待される水準を下回ると判断される。

以上の点について、連合農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、連合農学研究科が想定している関係者の「期待される水準を下回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、判定を以下のとおり変更し、第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「関係者からの評価」については、修了生の就職先からのアンケート調査を実施し、5 点満点で、専門技術：4.7、専門知識：4.6、コミュニケーション能力：4.4 の評価を受けているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、連合農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、連合農学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 2 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

1.	地域学部・地域学研究科	研究 1-1
2.	医学部・医学系研究科	研究 2-1
3.	工学部・工学研究科	研究 3-1
4.	農学部・農学研究科	研究 4-1
5.	連合農学研究科	研究 5-1
6.	乾燥地研究センター	研究 6-1

地域学部・地域学研究科

- I 研究水準 研究 1-2
- II 質の向上度 研究 1-3

研究 1-1

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、学術論文、著書、学会発表等は、法人化後件数が増加傾向にあったが、平成 19 年度は停滞している。同様に科学研究費補助金申請件数、外部資金導入件数等は、停滞が見られるが、一方、地域学部・研究科の発足後、地域学研究会を組織して、地域学を学内外に定着させようとする試みが恒常的に行われている。そのために、多くの地域学関連の全国大会を鳥取大学で開催した。さらには、多くの地域団体と共同で、「子育てフォーラム」の研究会、報告会を開催したことなどは、相応な成果である。

以上の点について、地域学部・地域学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、地域学部・地域学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、人の入眠状態に関する研究やドヴォルジャークに関する著作等、4 学科、1 センターにわたって優れた研究業績が出ている。また重点的に取り組まれるべき領域・サステイナブルな地域再構築のための政策的な研究の業績も、相応の研究が 4 件出ている。社会、経済、文化面では、サルトルとボーヴォワールの研究、彫刻「大地—対話」「海と空」、ベトナムにおける地方公共投資の研究等の社会的有

用性の高い研究成果が出されている。彫刻「大地－対話」「海と空」は鳥取市文化賞を、またベトナムにおける地方公共投資の研究は、ベトナム科学技術連合会賞を受賞している。これらの状況などは、相応な成果である。

以上の点について、地域学部・地域学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、地域学部・地域学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

なお、提出された研究業績説明書のうち、優れた業績と判断できるものが少なかったことから、今後の自己評価能力の向上が期待される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 3 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。なお、判断理由については、以下のとおり変更する。

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 5 件であった。

医学部・医学系研究科

- I 研究水準 研究 2-2
- II 質の向上度 研究 2-3

研究 2-1

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、研究推進のための組織の整備とともに人員配置、予算編成等法人化後の体制整備に努めており、生命機能研究支援センターへの共同利用機器の整備を始めとする研究施設・設備の整備や、研究者育成のための表彰制度を整備している。また、新領域における基礎研究とその成果を実際の医療につなげる橋渡し研究(トランスレーショナル・リサーチ)を推進し、さらに研究成果の公表・発信、知識・技術の社会への還元にも取り組んでいる。21 世紀 COE プログラムは中間評価で相応の評価を受け、継続して目的達成に努力している。研究資金の獲得状況については、上述の 21 世紀 COE プログラムの他、科学研究費補助金、厚生労働省科学研究費補助金、都市エリア産学官連携促進事業費、NEDO 産業技術研究助成事業費助成金、特殊要因経費(政策課題対応経費等)を獲得しているほか、受託研究、共同研究の推進、奨学寄附金の受け入れも行われていることなど、相応の成果がある。

以上の点について、医学部・医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、医学部・医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、中期目標期間における教員一人当たりの英文原著論文数は、機能再生医科学専攻は 2.22 件、脳幹性疾患研究施設 1.65 件と研究活動が顕著であり、以下、生命科学科 1.20 件、病院診療施設等 1.10 件、生命機能研究支援センター0.99 件、医学科基礎医学分野 0.91 件、医学科臨床医学分野 0.84 件、保健学科は 0.21 件となっており、専攻により多寡が際立っている。特に機能再生科学専攻の業績は秀でており、インパクトファクターの高い雑誌への掲載が多くみられる。また、21 世紀 COE プログラム「染色体工学技術開発の拠点形成」では、染色体ベクターの開発と臨床応用、産業応用を展開し、ユニークで先進的な研究を行っている。提出業績のうち、学術面では、神経・筋肉生理学、発生生物学に卓越した論文がある一方、相応の成果と評価できる論文が約 20%と比較的大きな割合となっている。経済、社会、文化面では、優れた成果と評価できる論文が多い一方、約 3分の1 が相応の成果と評価されているなどの相応の成果である。

以上の点について、医学部・医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、医学部・医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、判定を以下のとおり変更し、第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究成果の状況」について、iPS 細胞研究推進の成果として、平成 21 年 12 月に筋ジストロフィー患者由来の iPS 細胞における遺伝子修復に成功しており、臨床応用への可能性を開いたことは優れた成果である。また、機能再生医科学の研究推進においては、文部科学省都市エリア産官学連携推進事業、再生医療の実現化プロジェクト、特別教育研究経費を活用して機能再生医科学の研究を推進しているなどの優れた成果がある。

以上の点について、医学部・医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、医学部・医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が1件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が4件であった。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間終了時における判定として確定する。なお、判断理由については、以下のとおり変更する。

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が1件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が1件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が7件であった。

工学部・工学研究科

- I 研究水準 研究 3-2
- II 質の向上度 研究 3-3

研究 3-1

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況について、鳥取大学研究グランドデザイン・三大研究領域を定め、プロジェクト実験室の捻出、工学部技術シーズ集による情報発信、各種プロジェクトの設置、教育研究重点配分経費による中堅・若手教員の支援等の研究環境の整備を着実に進めている。研究資金の獲得状況について、科学研究費補助金の申請件数は教員の 80%以上を堅持し、内定件数も 15 件程度を維持している。査読付論文数も年々増加し、併せて外部資金の受入れ額も増加傾向にあることは、相応の成果である。

以上の点について、工学部・工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、工学部・工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、社会システム・安全システム分野及び設計工学・機械工学分野で卓越した研究成果が生まれている。例えば、ソフトウェア信頼性モデル、品質思考ソフトウェアマネジメント、微小機械の作動性解析において高い評価の成果を受けている。また、過去 4 年間の研究成果によって学会賞 58 件を受賞している。社会、経済、文化面では、流体工学分野、土木環境システム分野等で評価が得られているなどの

相応な成果がある。

以上の点について、工学部・工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、工学部・工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

なお、提出された研究業績説明書のうち、優れた業績と判断できるものが少なかったことから、今後の自己評価能力の向上が期待される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 1 件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 1 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 3 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。なお、判断理由については、以下のとおり変更する。

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 1 件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 1 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 5 件であった。

農学部・農学研究科

- I 研究水準 研究 4-2
- II 質の向上度 研究 4-3

研究 4-1

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、平成 16 年度以降における論文数は、年平均 197.5 件で、平成 19 年度も 208 件（査読付）であり、教員一名当たりの年平均論文数は 2 件以上となる。査読付学術論文の割合は 90%となっている。著書は 40 件である。学会発表は平成 19 年度で教員一名当たり 4 回以上となっている。学会賞の受賞件数は、平成 19 年度で 13 件となっている。研究資金の獲得状況については、科学研究費補助金への申請件数が、平成 19 年度で教員数を上回っている。共同研究の受入れ金額は平成 19 年度は 47 件 3,217 万円、受託研究は 21 件 9,421 万円であることなどは、優れた成果である。

以上の点について、農学部・農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、農学部・農学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、判定を以下のとおり変更し、第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

[判定]

期待される水準を大きく上回る

[判断理由]

グローバル COE プログラムによる、国内及び海外との多くの共同研究を実施しており、共同研究実施機関と当該法人との研究者の相互派遣及びシンポジウム、ワークショップ、セミナー等（20 回）を開催している。さらに、国内では 3 研究機関、海外では 12 研究機関と交流協定（あるいは覚書）を締結し、若手研究者の人材の育成及び共同研究の実施基盤を構築し、当該学部・研究科等で非常に高いレベルの共同研究を実施していることは、特筆すべき状況にあるという点で「期待される水準を大きく上回る」と判断される。

以上の点について、農学部・農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、農学部・農学研究科が想定している関係者の「期待される水準を

大きく上回る」と判断される。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、植物病理、作物の遺伝資源、砂漠化抑制、塩類集積防止、消費者需要システム、インフルエンザウイルス等の分野において先端的な研究成果が数多く生まれている。卓越した研究成果として、例えば、消費者需要の分野において独創的かつ有益な計量モデルを提示した研究、いわゆるスペイン風邪ウイルス、鳥インフルエンザウイルスに関する研究があり、国際的に高い評価の成果を上げている。社会、経済、文化面では、地域新生コンソーシアム研究開発事業として取り組んだ「キトサン金属複合体を基材とした環境適合型総合防汚剤の開発」において総合防汚剤の開発に実用化レベルで成功している研究がある。これらの状況などは、優れた成果である。

以上の点について、農学部・農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、農学部・農学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

改善、向上しているとはいえない

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が2件、「改善、向上しているとはいえない」と判断された事例が1件であった。

「改善、向上しているとはいえない」と判断された事例の判断理由は以下のとおりである。

○「教員採用基準適正化の取り組み」については、提出された現況調査表の内容では、記述されている教員採用基準は一般的に実施されている範囲のものである。また、原著論文の増加との関係は明確ではない。以上のことから、改善、向上しているとはいえないと判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、判定を以下のとおり変更し、第1期中期目標期間終了時における判定として確定する。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が1件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が3件であった。

連合農学研究科

- I 研究水準 研究 5-2
- II 質の向上度 研究 5-3

研究 5-1

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、公表論文数は、平成 19 年度の教員一名当たり平均 2.5 件であり、そのうち査読によるものが約 76%を占めている。特に、国際乾燥地農学連合講座では、平成 19 年度は一名当たり 5 件を超えている。招待講演について、平成 19 年度は 28 件で、46%が国際学会での講演となっている。研究資金の獲得状況については、科学研究費補助金の採択件数は 21 件で、教員一名当たり 0.45 件であるが、外部資金全体では一名当たり、1.5 件となる。その他競争的研究資金として、21 世紀 COE プログラム、グローバル COE プログラムは各 1 件となっていることなどは、優れた成果である。

以上の点について、連合農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、連合農学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、リモートセンシング・GIS 技術、乾燥地科学、ゲノム、植物病理、乾燥耐性植物の開発塩類集積防止、消費者需要システム等の多様な分野において先端的な研究成果が数多く生まれている。卓越した研究成果として、例えば、

消費者需要の分野において独創的かつ有益な計量モデルを提示した論文が挙げられることなどは、優れた成果である。

以上の点について、連合農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、連合農学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 1 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 1 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。なお、判断理由については、以下のとおり変更する。

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 2 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 1 件であった。

乾燥地研究センター

I 研究水準 研究 6-2

II 質の向上度 研究 6-3

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、平成 19 年度に学術誌に掲載された論文数は 77 件でこのうち 34 件が国際学術誌に掲載されている。教員（助教以上）一名当たりの平均論文数は、5.9 件である。研究資金の獲得状況については、平成 19 年度において、科学研究費補助金は、継続 6 件（採択金額 1,200 万円）、新規 2 件（採択金額 430 万円）であり、その他、21 世紀 COE プログラム、グローバル COE プログラム各 1 件、共同研究 4 件、受託研究 1 件、奨学寄附金 2 件となっていることなどは優れた成果であることから、期待される水準を上回ると判断される。

「共同利用・共同研究の実施状況」のうち、共同利用研究は平成 16 年度以降 50 件以上であり、計画研究（A）、計画研究（B）、自由研究に区分されて実施されている。計画研究（B）の課題数・外部研究員が平成 17 年度に半減したのは、この年度に計画研究（B）の見直しが行われ、研究課題を限定したことによる。採択する研究課題は、運営委員会で決定される。共同利用研究に参画した外部研究員数は平成 16 年度以降、年間 91～142 名であり、増加傾向にある。成果発表会を毎年、100 名以上の参加者の下で開いている。共同利用の成果は、平成 16 年度以降国内・国際学術誌を併せて 9 件～18 件であることなどは、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、乾燥地研究センターの目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、乾燥地研究センターが想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、判定を以下のとおり変更し、第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「共同利用・共同研究の実施状況」については、日本学術振興会の新規公募事業に 2 件

採択され、すでに機能していることは、グローバル COE プログラムとの強い協働効果が期待される。さらに国際学術誌への論文の掲載数が増加しており、研究の質的向上と国際化が進展しているなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、乾燥地研究センターの目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、乾燥地研究センターが想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、点滴灌漑の用水計画と乾燥地の砂漠化対処、21 世紀 COE プログラム「乾燥地科学プログラム」の実施と出版で相応の研究成果を上げている。また、過去 4 年間で、国内学会賞 2 件を受賞していることなどは、相応な成果である。

以上の点について、乾燥地研究センターの目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、乾燥地研究センターが想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が1件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が1件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が1件であった。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間終了時における判定として確定する。なお、判断理由については、以下のとおり変更する。

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が2件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が1件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が1件であった。

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部研究科等番号・名称：9 連合農学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 教育水準 4. 学業の成果</p> <p>【判断理由】</p> <p>【原文】 「学業の成果に関する学生の評価」については、<u>学生に対するアンケート調査の内容は、学業の成果に関する学生の評価を判断する上で十分なものではなく、顕著な変化があったと認められないことから、期待される水準を下回ると判断される。</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「学業の成果に関する学生の評価」については、<u>学生に対するアンケート調査を実施しており、指導教員に対する満足度や研究の進捗状況に関して学生の評価が高いことから、期待される水準にあると判断される。</u></p> <p>【理由】 本アンケート調査は、学業の進捗状況を的確に把握するために、博士課程2～3年次学生31名を対象に実施しており、その回収率は100%である。その中で、「鳥取連大の教育について」に関する項目では、指導教員について「満足」または「どちらかと言えば満足」と回答した学生は30名以上（全体の97%）である。また、「研究の進展」に関する項目では、「順調」または「ほぼ順調」と回答した学生は21名（全体の84%）であることから、一定の学業の成果を得ていると判断できる。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 本観点は学生からの意見聴取の結果等から、学業の成果について判断するものであるが、現況分析における顕著な変化についての説明書の記載では、学業の成果を判断する上で十分なものではなく、判定を変えようまでには至っていないため。</p>

第1期中期目標期間の評価結果にみる鳥取大学の特長

【国立大学法人・大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間の業務の実績に関する評価の概要】から抜粋

1 中期目標の達成状況の評価の概況

項目	2. 業務運営・財務内容等の状況
	(2) 財務内容の改善
<p>(主な状況)</p> <p>近隣の国立大学等との間で、物品の共同調達を実施し、一括購入による経費削減・合理化に向けた取組が広がりつつある。【秋田大学、東北大学・宮城教育大学・山形大学・福島大学、東京農工大学・電気通信大学・一橋大学、鳥取大学・島根大学、人間文化研究機構、情報・システム研究機構等】</p>	

2 学部・研究科等の教育研究の現況分析の概況

項目	2. 研究
	(1) 研究の水準
<p>(主な状況)</p> <p>国内及び海外との多くの共同研究を実施し、共同研究実施機関と大学の研究者の相互派遣及びシンポジウム、ワークショップ、セミナー等(20回)を開催している。さらに国内では3研究機関、海外では12研究機関と交流協定等を締結し、若手研究者の人材の育成及び共同研究の実施基盤を構築し、非常に高いレベルの共同研究を実施している。【鳥取大学農学部・農学研究科】</p>	

【国立大学法人・大学共同利用機関法人の改革推進状況】から抜粋

I. 教育研究の活性化に向けた取組

項目	研究活動の推進
	4. 共同利用・共同研究を通じた学術研究の推進
<p>(具体的取組例)</p> <p>乾燥地研究センターでは、グローバルCOEプログラムの中で、国際乾燥地農業研究センター（シリア）との間で共同研究を開始している。さらに、中国科学院水土保持研究所等との連携を強化し、現地研究の質的向上を図るとともに、砂漠研究所（米国）の間では、共同研究に向けた協議を行うなど、乾燥地科学分野の研究を推進している。【鳥取大学】</p>	
項目	附属病院機能の充実・強化
	2. 診療面
<p>(具体的取組例)</p> <p>患者が診療内容を理解しやすいように、臓器・機能別診療科体制に移行するとともに、その分野の専門医を診療科長とする新たな診療科長制度を導入している【鳥取大学、島根大学】</p>	

Ⅲ. 法人としての経営の活性化

項目	財務内容の改善・充実
	3. コスト削減
<p>(具体的取組例)</p> <p>大学の経費抑制の取組として、大学経費と病院経費の削減推進会議等において設定した経費削減目標を反映させて当該年度の予算編成を行っている。また、電力契約の見直し、部局単位での光熱水料の節減等に努めているほか、附属病院にESCO事業を導入し、光熱費のさらなる削減を図っている。【鳥取大学】</p>	

Ⅳ. 社会に開かれた客観的な法人運営

項目	監査機能の充実
<p>(具体的取組例)</p> <p>監事による監査及び監査法人による監査を業務運営に効果的に活用する体制を整備し、業務の改善に効果を上げている。【鳥取大学】</p>	

第1期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果（トピック）

1 全体評価

平成16～19年度までの評価（暫定評価）では、すべての項目で中期目標の達成状況が「良好」又は「おおむね良好」であり、さらに平成20、21年度の状況を踏まえた最終評価においても、すべての項目で中期目標の達成状況が「良好」又は「おおむね良好」である。

《 業務実績の主な特記事項 》

教育について

- 学部学生を3か月間派遣するメキシコ海外実践教育を実施
- 学生就職センターを中心とした就職活動支援
- 東京・大阪・岡山・福岡でのAO入試の実施
- 高等学校への進路指導訪問の実施
- 地域に立脚した技術経営教育の導入
- 教員の教育功績賞の設定
- 図書館のオンライン目録化の推進と県内全市等の図書館との相互利用化
- 中国・四国地域9大学と連携したフィールド教育の実施

研究について

- 21世紀COEプログラム「乾燥地科学プログラム」に関連した多くの国際交流の実施
- 電子ディスプレイ関連分野の基礎及び応用研究の推進
- 教員の研究功績賞等の顕彰制度の整備
- 山間地における生活インフラの改善を目指したプロジェクト等によるソフトウェアの実用化
- とっとりネットワークシステム（TNS）による地域の産学連携活動

国際交流について

- 独立行政法人国際協力機構（JICA）との協力による乾燥地水資源開発
- 発展途上国対象のプロジェクト実施
- 学生の積極的な海外派遣
- メキシコ等の教育・研究機関との教育・研究交流事業の推進

業務運営について

- 教員及び事務職員評価をそれぞれ実施し、その評価結果を教員は平成17年度から、事務職員は平成18年度から処遇に反映

財務内容について

- 産官学連携コーディネーターによる共同研究樹立の支援
- サイエンス・アカデミー開催による研究成果の紹介
- 共同研究や受託研究及び奨学寄附金等による外部資金が増加

その他業務運営について


- 施設整備マスタープランを策定し、有効活用調査の分析等の結果を基に、緊急度・改善効果等の数値化、優先度の判定を行い、計画的な整備や整備状況に関するフォローアップを実施

2 項目別評価

《 評価が上がった事項 》

I. 教育研究等の質の向上の状況

大項目	(I) 教育に関する目標
中項目	④ 学生への支援に関する目標

暫定評価 不十分  最終評価 おおむね良好


中期計画	平成20、21年度の判断
不登校及び成績（修学）不振者への呼びかけ、相談及び支援の実施を行う	成績不振者に対する保護者面談、三者面談の実施に力を入れており、また、年度ごとの退学者の数には波があるものの、おおよそ減少傾向にある

大項目	(II) 研究に関する目標
中項目	① 研究水準及び研究の成果等に関する目標

暫定評価 おおむね良好  最終評価 良好

中期計画	平成20、21年度の判断
次世代マルチメディア基盤技術開発	「フルカラー・ディスプレイ、光センサー」の材料・素子開発研究を推進し優れた研究成果を上げたことが評価され、平成20年度に寄附研究部門として工学部附属電子ディスプレイ研究センターを設置し、フルカラー・ディスプレイである液晶を中心とした電子ディスプレイ関連分野の基礎及び応用研究を推進している

大項目	(Ⅲ) その他の目標
中項目	(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

暫定評価	おおむね良好		最終評価	良好
------	--------	---	------	----

中期計画	平成20、21年度の判断
社会貢献委員会は地域住民のニーズに応えた、公開講座、各種研修会への講師派遣、理科ばなれ、ものづくり対策への協力等幅広い活動を企画、支援する	科学技術振興機構（JST）の地域科学技術理解増進活動推進事業の採択を受けて「ものづくり道場」を創設し、地方自治体や公設試験研究機関、地域企業、NPO（非営利活動法人）等と協力して、地域に貢献している
コーディネーター機能の充実を図り、共同研究、受託研究の件数の増加を図る	産学・地域連携推進機構に平成21年度7名のコーディネーターを配置し、組織間の連携を支援する制度の活用により、平成19年度比で受託研究の件数を1.34倍、共同研究の件数を1.12倍、地域貢献受託事業の件数を1.68倍にするなど外部資金の件数を増加させている
現在、実施している発展途上国を対象としたプロジェクトを継続的に実施するとともに、新たなプロジェクトの開発を目指す	乾燥地研究センターで、平成20、21年度に、メキシコ国立農牧林業研究所との協力による農業開発研究、財団法人鳥取県産業振興機構「再資源化資材による節水型野菜栽培に関する研究開発」（モーリタニア）等の発展途上国を対象にプロジェクトを実施している
職員や大学院生の海外派遣は、資金の許される範囲で引き続き行う	平成21年度に海外派遣した教職員は211名、学生は171名であり、対平成16年度比でそれぞれ2.1倍、7.4倍となっており、特に学生の海外派遣数が大きく増加している

※ 暫定評価から評価が下がった事項はありません。

第1期中期目標期間に係る指摘事項に対する取組状況

定員超過の状況

※改善を行うことが求められる事項

- ◆ 平成20、21年度と一貫して連合農学研究科の定員超過率が130%を上回っていることから、今後、速やかに入学定員の見直しを含め定員超過の改善を行うことが求められる。

連合農学研究科では、平成20、21年度と定員超過率が130%を上回っていることから、入学定員の見直しを含め定員超過問題の改善対策についての検討を行ってきた。研究科委員会・代議委員会での継続審議に加え、各専攻、各連合講座単位でも、現状を見据えた上での適正な定員について検討を進めてきた。

その結果、平成23年度の志願者数が大幅に減少したこと、長期的な志願者数の動向を見ても減少傾向にあること、私費・国費外国人留学生の確保がますます難しくなっていること、標準修業年限内での学位取得率が最近減少していること等を考慮して、入学定員は当面現状のままとすることとした。

入学定員の管理については、志願者数の動向等を注視し、今後も継続して、平成23年度中に代議委員会を中心に定員増を行うことで検討している。

障がい者雇用

※一層の取組が期待される事項

- ◆ 平成21年度において法定雇用率（2.1%）が1.86%と達成されていないことから、法定雇用率達成に向けたより一層の取組が期待される。

人事委員会及び総務部を中心に対策を検討し、平成22年度は「ファーストジョブ支援室」に本学特別支援学校卒業生を3名採用して雇用者数を増加させたものの、法改正による雇用率算出方法の変更、看護師等の職員増加に伴い雇用率は達成できなかったため、引き続き障害者の雇用増に向けて取り組むこととした。

旅費システムの利用率

※一層の取組が期待される事項

- ◆ 旅費システムの利用率について、チケット手配率が50%前後しかないことから、チケット手配率向上に向けたより一層の取組が期待される。

経理部が主体となって教職員に対し働きかけを行うとともに、これまで会員登録が必要であった航空券予約システムの非会員利用を可能とする等、チケット手配率向上のための措置を講じた。

科学研究費補助金の申請率及び新規申請件数

※平成16～21年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。
(法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項)

- ◆ 中期計画「科学研究費補助金の申請率を高める」については、科学研究費補助金説明会を開催するとともに、産学・地域連携推進機構に設置した外部資金獲得支援室に助言支援者を配置して申請予定者に助言支援等の取組を行っているものの、平成15年度から平成21年度にかけて科学研究費補助金の申請率及び新規申請件数はともに減少していることから、中期計画を十分には実施していないものと認められる。

研究・社会貢献委員会等において、状況認識を踏まえ教員向けの科学研究費補助金説明会の開催、各部局での取組等を通じて改善努力を行っていたこともあり、平成22年度の申請率及び新規申請件数は現状維持であったが、採択件数と採択金額が法人化以降では最高となった。

学部・研究科等の「教育」に関する現況分析結果

※期待される水準を下回る

- ◆ 連合農学研究科の分析項目「学業の成果」の観点「学業の成果に関する学生の評価」については、学生に対するアンケート調査の内容は、学業の成果に関する学生の評価を判断する上で十分なものではなく、顕著な変化があったと認められないことから、期待される水準を下回ると判断される。

平成23年度に実施のアンケートによって工夫し、質問の角度を変えて検討している。

科学研究費補助金の申請率及び新規申請件数

※平成16～21年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。

(法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項)

- ◆ 中期計画「科学研究費補助金の申請率を高める」については、科学研究費補助金説明会を開催するとともに、産学・地域連携推進機構に設置した外部資金獲得支援室に助言支援者を配置して申請予定者に助言支援等の取組を行っているものの、平成15年度から平成21年度にかけて科学研究費補助金の申請率及び新規申請件数はともに減少していることから、中期計画を十分には実施していないものと認められる。

研究・社会貢献委員会等において、状況認識を踏まえ教員向けの科学研究費補助金説明会の開催、各部局での取組等を通じて改善努力を行っていたこともあり、平成22年度の申請率及び新規申請件数は現状維持であったが、採択件数と採択金額が法人化以降では最高となった。

学部・研究科等の「教育」に関する現況分析結果

※期待される水準を下回る

- ◆ 連合農学研究科の分析項目「学業の成果」の観点「学業の成果に関する学生の評価」については、学生に対するアンケート調査の内容は、学業の成果に関する学生の評価を判断する上で十分なものではなく、顕著な変化があったと認められないことから、期待される水準を下回ると判断される。

平成23年度に実施のアンケートによって工夫し、質問の角度を変えて検討しています。

おわりに

平成16年度の国立大学法人化とともに始まった国立大学法人評価は、平成17年度に実施した平成16年度評価に始まり、平成20年度には平成16～19年度期間中の業務実績の評価「暫定評価」を、平成22年度には平成20、21年度の業務実績を踏まえた中期目標期間評価を実施し、6年間のサイクルを経て、第1期中期目標期間の評価を終えた。

本報告書は、「はじめに」に記載されているように、国立大学法人評価委員会による「第1期中期目標期間の業務実績に関するの評価」のために、鳥取大学が提出した4つの報告書と得られた評価結果を元に作成したものである。

第1期中期目標期間の業務実績の状況は、すべての項目で中期目標の達成状況が「良好」又は「おおむね良好」であるとの評価を受けた。

一方で、改善を行うことが求められた事項として「定員超過の改善」、一層の取組が期待される事項として「障がい者の法定雇用率達成」及び「旅費システムによるチケット手配率向上」、課題がある事項として「科学研究費補助金の申請率及び新規申請件数の減少」なども指摘された。

第2期中期目標期間においては、第1期中期目標期間に得られた評価結果や経験を活かし、本学の特長を外部に向かって説明し、学内においては、日常の地道な自己点検・評価の活動を通して、第2期中期目標・中期計画及び年度計画の目標達成度と進捗状況の把握を行うとともに、鳥取大学が社会の要請に応じて学術の進歩と人材育成に貢献していくためには、それらの結果に基づく改善・改革のための不断の取組が重要である。

本報告書がこうした目的に沿って、学内外で広く活用されるよう期待したい。

最後に、本報告書の取りまとめにあたっていただいた評価委員会の委員、並びに事務局員に対し、労をねぎらい厚くお礼を申し上げます。

平成23年9月30日

鳥取大学評価委員会

委員長 小林 一

《参考資料》

- 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領
- 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領
- 鳥取大学評価委員会委員名簿（平成22年4月1日現在）

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の 第1期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領

平成19年4月6日
国立大学法人評価委員会決定

一部改正：平成20年3月13日

一部改正：平成21年6月24日

一部改正：平成22年3月25日

1 中期目標期間の業務の実績に係る評価についての検討の前提

(1) 国立大学法人評価制度について

国立大学法人制度は、大学等の教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とするものである。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「法人」という。）は、中期目標・中期計画に基づき、大学等の基本的本質を踏まえて自主的に運営を行うものである。

国立大学法人評価は、このような大学等の教育研究の特性に配慮して、毎事業年度及び中期目標期間における業務実績について、事後的に評価を行うものである。

具体的には、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、各法人の自己点検・評価に基づき、教育研究の状況や業務運営・財務内容の状況等について、各法人の中期目標の達成状況等の調査・分析を行い、法人の業務実績全体について総合的に行うこととなる。

したがって、国立大学法人評価は、教育研究の特性や法人運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の継続的な質的向上に資するとともに、法人の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものでなければならない。その際、評価を通じて、教育研究の高度化、個性豊かな大学づくり、法人運営の活性化等を目指した法人の取組を積極的に支援することにより、

評価が、長期的な視点から法人の発展に資するものとなることが重要である。

中期目標期間の業務の実績に係る評価（以下「中期目標期間評価」という。）においては、各法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期の中期目標・中期計画の検討に資するものとなるよう留意する。また、評価結果を次期の中期目標期間における運営費交付金の算定に反映させることができるものとなるよう留意する。

なお、国立大学法人評価は、上記の趣旨から、法人の個性、特色等を踏まえて行うものであり、一律の相対評価は馴染まないことに留意する。

（２）評価の視点等

国立大学法人評価においては、国立大学等の基本的使命に十分配慮しつつ、法人化を契機としていかに各法人の改革と新生が図られたかという視点が重要である。具体的には、①個性豊かな大学、国際的にも存在感ある大学等を目指して教育研究活動等が積極的に展開されていること、②学長・機構長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な運営が実現されていること、③国民や社会に対する説明責任を重視した、社会に開かれた運営が行われていること等を積極的に評価するものとする。

教育研究の評価については、その特性に配慮して、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）に評価の実施を要請し、その結果を尊重することとされているが、教育の質的な向上を図るとともに、教育の受け手である学生の立場に立った教育機能の強化という視点を重視する。また、研究面の評価においては、学術的な視点とともに、社会、経済、文化への貢献という視点も重視する。

業務運営・財務内容等の評価においては、①法人内の資源配分を戦略的に見直し、機動的に決定・実行しているか、②法人内コンセンサスの確保に留意しつつも、全学的・全機構的な視点による本部の主導による意思決定の仕組みを確立しているか、という視点や、法人運営全般にわたって、ルールの明確化、透明性の確保や社会への積極的な情報提供の視点を重視する。

2 中期目標期間評価の基本方針

(1) 評価の実施時期

中期目標期間評価は、教育研究等の質の向上や業務運営・財務内容に関する事項等について、各法人の中期目標の達成状況に基づいた評価を行うものである。

一方で、評価結果を各法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期中期目標・中期計画の検討に資するものとするとともに、次期中期目標期間における運営費交付金の算定に反映させることができるようにするためには、中期目標期間の終了に先立ち、平成21年度の早い時期に暫定的な評価結果を明らかにすることが必要である。

このため、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条により準用される独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「準用通則法」という。）第34条に基づく「中期目標に係る業務の実績に関する評価」の基本をなすものとして、まず、平成16年度から19年度までの4年間の業務の実績について評価を実施する。

この評価は、4年経過時における中期目標の達成状況に基づいて行うが、年次進行を伴うプロジェクト型の事業等、中期目標・中期計画の項目の性質に応じて適当な場合には、中期目標期間の最終年度（平成21年度）までに中期目標を達成できるかという点も踏まえて実施する。

次に、最終年度までの事業の推移を踏まえ、中期目標期間終了後に評価結果を確定させるが、確定に際しては、平成16年度から19年度までの4年間の業務の実績に関する評価（以下「平成16～19年度の評価」という。）との作業の重複をできるだけ避け、主として、中期目標の達成状況について平成16～19年度の評価における評価結果を変更する必要性の確認を基本とする。

(2) 教育研究の状況の評価

中期目標期間における教育研究の状況の評価については、準用通則法第34条に基づき、評価委員会は、評価に関する専門的な知見や経験を有する機構に対して専門的な観点からの評価の実施を要請し、その結果を尊重することとされている。

教育研究の状況の評価においては、主要な教育研究組織毎に教育研究の水

準や質の向上度を明らかにすることが、中期目標の達成状況を適切に判断するために必要であるとともに、各法人の個性を伸ばし質を高める観点から、各法人が自主的に行う組織及び業務全般にわたる検討や次期中期目標・中期計画に関する検討に、評価結果を反映させるためにも必要である。

したがって、機構は、法人の中期計画の実施状況に加えて、主要な教育研究組織毎の現況について調査・分析を行い、これらの結果を勘案して、法人の「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況を評価する。

この現況分析についても、まず、平成16～19年度の現況について調査・分析を行い、次に、平成20年度及び21年度の現況について、平成16～19年度の評価における現況分析との重複をできるだけ避け、調査・分析を行う。

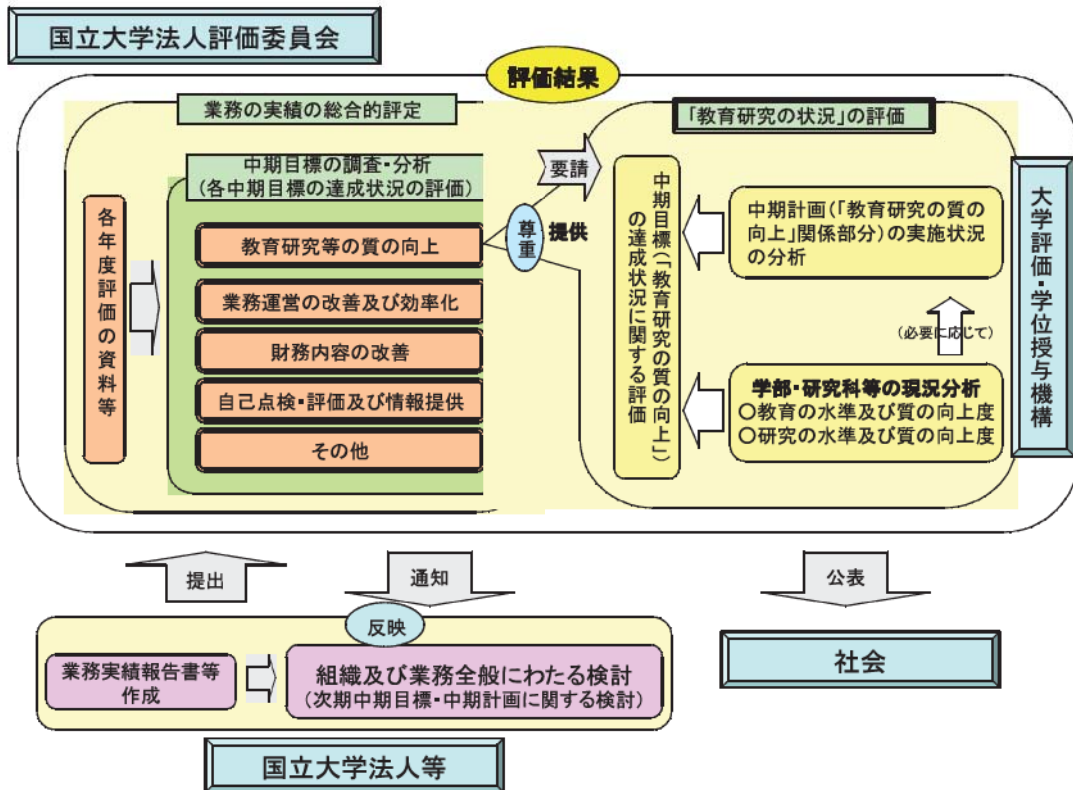
(3) 評価委員会が行う評価

評価委員会は、各年度の年度評価の結果を参照しつつ、教育研究の状況については機構の評価結果を尊重し、中期目標期間の業務の実績の全体について総合的に評価を行う。

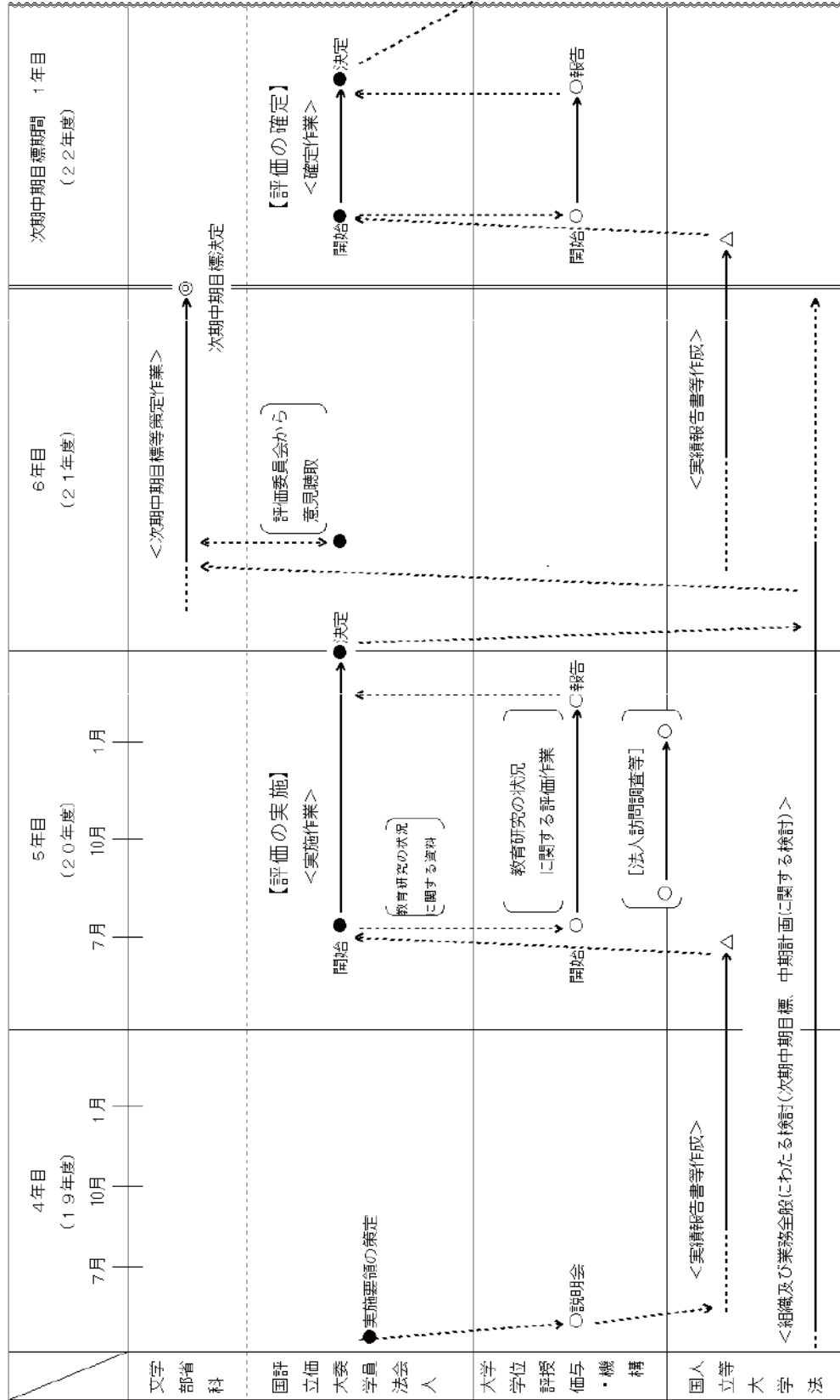
業務運営、財務内容等の評価は、法人毎の中期目標の具体的な達成状況に基づいた評価を行うものであるが、評価の客観性等の観点から、法人が取り組む必要のある最小限の共通事項として、**別添1**に示す事項に関する取組やそれが機能しているかどうかについても、年度評価と同様に、評価において取り上げる観点とする。当該共通事項に関する観点については、各観点の性格に応じて、最終年度の状況について、または、各年度の状況も踏まえて評価する。

なお、共通の観点に係る「指標例」は、各観点についてどのような取組が評価において取り上げられるかの例を示したものであって、一律の基準ではなく、具体的取組については各法人の主体的な判断により行われるべきものであることに特に留意する。

【中期目標期間評価の全体像】



【中期目標期間評価のスケジュール案】



3 中期目標期間評価の実施方法

(1) 法人による実績報告書の作成

国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第12条に基づき法人が作成する中期目標期間の業務の実績に係る報告書の一部に相当するものとして、各法人は平成16年度から19年度までの期間の業務の実績に係る暫定的な報告書を作成することとし、評価委員会はこれに基づいて評価を実施する。

中期目標期間終了後に行う評価結果の確定に際しては、各法人は平成16年度から21年度までの期間の業務の実績に係る報告書を作成することとするが、評価作業の負担軽減の観点から、中期計画の実施状況については平成20及び21年度の状況を記載することとし、平成16～19年度の状況については、平成16～19年度の評価の実績報告書を参照し、評価を実施する。

(2) 全体評価

評価委員会は、中期目標の各事項の達成状況を確認するとともに（下記（3）項目別評価を参照）、その結果等を踏まえつつ、各法人の特性にも配慮し、中期目標期間の業務実績の全体について総合的に評価を行う（記述式）。

(3) 項目別評価

① 「教育研究等の質の向上」

ア. 機構が行う評価

機構は、評価委員会からの要請を受け、法人の中期計画の実施状況に加えて、主要な教育研究組織毎の現況分析の結果を勘案して、法人の「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況の評価を行う。

機構が行う教育研究の状況の評価のために必要な、評価方法、評価項目、評価基準、評価の裏付けとする基礎資料の内容等については、機構が定める国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価実施要項及び実績報告書作成要領による。

学部・研究科等の現況分析の単位（対象組織）については、各法人の中期目標別表に記載されている主要な教育研究組織（学部、研究科、附置研

研究所)等を原則とし、評価委員会において、予め法人の意向を聞き、これを踏まえて法人毎に個別に定める。中期目標期間終了後に行う評価結果の確定に際しては、平成20年度及び21年度に新たに設置された主要な教育研究組織等について、評価委員会において、予め法人の意向を聞き、これを踏まえて、平成16～19年度の評価における現況分析単位を修正する。その際、研究面については、各法人の意向を聞き、上記の教育研究組織の分析に必要な場合に、その他の組織も分析の対象とする。また、大学院と学部／附置研究所の関係、連合大学院等については、分析の単位を工夫する。現況分析の単位についての基本的な方針及び決定方法は、**別添2**のとおりである。

なお、国立大学法人評価は、国公立大学を通じて7年以内毎に行われる認証評価とは異なる趣旨の制度であるが、自己点検・評価や認証評価のために整えた根拠資料・データ等を、法人の判断で国立大学法人評価に活用できることとするなど、評価作業の合理化のための工夫をしつつ評価に取り組むこととする。

イ. 評価委員会が行う評価

国立大学法人の「附属病院」及び「附属学校」に関する目標は、「教育研究等の質の向上に関する目標」に位置付けられており、これらの活動は、大学における教育研究と密接に関わるものであるが、機構が評価を行う大学における教育研究とは性格が異なるものであり、病院や学校としての独自の機能・役割を併せ持つものであることから、「教育研究等の質の向上」に係る事項のうち、附属病院・附属学校に係る事項については、評価委員会が行う。

評価委員会は、当該事項について、後述「②ア.」と同様の方法により法人等が行う自己評価を踏まえ、中期計画の実施状況を調査・分析するとともに、機構が行う学部、研究科等の現況分析の結果も参考にしつつ、「附属病院」、「附属学校」の特性に配慮して、中期目標の達成状況に基づき評価を行う。

「附属病院」の教育・研究面、診療面、運営面の評価は、年度評価でも取り上げている全病院共通の標準的・客観的指標を参考としつつ、個々の病院の規模・地域性や大学病院としての特性等も十分に考慮して行う。

「附属学校」の評価は、学校教育や大学・学部との連携（共同研究・教育実習等）の観点から、「附属学校」としての目的を十分に果たしているかどうかについて行う。

ウ. 評価委員会による評定

評価委員会は、機構による各法人の中期目標の達成状況の評価結果を尊重する。但し、評価委員会が行う「イ.」の評価結果や、各年度の年度評価において実施した教育研究等の外形的な評価結果に基づく確認の結果を踏まえ特に必要な場合には、評価委員会の見解を反映させる。その際、適正な教育研究環境を保持する観点から、**別添3**に示す方法により、定員超過の状況を確認し、必要に応じ、改善すべき点を指摘する。また、学部、研究科等、各法人の中期目標別表に記載されている教育研究組織毎に、中期計画に記載されている収容定員の超過の状況を確認するとともに、留年者の割合等も必要に応じ勘案した上で、総合的に評価を行う。

② 業務運営・財務内容等の状況

（「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営に関する重要事項（施設設備の整備・活用、安全管理等）」の4項目）

ア. 法人等による自己評価

各法人は、まず、平成16～19年度の業務実績について、実績報告書において中期計画の記載事項毎に、以下の4種類により自己評価しその進捗状況を示すとともに、そのように判断した理由を記載する。その際、平成20～21年度の中期計画の実施予定についても中期計画の記載事項毎に記載し、年次進行を伴うプロジェクト型の計画等、中期計画の性質に応じ適当な場合にはこれを踏まえて評価を行う。

中期目標期間終了後に行う評価結果の確定に際しては、平成16～21年度の業務実績について、中期計画の記載事項毎に、以下の4種類により自己評価することとする。ただし、評価作業の負担軽減の観点から、平成16～19年度の中期計画の記載事項毎の実施状況については平成16～19年度の評価の実績報告書を参照することとし、実績報告書には平成2

0年度及び21年度の中期計画の記載事項毎に実施状況を記載することとする。

「中期計画を上回って実施している」(Ⅳ)

「中期計画を十分に実施している」(Ⅲ)

「中期計画を十分には実施していない」(Ⅱ)

「中期計画を実施していない」(Ⅰ)

※ 中期目標期間評価は、中期目標の達成状況を調査・分析して行うものであるが、業務運営・財務内容等については、一義的には中期計画の実施状況で判断する。

項目内の各中期計画事項について、項目内における重要性等を勘案してウエイトを付すことができる。

また、4つの項目毎に、別添1の共通の観点に関する取組等を「特記事項」欄に記載する。

なお、平成16～19年度の評価と年度評価は、それぞれ別のものとして行う必要があるが、平成19年度における目標・計画の達成・実施状況を調査・分析するという作業の類似性に鑑み、平成19年度の業務実績に係る報告書と中期目標期間の業務実績に係る暫定的な(平成16～19年度の)報告書の様式を一体のものとする。

中期目標期間終了後に行う評価結果の確定に際しても、同様に、平成21年度の業務実績に係る報告書と中期目標期間の業務実績に係る報告書の様式を一体のものとする。

<参照：「平成19事業年度及び中期目標期間(平成16～19事業年度)に係る業務の実績に関する報告書(様式例)」及び「平成21事業年度及び中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書(様式例)」>

イ. 国立大学法人評価委員会による検証

中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているか(中期目標期間中に中期計画を実施できる見込みが立っているか)との観点から、

中期計画の記載事項毎に、法人の自己評価の妥当性も含めて総合的に検証する。その際、法人の自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由を示す。

なお、年度評価と同様、財務情報の分析・把握結果を、各法人の中期目標の達成状況を判断する際の客観的裏付けとして活用する。

ウ. 国立大学法人評価委員会による評定

「イ.」の検証を踏まえるとともに、別添1の共通の観点に係る取組状況等も勘案し、4つの項目毎に、中期目標の達成状況に基づき以下の5段階で評価する。また、優れた点や改善すべき点を、各法人が自主的に行う次期中期目標・中期計画の検討及び業務運営の改善に資する観点から、分かりやすく指摘する。

なお、業務運営・財務内容等の取組も、法人の行う教育研究等の質の向上という視点に立って推進される必要があるという点に留意して評価を行う。

「中期目標の達成状況が非常に優れている」

(評価委員会が特に認める場合)

「中期目標の達成状況が良好である」

(すべてⅣ又はⅢ)

「中期目標の達成状況がおおむね良好である」

(Ⅳ又はⅢの割合が9割以上)

「中期目標の達成状況が不十分である」

(Ⅳ又はⅢの割合が9割未満)

「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」

(評価委員会が特に認める場合)

※ 上記の判断基準はあくまで目安であり、評定は、法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断する。

(4) 法人への意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の確定に先立ち、法人に意見申立ての機会を付与する。ただし、評価結果の原案のう

ち、機構が専門的な観点から行う教育研究の状況の評価結果については、機構において、評価結果の確定に先立ち、法人に意見申立ての機会を付与した上で評価結果を確定させていることから、評価委員会としては、機構が行う教育研究の状況の評価結果については、意見申立てを受けても変更しない。

(5) 評価結果の公表

評価委員会は、評価結果を確定した後、その内容を各法人に通知するとともに、社会に対する説明責任を重視し、各法人から提出を受けた実績報告書と合わせて、公表する。

上記の他に法人から提出を受けた根拠資料・データ等のうち、個人情報等公開になじまないものについては、適切な評価作業の遂行に必要な資料の確保に支障が生じないように、原則として公開しない。

4 評価の実施体制

平成16年度～19年度の評価及び中期目標期間終了後に行う評価結果の確定に際しては、評価委員会各分科会の下に評価チームを設け、評価結果の原案を作成する。

上記評価チームはそれぞれ平成19年度の業務実績に係る評価(年度評価)チーム、平成21年度の年度評価チームと共通のものとし、書面調査、法人ヒアリング等の作業を並行実施する。

5 評価スケジュール

平成20年

6月30日まで 各法人が実績報告書(平成19年度及び中期目標期間の業務実績報告書)を評価委員会へ提出

7月 評価委員会及び機構において書面調査開始

7～8月頃 評価委員会による法人ヒアリング(業務運営等)

9月頃 平成19年度の業務実績に係る年度評価案に対する意見申立機会の付与
平成19年度の業務実績に係る年度評価結果の決定

秋頃	機構による法人訪問調査（教育研究等）
平成21年	
2～3月	機構が行う教育研究の状況の評価案に対する意見申立て機 会の付与 機構が行う教育研究の状況の評価結果の確定、評価委員会 への提出、法人への通知 評価委員会の評価案に対する意見申立て機会の付与
3～4月頃	評価委員会総会において評価結果を決定、法人への通知、 公表
平成22年	
6月30日まで	各法人が実績報告書（平成21年度及び中期目標期間の業 務実績報告書）を評価委員会へ提出
7月	評価委員会及び機構において書面調査開始
7～8月頃	評価委員会による法人ヒアリング（業務運営等）
9～10月頃	平成21年度の業務実績に係る年度評価案に対する意見 申立機会の付与 平成21年度の業務実績に係る年度評価結果の決定
平成23年	
1～3月頃	機構が行う教育研究の状況の評価案に対する意見申立て 機会の付与 機構が行う教育研究の状況の評価結果の確定、評価委員会 への提出、法人への通知 評価委員会の評価案に対する意見申立て機会の付与
3～4月頃	評価委員会総会において評価結果を決定、法人への通知、 公表

6 その他

評価に当たっては、高度な人材の育成や基礎的な学問分野の継承・発展、地域の教育、文化、産業等の振興等、国立大学等の基本的使命に十分配慮する。また、教育研究の定性的側面、中長期的な視点に留意する。

評価は中期目標の達成状況の調査・分析結果を考慮して総合的に行うもの

であり、各法人の質的向上を促す観点からは、必ずしも目標が達成されなくても、各法人における積極的な取組は適切に評価する。

評価に係る業務が教職員の過度の負担とならないよう留意する。

評価の仕組みについては、必要に応じ工夫・改善を行う。

国立大学法人評価における業務運営等の共通事項に関する観点

(1) 業務運営の改善及び効率化

○ 戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。

教員の興味関心に基づく自発的学問的研究とそれに基づく教育を自律的に行うという大学及び大学共同利用機関の本質に留意しつつ、法人としての経営戦略を企画立案するマネジメント体制を整備することにより、学長等のリーダーシップの下、法人全体の観点に立った意思決定とその方針に沿った各部局の活動の総合調整を行い、効率的で法人全体を有機的に統合した戦略的な法人経営を行っているかどうかという観点から評価することが必要である。また、このような意思決定過程の構築にあたって、透明性・公正性の観点に留意されているかどうかという視点から評価することも必要である。

(指標例)

- ・ 企画立案部門の活動状況、具体的検討結果、実施状況
- ・ 法令や内部規則に基づいた手続きにしたがって意思決定されているか

○ 法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。

法人化以前は国の組織として、国の予算会計制度や機構定員制度の制約が課されていたが、法人化により、法人の裁量による柔軟な資源配分が可能となっており、各法人の総合的な戦略や状況に応じた柔軟かつ迅速な物的・人的資源の配分が進められているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 法人の経営戦略に基づく学長・機構長裁量経費・人員枠やその他の戦略的配分経費の措置状況
- ・ 上記の資源配分による事業の実施状況（教育研究の専門的な観点からの評価は行わない。）

○ 業務運営の効率化を図っているか。

法人内のコンセンサスの確保に留意しつつ、教育研究活動の進展や社会のニーズに機動的に対応するため、迅速かつ効率的な意思決定と業務執行がより一層求められており、業務運営の合理化や管理運営の効率化が進められているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 事務組織の再編・合理化等、業務運営の合理化に向けた取組実績
- ・ 各種会議・全学的委員会等の見直し、管理運営システムのスリム化・効率化等、管理運営の効率化に向けた取組実績

○ 収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

法人にとって、教育は基幹的な業務であり、収容定員に示された学生数に対して教育を行っているかどうかは、法人が行うべき業務を十分に行ったかどうかを図る基本的な指標であるため、収容定員の充足率を一定程度以上満たしているかどうか、あるいは、実態を踏まえた収容定員の縮小等の見直しが行われているかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 学士・修士・博士・専門職学位課程ごとに収容定員の90%以上を充足させているか

○ 外部有識者の積極的活用を行っているか。

法人化により、外部委員が半数以上を占める経営協議会が全法人に設置されるとともに、外部人材の理事への登用も必須とされたほか、人事制度の弾力化のメリットを活かした外部人材の登用も可能となっており、これらの外部有識者の活用により運営の活性化が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 外部有識者の活用状況
- ・ 経営協議会の審議状況・運営への活用状況及び関連する情報の公表状況

○ 監査機能の充実が図られているか。

法人には役員として監事がおかれ、会計監査人による会計監査と相まって、外部の観点を取り入れた運営の自己改善サイクルを確立することが可能となっている。内部監査の組織が適切に整備され監査が実施されると共に監事や会計監査人による監査結果を適切に運営に反映させるなど、監査機能の充実が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 内部監査、監事監査、会計監査の実施状況及び監査結果の運営への活用状況

○ 男女共同参画の推進に向けた取組が行われているか。

男女共同参画基本計画（第2次）（平成17年12月閣議決定）、第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）及び女性の参画加速プログラム（平成20年4月男女共同参画推進本部決定）等を踏まえ、男女共同参画の推進に向けた取組が行われているかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 男女共同参画に関する具体的な取組指針や計画等の策定、男女共同参画推進のための組織の設置等、学内での男女共同参画推進に向けた取組状況
- ・ 女性教職員の採用・登用の促進に向けた取組状況
- ・ 仕事と育児等の両立を支援し、女性教職員が活躍できる環境づくりに向けた取組状況

○ 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編制・見直し等が行われているか。

法人は、質の高い教育研究活動を展開することができるよう、教育研究組織の見直し等のための検討が適切に行われているかという観点から評価を行うことが必要である。

(指標例)

- ・ 教育研究組織の活性化に向けた検討の機会が設けられているか

○ 法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組が行われているか。

法人は、主体的に、法人全体として学術研究活動推進のための戦略を確立し、学長等のリーダーシップの下、研究活動を組織的に推進することが求められており、そのような取組が行われているかという観点から評価を行うことが必要である。また、全国共同利用を目的とする附置研究所や研究施設を設置する国立大学法人については、法人として全国共同利用の推進に必要な措置を行っているかという観点から評価を行うことが必要である。

(指標例)

- ・ 法人全体としての組織的な研究活動推進のための取組状況
- ・ 全国共同利用に必要な学内体制整備や資源配分の状況

(2) 財務内容の改善

○ 財務内容の改善・充実が図られているか。

国費の投入により支えられている法人において、財務内容を改善することは重要な課題であり、法人の目的に照らして経費の節減、自己収入の増加及び資金の運用が図られているかどうか、財務分析を実施し、その分析結果を運営の改善に活用しているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 経費の節減、自己収入の増加、資金の運用に向けた取組状況
- ・ 財務情報に基づく財務分析の実施とその分析結果の活用状況

○ 人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十七号）等を踏まえ、人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、中期目標・中期計画の達成に向けた人件費削減の取組が着実に進んでいるかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 中期計画において設定された人件費削減目標値の達成に向けた人件費削減の取組状況

(3) 自己点検・評価及び情報提供

○ 中期計画・年度計画の進捗管理や自己点検・評価の作業の効率化が図られているか。

法人が中期計画・年度計画を計画的に実行するとともに、自己点検・評価作業の効率化を図るため、ITの有効活用等により中期計画・年度計画の進捗状況を定期的に管理し、自己点検・評価の作業の効率化が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ ITの有効活用等による中期計画・年度計画の進捗状況管理等自己点検・評価の作業の効率化に向けた取組状況

○ 情報公開の促進が図られているか。

法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を行っていくため、教育研究等の状況について積極的な情報提供が求められており、情報公開の促進が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 情報発信に向けた取組状況

(4) その他の業務運営に関する重要事項

○ 施設マネジメント等が適切に行われているか。

法人にとって、施設・設備は予算、人員と並んで教育研究を実施していく上で不可欠な資源であり、各法人の活動を支え、活性化させる施設マネジメントや設備の有効利用が行われているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ キャンパスマスタープラン等の策定や実現に向けた取組状況
- ・ 施設・設備の有効活用の取組状況
- ・ 施設維持管理の計画的取組状況（施設維持管理計画等の策定状況）
- ・ 省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組状況

○ 危機管理への対応策が適切にとられているか。

法人化により、危機管理の責任は各法人が負うこととなり、リスクマネジメントに関する適切な対応体制がとられているかどうかという観点から予防的観点にも着目して評価することが必要である。また、万一、法人の管理責任に係る事項で法人として不適切な事象が生じた際には、評価においても、当該事象に対する事後的な対応も含めて、必要に応じて取り上げる必要がある。

(指標例)

- ・ 災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理の体制・マニュアル等の整備
・ 運用状況
- ・ 研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備・運用状況

(5) 各項目共通

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

国立大学法人評価は、各法人の自己点検・評価及び評価委員会の評価結果を以後の運営に活用することによって法人の質的向上に資するものであるため、評価結果の活用が適切に行われているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- 評価結果の法人内での共有や活用のための方策
- 具体的指摘事項に関する対応状況
- 年度評価での自己評価又は評価委員会の評価で「年度計画を十分には実施していない」とした事項に係る取組の改善状況

なお、本観点については、具体的指摘事項に該当する項目のほか、「自己点検・評価及び情報提供」の項目にも関係する。

大学評価・学位授与機構が行う教育研究評価における現況分析の単位について

I. 基本的な考え方

1. 国立大学法人については、評価結果を法人の教育研究の自主的改善に役立てるとともに、次期中期目標・中期計画の検討に資するものとする観点から、現況分析の対象は、原則として、中期目標別表に記載された教育研究組織（学部、研究科、附置研究所）及び全国共同利用機能を有する研究施設とする。
2. なお、大学院と学部の関係、大学院と附置研究所の関係、連合大学院等については、以下の原則により分析単位を工夫する。
 - (1) 研究面については、各法人の意向を聞き、学部、研究科、附置研究所及び全国共同利用機能を有する研究施設の分析に必要な場合に、上記以外の教育研究組織も分析の対象とする。
 - ・ 中期目標別表に記載されない教育研究組織に所属して研究活動を行う教員がいる場合などが想定される。
 - (2) 学部と当該学部を基礎とする一般研究科は、研究面については、教員の実質的な重複を踏まえ、それらを一つの単位として一体的に分析する。【例1】
 - ・ 研究活動は、課程を区切って行われるものではないため、学部と研究科を一体的に分析する。
 - (3) 連合大学院は、大学院を一つの単位として分析し、分析結果を基幹校、参加校それぞれの中期目標の達成状況の評価において勘案する。【例2】
 - (4) 附置研究所やその他の教育研究組織を基礎とする独立研究科は、研究科を一つの単位として分析する。なお、研究面については、当該独立研究科の業績に基礎となる組織における業績について、当該独立研究科の業績と明確に区分できない場合は、両組織の業績として分析できることとする。【例3】
 - (5) 学校教育法第85条但書及び第100条但書により、学部、研究科に代わる教育研究上の組織を置く場合の教育面・研究面の分析は、原則として、学部、研究科と同様に扱う。
 - ・ 福島大学・筑波大学の学群・学系、各大学の教育部・研究部がこれに該当。
 - (6) 教養教育を行う全学的な教育組織は、分析の対象とせず、教養教育の実施状況については、関係する中期計画の実施状況について分析を行うほか、学部の教育面の分析の中で扱う。

3. 大学共同利用機関法人については、原則として、法人が設置する大学共同利用機関（国立大学法人法施行規則第1条）及び中期目標に記載された教育研究上の基本組織とする。
4. 大学共同利用機関と大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設における共同利用・共同研究による業績については、当該組織と共同利用研究者が所属する組織の双方の業績として分析できることとする。
5. なお、中期目標期間の途中で統合・改組を行った場合、平成16～19年度の評価に際しては、法人化後4年経過時における実績について分析を行う趣旨から、4年度目終了時（平成19年度末時点）、中期目標期間終了後に行う評価結果の確定に際しては、法人化後6年経過時（平成21年度末時点）の組織をそれぞれ分析の単位とするが、改組前と継続性が高い組織が存在する場合は、当該組織の研究業績や改組前からの質の向上度を分析の対象とする。

Ⅱ. 分析単位の決定プロセス

1. 国立大学法人評価委員会は、平成16～19年度の評価に際しては、各法人の分析単位について、予め当該法人の意向を聞き、これを踏まえて法人ごとに個別に定める。

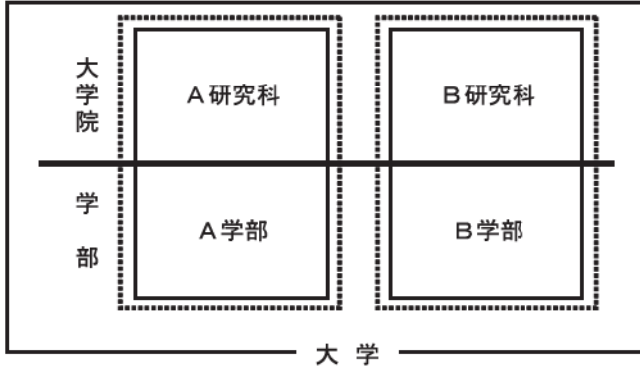
中期目標期間終了後に行う評価結果の確定に際しては、平成20年度及び21年度に新たに設置された主要な教育研究組織等、各法人の分析単位について、予め当該法人の意向を聞き、これを踏まえて、平成16～19年度の評価における現況分析単位を修正する。

 - ・ 各法人が、上記の基本的な考え方に基づいて、分析単位の意向を国立大学法人評価委員会に提出することとする。
2. 国立大学法人評価委員会は、平成16～19年度の評価に際しては、平成19年4月を目処に法人ごとの分析単位を確定し、大学評価・学位授与機構に示すこととする。また、中期目標期間終了後に行う評価結果の確定に際しては、平成21年10月を目処に中期目標期間評価の対象となる分析単位を確定し、大学評価・学位授与機構に示すこととする。

大学評価・学位授与機構が行う教育研究評価における
研究面の現況分析の単位

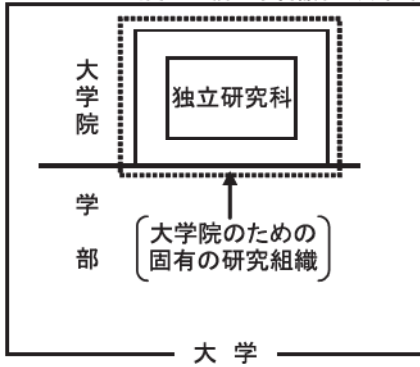
【例1】

- 学部と学部を基礎とする一般研究科の場合



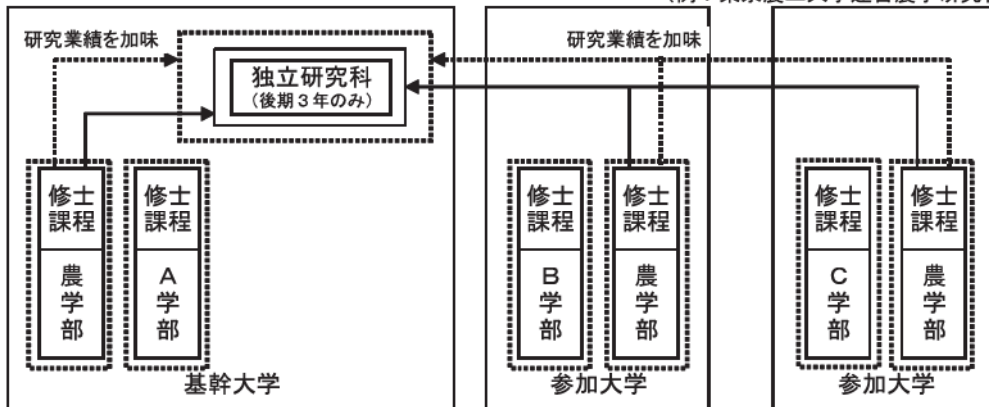
- 独立研究科の場合

(例：一橋大学言語社会研究科)



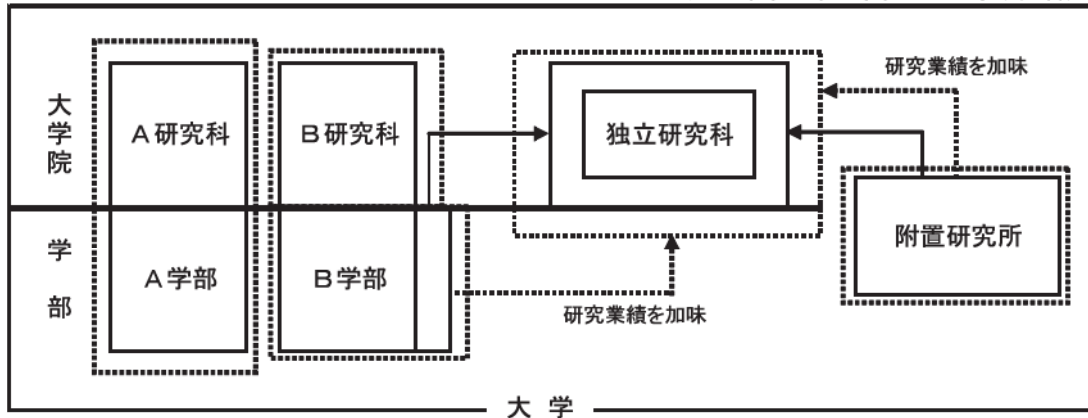
【例2】主として複数の大学の学部または修士課程を基礎とする場合

(例：東京農工大学連合農学研究科)



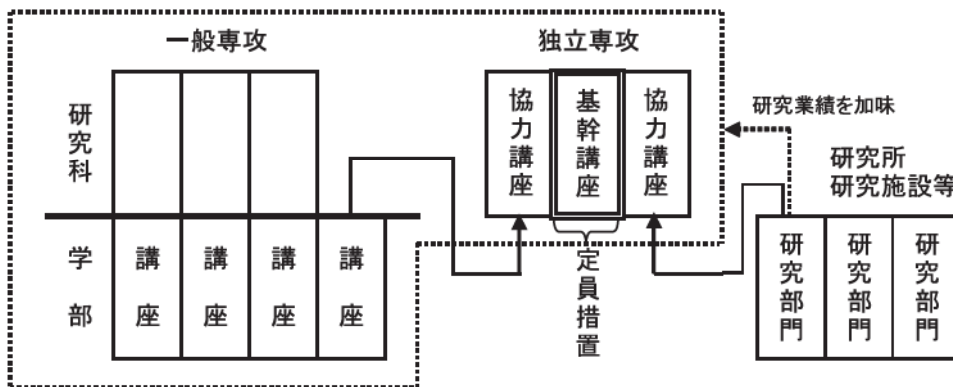
【例3】主として大学の附置研究所その他の教育研究施設を基礎とする場合

(例：東京工業大学総合理工学研究科)

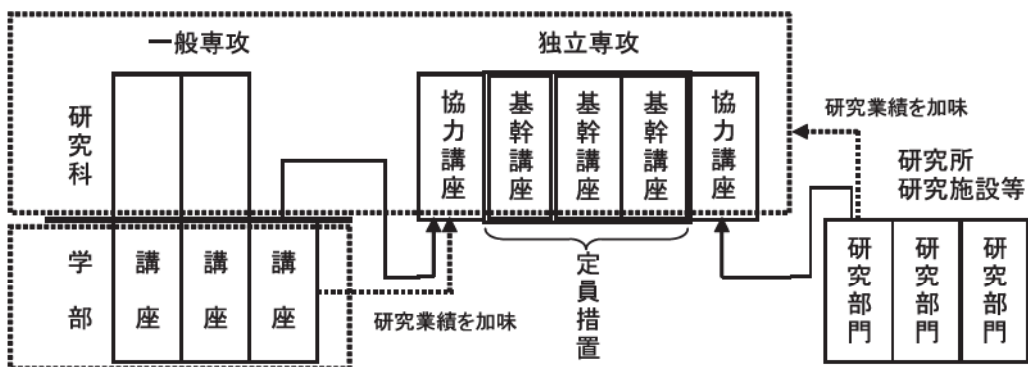


【例4】研究科内に独立専攻がある場合

① 独立専攻のウェイトが小さい場合



② 独立専攻のウェイトが大きい場合



※ 実線は組織を構成する

中期目標期間の業務実績評価における定員超過の状況の確認・指摘方法について

1. 定員超過率の算定方法

(1) 確認単位

中期目標別表に記載されている学部・研究科等を単位とする。

(2) 基準時

平成16年度から平成21年度までの各年度の5月1日現在の状況とする。

(3) 定員超過率

收容定員に対する在学者の割合を定員超過率とする。その際、以下の点に留意する。

① 外国人留学生のうち、国費留学生、外国政府派遣留学生、大学間交流協定等に基づく私費外国人留学生及び留学生のための特別コースに在籍する私費外国人留学生については、在学者数から控除する。

② 休学者については、在学者数から控除する。

③ 留年者及び在学者のうち標準修業年限内に学位を取得できなかった者については、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者は在学者数から控除する。

※ 実績報告書において、各年度における学部、研究科等毎の上記

①～③の数及びそれらを控除した定員超過率を記載する。

2. 定員超過の状況の確認・指摘

(1) 平成16～19年度の評価に際しては、平成19年度における定員超過率が130%の目安を上回っている学部、研究科等がある場合、中期目標期間終了後に行う評価結果の確定に際しては、平成21年度における定員超過率が130%の目安を上回っている学部、研究科等がある場合に、それぞれ平成16年度からの推移及び超過が生じた理由等を確認の上、必要に応じて、入学定員の見直しを含め定員超過の改善に努めることを指摘する。

(2) 特に、平成16～19年度の評価に際しては平成16年度から平成19年度までの期間、中期目標期間終了後に行う評価結果の確定に際しては平成16年度から平成21年度までの期間を通じて一貫して定員超過率が130%の目安を上回っており、定員超過の解消に向けた取組が不十分であると認められる学部、研究科等がある場合には、それぞれ入学定員の見直しを含め定員超過の改善を求める。

(3) 定員超過の状況を確認するため、各年度において、超過率が130%の目安を上回っている学部、研究科等について、その理由を実績報告書に記載することとする。

(4) 定員超過の状況についての指摘は、「教育研究等の質の向上」の項目において、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が行う教育研究の状況の評価結果に、付記することとする。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の 各年度終了時の評価に係る実施要領

平成 16 年 10 月 25 日
国立大学法人評価委員会決定

一部改正：平成 18 年 2 月 20 日

一部改正：平成 19 年 1 月 26 日

一部改正：平成 20 年 3 月 13 日

一部改正：平成 21 年 1 月 28 日

一部改正：平成 22 年 3 月 25 日

1 各年度終了時の評価についての検討の前提

(1) 国立大学法人制度は、大学等の教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とするものである。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「法人」という。）は、中期目標・中期計画に基づき、大学等の基本的本質を踏まえ、自主的に運営を行うものである。

国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、このような法人の教育研究の特性に配慮して事後にその状況を評価することとしている。

したがって、国立大学法人評価は、教育研究の特性や運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の継続的な質的向上に資するものでなければならない。また、評価に関する一連の過程を通じて、法人の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものでなければならない。一方で、評価に関する作業が法人の過重な負担とならないように留意する必要がある。

(2) 中期目標期間終了時において、教育研究等の質の向上や業務運営・財務内容に関する事項等について、各法人の中期目標の達成状況に基づいた評価を行うにあたっては、評価が各法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期の中期目標・中期計画の検討に資するものとなるよう留意する。また、評価結果を次期の中期目標期間における運営費交付金の算定に反映することができるものとなるよう留意する。

なお、教育研究の状況については、その特性に配慮して、大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）に評価の実施を要請し、その結果を尊重する。

現在、中期目標期間終了時の評価の在り方については、各年度終了時の評価（以下「年度評価」という。）の結果等も踏まえて、機構と連携を図りつつ、検討を進めている。この評価においては、法人化を契機としていかに各法人の改革と新生が図られたかという視点が重要である。具体的には、①個性豊かな大学、国際的にも存在感のある大学等を目指して教育研究活動等が積極的に展開されていること、②学長・機構長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な運営が実現されていること、③国民や社会に対する説明責任を重視した、社会に開かれた運営が行われていること、等を積極的に評価することが考えられる。

(3) 各年度終了時においては、中期目標を実現するために、各法人が自主的に行う業務運営や財務内容の改善・充実等に資するよう、各年度における中期計画の実施状況等に基づいて評価を行う。なお、年度評価においては、中期目標期間終了時の評価と異なり、教育研究の状況についての、機構による評価は実施しないこととなっており、専門的な観点からの評価は行わない。

(4) 年度評価は、各法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。評価委員会は、各法人が実績報告書に記載した年度計画の実施状況等に基づき、中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について評価を行う。

2 年度評価の基本方針

- (1) 年度評価においては、主として中期目標の達成に向けた事業の進捗状況を確認する観点から行い、これを通じて中期目標期間中の法人の業務運営、予算、人事等の改善・充実が適切に進められるよう留意する。また、年度評価の積み重ねが、中期目標期間終了時における各法人の自主的な組織及び業務全般の見直しや中期目標期間の評価の基礎になることにも留意する。
- (2) 今後の法人においては、法人化を契機として機動的・戦略的な法人運営の実現を図っていくことが重要であり、①機動的・戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用を図ることや、②法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分を行うこと等、それに向けた各法人の取組を積極的に支援する観点から、評価においては財務、組織・人事管理等の業務運営に関する取組状況を分かりやすく示す。
- (3) 年度評価は、各法人が定めた中期計画の具体的実施状況の評価を行うものであるが、法人として、中期目標・中期計画の達成に向けて各法人が取り組む必要のある最小限の共通事項も存在しており、別添1に示すこのような事項に関する取組やそれが機能しているかどうかについても、評価において取り上げる観点とする。
- なお、指標例は、各事項についてどのような取組が法人の自己点検・評価及び評価委員会の検証作業で取り上げられるかの例を示したもので、一律の評価の基準ではなく、具体的取組については各法人の主体的な判断により行われるべきものである。
- (4) 教育研究等の質の向上については、その特性に配慮し、専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的な進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅

れている点を示す。

法人は、教育研究機関としての性格・役割を自ら定め、それに応じた選択を行いながら教育研究上の諸課題に取り組むことが期待されている。評価委員会においては、各法人の特色ある取組の外形的な進捗状況に関して、積極的に取り上げる。

なお、教育研究等に関する具体的な取組については、各法人の自主的な創意工夫により行われるべきものであり（本実施要領3（1）②ア参照）、それらの取組を実績報告書に記載することが期待されるが、各法人の参考として、実績報告において比較的多く見られた事項の例を別添2のとおり示す。

（5）年度評価の際、法人の取組を社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、以下の事項を考慮する。

- ① 教育研究の高度化、個性豊かな大学づくり、運営の活性化等を目指した各法人における特色ある取組を積極的に評価する。
- ② 各法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫についても積極的に評価する。
- ③ 各法人の更なる発展のため、必要に応じ、各法人の自主的な中期目標・中期計画の見直しの検討に資するようなものとする。
- ④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には、その理由（外的要因を含む。）についても明らかになるようなものとする。
- ⑤ その他、各法人を取り巻く諸事情を考慮する。

なお、年度評価においては、業務運営や財務内容の改善・充実等の取組を中心に評価することとなるが、これらの取組も、法人の行う教育研究等の質の向上という視点に立って推進される必要がある。

3 年度評価の実施方法

各年度における中期計画の各項目の進捗状況を確認するとともに（項目別評価）、その結果等を踏まえつつ、各法人の特性に配慮して中期計画の進捗状況全体について総合的な評価（全体評価）を行う。

(1) 項目別評価

① 業務運営・財務内容等の状況

(「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営に関する重要事項(施設設備の整備・活用、安全管理等)」の4項目)

ア. 法人による自己評価

i) 各法人は、実績報告書において年度計画の記載事項ごとに以下の4種類により事業の実施状況を自己評価しその進捗状況を示すとともに、そのように判断した理由を記載する。

- ・「年度計画を上回って実施している」(Ⅳ)
- ・「年度計画を十分に実施している」(Ⅲ)
- ・「年度計画を十分には実施していない」(Ⅱ)
- ・「年度計画を実施していない」(Ⅰ)

※ 年度評価は、中期計画の実施状況を調査・分析するものであるが、中期計画を各年度どの程度実施するかは、年度計画に示されるものであることから、一義的には年度計画の実施状況で判断する。

ii) 各項目ごとの「特記事項」の欄において、

- 1) 法人化のメリットを活用し、運営の活性化等を目指した、財政、組織、人事等の面での特色ある取組
- 2) 各法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、運営を円滑に進めるための様々な工夫
- 3) 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況
- 4) 中期目標の達成に向けて支障が生じている(あるいは生じるおそれがある)場合には、その状況、理由(外的要因を含む。)等について自由に記載することができる。

この他、別添1に掲げる観点に関係する取組の状況を記載する。

イ. 評価委員会による検証

「中期目標・中期計画の達成に向けて、各年度の業務が順調に進捗しているかどうか」との趣旨から、年度計画の記載事項ごとに、自己評価（ウェイト付けを含む）や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証する。法人による自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由等を示す。

ウ. 評価委員会による評定

イの検証を踏まえるとともに、特記事項等も勘案し、4つの大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を示す。また、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

進捗状況は、以下の5種類により示す。なお、これらの水準は、基本的には各法人の設定した中期計画に対するものであり、相対比較することは意味を持たないことに留意する。

「中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある」
（評価委員会が特に認める場合）

「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」
（すべてⅣまたはⅢ）

「中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる」
（ⅣまたはⅢの割合が9割以上）

「中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている」
（ⅣまたはⅢの割合が9割未満）

「中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項がある」
（評価委員会が特に認める場合）

※ 上記の判断基準については、中期計画の進捗状況を示す際の目安であり、各法人を取り巻く諸事情を勘案し、総合的に判断するものとする。

また、各法人は、項目内の各記載事項について、項目内におけ

る重要性等を勘案してウェイト付けを行うことができる。評価委員会においては、法人がウェイト付けを行った取組について、その重みに応じた評価を行う。

② 教育研究等の質の向上の状況

ア. 法人による自己点検

各法人は、実績報告書において年度計画に係る事業の外形的な進捗状況等を記述式により簡潔に記載する。

また、この項目の「特記事項」の欄において、別添2に掲げる事項例を参考に（大学共同利用機関法人においては、「各年度終了時の評価における大学共同利用機関法人の特性を踏まえた評価の留意事項（審議のまとめ）」に掲げる留意事項も参照のこと）、以下の点について、当該年度の外形的な取組状況を自由に記載することができる。

- i) 教育研究の高度化、個性豊かな大学づくり等を目指した、教育研究活動面における特色ある取組
- ii) 各法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫
- iii) 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況
- iv) 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む。）

イ. 評価委員会による事業の進捗状況の確認

各法人の特性等を踏まえ、事業の進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

(2) 全体評価

項目別評価の結果等を踏まえつつ、各法人の特性に配慮して法人の中期

計画の進捗状況全体について、記述式により評価する。

その際、学長・機構長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な運営を目指した取組、国民や社会に対する説明責任を重視した社会に開かれた運営を目指した取組及びそれらが機能しているかどうかや教育研究等の質の向上に向けた特色ある取組等について積極的に評価する。

4 年度評価のスケジュール

- (1) 6月30日まで 各法人は実績報告書(自己点検・評価書)を提出
- (2) 7月～8月 評価チームによる調査・分析
- (3) 8月下旬～9月 評価案の策定
- (4) 9月 評価案に対する意見申し立ての機会の付与
- (5) 9月中下旬 評価委員会総会において、評価結果を決定

5 評価の実施体制

評価委員会各分科会の下に評価チームを設け、各法人の業務の実績について調査・分析し、評価案を作成する。

調査・分析にあたっては、実績報告書に加え、必要な参考資料を用いるほか、各法人からのヒアリングも実施する。

6 その他

本実施要領を踏まえつつ、具体的な評価方法等については各分科会において必要に応じ追加・修正を行う。

また、本実施要領については、各法人を取り巻く諸事情や各事業年度評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じ見直し・改善を行う。

年度評価における業務運営等の共通事項に関する観点

(1) 業務運営の改善及び効率化

○ 戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。

教員の興味関心に基づく自発的学問的研究とそれに基づく教育を自律的に行うという大学及び大学共同利用機関の本質に留意しつつ、法人としての経営戦略を企画立案するマネジメント体制を整備することにより、学長等のリーダーシップの下、法人全体の観点に立った意思決定とその方針に沿った各部局の活動の総合調整を行い、効率的で法人全体を有機的に統合した戦略的な法人経営を行っているかどうかという観点から評価することが必要である。また、このような意思決定過程の構築にあたって、透明性・公正性の観点に留意されているかどうかという視点から評価することも必要である。

(指標例)

- ・ 企画立案部門の活動状況、具体的検討結果、実施状況
- ・ 法令や内部規則に基づいた手続きにしたがって意思決定されているか

○ 法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。

法人化以前は国の組織として、国の予算会計制度や機構定員制度の制約が課されていたが、法人化により、法人の裁量による柔軟な資源配分が可能となっており、各法人の総合的な戦略や状況に応じた柔軟かつ迅速な物的・人的資源の配分が進められているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 法人の経営戦略に基づく学長・機構長裁量経費・人員枠やその他の戦略的配分経費の措置状況
- ・ 上記の資源配分による事業の実施状況（教育研究の専門的な観点からの評価は行わない。）

○ 業務運営の効率化を図っているか。

法人内のコンセンサスの確保に留意しつつ、教育研究活動の進展や社会のニーズに機動的に対応するため、迅速かつ効率的な意思決定と業務執行がより一層求められており、業務運営の合理化や管理運営の効率化が進められているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 事務組織の再編・合理化等、業務運営の合理化に向けた取組実績
- ・ 各種会議・全学的委員会等の見直し、管理運営システムのスリム化・効率化等、管理運営の効率化に向けた取組実績

○ 収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

法人にとって、教育は基幹的な業務であり、収容定員に示された学生数に対して教育を行っているかどうかは、法人が行うべき業務を十分に行ったかどうかを図る基本的な指標であるため、収容定員の充足率を一定程度以上満たしているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- 学士・修士・博士・専門職学位課程ごとに収容定員の90%以上を充足させているか

○ 外部有識者の積極的活用を行っているか。

法人化により、外部委員が半数以上を占める経営協議会が全法人に設置されるとともに、外部人材の理事への登用も必須とされたほか、人事制度の弾力化のメリットを活かした外部人材の登用も可能となっており、これらの外部有識者の活用により運営の活性化が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- 外部有識者の活用状況
- 経営協議会の審議状況・運営への活用状況及び関連する情報の公表状況

○ 監査機能の充実が図られているか。

法人には役員として監事がおかれ、会計監査人による会計監査と相まって、外部の観点を取り入れた運営の自己改善サイクルを確立することが可能となっている。内部監査の組織が適切に整備され監査が実施されると共に監事や会計監査人による監査結果を適切に運営に反映させるなど、監査機能の充実が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- 内部監査、監事監査、会計監査の実施状況及び監査結果の運営への活用状況

○ 男女共同参画の推進に向けた取組が行われているか。

男女共同参画基本計画（第2次）（平成17年12月閣議決定）、第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）及び女性の参画加速プログラム（平成20年4月男女共同参画推進本部決定）等を踏まえ、男女共同参画の推進に向けた取組が行われているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- 男女共同参画に関する具体的な取組指針や計画等の策定、男女共同参画推進のための組織の設置等、学内での男女共同参画推進に向けた取組状況
- 女性教職員の採用・登用の促進に向けた取組状況
- 仕事と育児等の両立を支援し、女性教職員が活躍できる環境づくりに向けた取組状況

(2) 財務内容の改善

○ 財務内容の改善・充実が図られているか。

国費の投入により支えられている法人において、財務内容を改善することは重要な課題であり、法人の目的に照らして経費の節減、自己収入の増加及び資金の運用が図られているかどうか、財務分析を実施し、その分析結果を運営の改善に活用しているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 経費の節減、自己収入の増加、資金の運用に向けた取組状況
- ・ 財務情報に基づく財務分析の実施とその分析結果の活用状況

○ 人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年6月2日法律第47号）等を踏まえ、人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、中期目標・中期計画の達成に向けた人件費削減の取組が着実に進んでいるかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 中期計画において設定された人件費削減目標値の達成に向けた人件費削減の取組状況

(3) 自己点検・評価及び情報提供

○ 中期計画・年度計画の進捗管理や自己点検・評価の作業の効率化が図られているか。

法人が中期計画・年度計画を計画的に実行するとともに、自己点検・評価作業の効率化を図るため、ITの有効活用等により中期計画・年度計画の進捗状況を定期的に管理し、自己点検・評価の作業の効率化が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ ITの有効活用等による中期計画・年度計画の進捗状況管理等自己点検・評価の作業の効率化に向けた取組状況

○ 情報公開の促進が図られているか。

法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を行っていくため、教育研究等の状況について積極的な情報提供が求められており、情報公開の促進が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 情報発信に向けた取組状況

(4) その他の業務運営に関する重要事項

○ 施設マネジメント等が適切に行われているか。

法人にとって、施設・設備は予算、人員と並んで教育研究を実施していく上で不可欠な資源であり、各法人の活動を支え、活性化させる施設マネジメントや設備の有効利用が行われているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- キャンパスマスタープラン等の策定や実現に向けた取組状況
- 施設・設備の有効活用の取組状況
- 施設維持管理の計画的取組状況（施設維持管理計画等の策定状況）
- 省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組状況

○ 危機管理への対応策が適切にとられているか。

法人化により、危機管理の責任は各法人が負うこととなり、リスクマネジメントに関する適切な対応体制がとられているかどうかという観点から予防的観点にも着目して評価することが必要である。また、万一、法人の管理責任に係る事項で法人として不適切な事象が生じた際には、評価においても、当該事象に対する事後的な対応も含めて、必要に応じて取り上げる必要がある。

(指標例)

- 災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理の体制・マニュアル等の整備
▪ 運用状況
- 研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備・運用状況

(5) 各項目共通

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

国立大学法人評価は、各法人の自己点検・評価及び評価委員会の評価結果を以後の運営に活用することによって法人の質的向上に資するものであるため、評価結果の活用が適切に行われているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- 評価結果の法人内での共有や活用のための方策
- 具体的指摘事項に関する対応状況

なお、本観点については、具体的指摘事項に該当する項目のほか、「自己点検・評価及び情報提供」の項目にも関係する。

年度評価における教育研究の事項例

1. 教育方法等の改善

(事項例)

- 一般教養教育の指導方法改善のための組織的取組状況
- 学部教育や大学院教育の指導方法改善のための組織的取組状況
- 学部学生や大学院学生の成績評価方法等の改善のための組織的取組状況
- 各法人の個性・特色の明確化を図るための組織的取組状況
- 他大学等での教育内容、教育方法等の取組の情報収集及び学内での情報提供の状況

2. 学生支援の充実

(事項例)

- 学生に対する学習・履修・生活指導・メンタルケアの充実や学生支援体制の改善のための組織的取組状況
- キャリア教育、就職支援の充実のための組織的取組状況
- 課外活動の支援等、学生の厚生補導のための組織的取組状況

3. 研究活動の推進

(事項例)

- 研究活動の推進のための有効な法人内資源配分等の取組状況
- 若手教員、女性教員等に対する支援のための組織的取組状況
- 研究活動の推進のための有効な組織編成の状況
- 研究支援体制の充実のための組織的取組状況

4. 全国共同利用の推進

(事項例)

- 独創的・先端的な学術研究を推進する全国共同利用の取組状況
- 全国共同利用の役割を踏まえた運営・支援体制の整備・機能の状況
- 全国共同利用を活かした人材養成の状況
- 当該大学内外の研究者及び社会に対する全国共同利用に係る情報提供についての取組状況

5. 社会連携・地域貢献、国際交流等の推進

(事項例)

- 大学等と社会の相互発展を目指し、大学等の特性を活かした社会との連携、地域活性化・地域貢献や地域医療等、社会への貢献のための組織的取組状況
- 産学官連携、知的財産戦略のための体制の整備・推進状況
- 国際交流、国際貢献の推進のための組織的取組状況
- 附属病院、附属学校の機能の充実についての状況

6. その他

- 以上の事項に関する他大学等との連携・協力についての状況

鳥取大学評価委員会委員名簿

平成22年4月1日現在

所 属	氏 名	任 期	備 考
副学長(企画・評価担当)	小 林 一		第1号委員・委員長
地域学部(副学部長・評価担当)	藤 井 正		第2号委員
医 学 部(副学部長・評価担当)	廣 岡 保 明		
農 学 部(副学部長・評価担当)	太 田 康 彦		〃
工学研究科(副研究科長・評価担当)	松 原 雄 平		第3号委員
連 合 農 学 研 究 科	東 政 明	平22.4.1～平24.3.31	第4号委員
附 属 図 書 館	高 阪 一 治	〃	〃
附 属 学 校 部	油 野 利 博	〃	〃
医学部附属病院	小 川 敏 英	〃	〃
乾燥地研究センター	山 中 典 和	〃	〃
大学教育支援機構	田 畑 博 敏	〃	〃
総合メディア基盤センター	石 田 雅	〃	〃
国際交流センター	若 良 二	〃	〃
生命機能研究支援センター	難 波 栄 二	〃	〃
産学・地域連携推進機構	小 沢 貴 史	〃	〃
イノベーション科学センター	大 田 住 吉	〃	〃
染色体工学研究センター	押 村 光 雄	平21.4.1～平23.3.31	〃
総 務 部 長	萩 原 寿 郁		第5号委員
経 営 企 画 部 長	六 川 真 五		〃
経 理 部 長	渡 邊 多 紀 夫		〃
施 設 環 境 部 長	蔵 田 秀 夫		〃
学 生 部 長	北 嶋 充		〃
研究・国際協力部長	松 原 利 生		〃
学 術 情 報 部 長	益 森 治 巳		〃

鳥取大学の現状と課題（第16号）

第1期中期目標期間に係る業務の実績に関する
評価報告書 — 《分冊1》 —

発行年：平成23年10月

編集：鳥取大学評価委員会

発行：鳥取大学大学評価室

〒680-8550 鳥取市湖山町南4丁目101番地

印刷：有限会社 螢光社



Tottori University